

さいふにやさしい収入保障

無解約返戻金型収入保障保険 無配当
無解約返戻金型優良体収入保障保険 無配当
保険料払込免除特約付無解約返戻金型収入保障保険 無配当
保険料払込免除特約付無解約返戻金型優良体収入保障保険 無配当

ご契約のしおり・約款

「さいふにやさしい収入保障」とは、次の①～④の商品の全てを総称したペットネームです。

- ①「収入保障保険」
(無解約返戻金型収入保障保険 無配当)
- ②「優良体収入保障保険」
(無解約返戻金型優良体収入保障保険 無配当)
- ③「レスキューP(パック) 収入保障保険」
(保険料払込免除特約付無解約返戻金型収入保障保険 無配当)
- ④「レスキューP(パック) 優良体収入保障保険」
(保険料払込免除特約付無解約返戻金型優良体収入保障保険 無配当)

お申込みいただく保険の 主契約・特約を ☒ チェックして、 保障内容をご確認ください。

※主契約および付加された特約の種類は、お引受け承諾後にお送りいたします
保険証券にてご確認ください。



保障内容チェック表

(しおり・約款の該当ページには、各主契約・特約の
保障内容(支払内容)を掲載しています。)

ご契約された 項目に ☒ チェックを		しおり 該当ページ	約款 該当ページ
主 契 約	☐ 無解約返戻金型収入保障保険	25ページ	1ページ
	☐ 無解約返戻金型優良体収入保障保険	25ページ	21ページ
特 約	☐ 保険料払込免除特約	26ページ	42ページ
	☐ リビング・ニーズ特約	33ページ	48ページ
	☐ 指定代理請求人特約	35ページ	65ページ
	☐ 5年ごと利差配当付年金払特約	39ページ	69ページ

ここに掲載している商品は、予告なく販売を停止させていただく場合がありますので、
あらかじめご了承ください。

[保険種類と付加できる特約一覧表]

		保険種類(主契約)	
		無解約返戻金型 収入保障保険	無解約返戻金型 優良体収入保障保険
特約	保険料払込免除特約	○	○
	リビング・ニーズ特約	○	○
	指定代理請求人特約	○	○
	5年ごと利差配当付年金払特約	○	○

ご契約のしおり・約款

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを
記載したものですので、必ずご一読いただき、
内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込み
いただきますようお願いいたします。

ご契約のしおり・約款 もくじ

「ご契約のしおり」

ご契約についての重要事項をわかりやすくご説明しています。
しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、
「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

◎保障内容チェック表

◎目的別もくじ	しおり - 4
◎主な保険用語のご説明	しおり - 6

I ご契約にあたって

① 申込書・告知書の記入について	しおり - 10
② 保険契約の締結と生命保険募集人の権限について	しおり - 10
③ クーリング・オフ制度について	しおり - 11
④ お客さまに関する情報のお取扱いについて	しおり - 13
⑤ 健康状態や職業等の告知義務について	しおり - 15
⑥ 保障の責任開始期について	しおり - 18
⑦ ご契約内容等の確認制度について	しおり - 20
⑧ 保険証券・告知内容のご確認について	しおり - 20

II 保険の特長としくみについて

⑨ 無解約返戻金型収入保障保険・無解約返戻金型優良体収入保障保険の特長としくみ	しおり - 21
⑩ 主契約の年金のお支払いと保険料払込みの免除	しおり - 25
⑪ 付加できる特約について	しおり - 26
(1) 保険料払込免除特約	しおり - 26
(2) リビング・ニーズ特約	しおり - 33
(3) 指定代理請求人特約	しおり - 35
(4) 5年ごと利差配当付年金払特約	しおり - 39

III 保険料について

⑫ 保険料の払込方法(回数)について	しおり - 41
⑬ 保険料の払込方法(経路)について	しおり - 41
⑭ 保険料をまとめて払い込む方法について	しおり - 43
⑮ 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について	しおり - 44
⑯ 効力を失ったご契約の復活について	しおり - 47
⑰ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法	しおり - 47
⑱ 年金支払いの際の保険料精算	しおり - 48
⑲ 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い	しおり - 50

IV 年金・保険金等について

⑳ 年金・保険金等のご請求について	しおり - 52
㉑ 年金・保険金等の支払期限	しおり - 54
㉒ 年金・保険金等をお支払いできない場合	しおり - 55
㉓ 年金・保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合の事例	しおり - 58

V ご契約後のお取扱いについて

24	ご契約の解約と解約返戻金	しおり	-	60
25	年金受取人によるご契約の存続	しおり	-	61
26	被保険者からご契約者への解約請求について	しおり	-	61
27	ご契約者・遺族年金受取人の変更	しおり	-	62
28	遺族年金受取人が亡くなった場合	しおり	-	63
29	住所変更などの場合	しおり	-	64
30	管轄裁判所について	しおり	-	64
31	生命保険と税金	しおり	-	65
32	手続きに必要な書類一覧	しおり	-	68

VI その他生命保険に関するお知らせ

33	保険金額等が削減される場合	しおり	-	71
34	「生命保険契約者保護機構」について	しおり	-	71
35	保険契約等に関する情報の共同利用について	しおり	-	74
36	現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項	しおり	-	77
37	当社の組織形態について	しおり	-	77
38	取引時確認(本人確認)について	しおり	-	78
39	「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて	しおり	-	78
40	F A T C A (外国口座税務コンプライアンス法)にともなう手続きについて	しおり	-	79
41	このような場合、ただちにご連絡ください。	しおり	-	81

「約款」 ご契約から消滅までのとりきめを記載しています。

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款	約款	-	1
無解約返戻金型優良体収入保障保険普通保険約款	約款	-	21
保険料払込免除特約条項	約款	-	42
リビング・ニーズ特約条項	約款	-	48
指定代理請求人特約条項	約款	-	65
5年ごと利差配当付年金払特約条項	約款	-	69
特別条件付保険特約条項(2015)	約款	-	77
保険料口座振替特約条項	約款	-	82
保険料口座振替特約条項(団体扱・集団扱用)	約款	-	86
団体扱特約条項Ⅰ	約款	-	89
団体扱特約条項Ⅱ	約款	-	93
集団扱特約条項	約款	-	97
保険料クレジットカード払特約条項	約款	-	101
責任開始期に関する特約条項	約款	-	104
電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項	約款	-	107
別表	約款	-	110
FWD富士生命からのお願い			
説明事項ご確認のお願い			



目的別もくじ

しおりをお読みいただくうえで、わからない保険用語がありましたら、「主な保険用語のご説明」をあわせてご参照ください。

ご契約にあたって

保険用語が分からない		▶ 主な保険用語のご説明	しおり-6ページへ ▶▶▶
申込みを撤回したい		▶ ③ クーリング・オフ制度について	しおり-11ページへ ▶▶▶
告知について知りたい		▶ ⑤ 健康状態や職業等の告知義務について	しおり-15ページへ ▶▶▶
いつから保障が開始されるか知りたい		▶ ⑥ 保障の責任開始期について	しおり-18ページへ ▶▶▶

主契約・特約について

保険の特長としくみを 知りたい		▶ ⑨ 無解約返戻金型収入保障保険・ 無解約返戻金型優良体収入保障 保険の特長としくみ	しおり-21ページへ ▶▶▶
優良体について知りたい		▶ (「優良体」、「非喫煙者優良体」の 基準および適用料率種類)	しおり-23ページへ ▶▶▶
保険料払込免除に ついて知りたい		▶ ⑩ 主契約の年金のお支払いと 保険料払込みの免除 ▶ ⑪ 付加できる特約について (1) 保険料払込免除特約	しおり-25ページへ ▶▶▶ しおり-26ページへ ▶▶▶
付けることのできる 特約について知りたい		▶ ⑪ 付加できる特約について	しおり-26ページへ ▶▶▶

保険料について

保険料をまとめて払い込む 方法について知りたい		▶ ⑭ 保険料をまとめて払い込む方法につ いて	しおり-43ページへ ▶▶▶
保険料の払込みができなかった 場合について知りたい		▶ ⑮ 保険料払込みの猶予期間とご契約の 失効について	しおり-44ページへ ▶▶▶
効力を失った保険を 元に戻したい		▶ ⑯ 効力を失ったご契約の復活について	しおり-47ページへ ▶▶▶
保険料の払込みの都合がつかない 場合の継続方法について知りたい		▶ ⑰ 保険料のお払込みが困難なときの 継続方法	しおり-47ページへ ▶▶▶

年金・保険金等について

保険金等の請求手続き
について知りたい



▶ **20** 年金・保険金等のご請求について

しおり-52ページへ ▶▶▶

受取人が請求できない場合の
代理請求について知りたい

▶ **11** 付加できる特約について
(3) 指定代理請求人特約

しおり-35ページへ ▶▶▶

保険金等が受け取れない
ケースについて知りたい



▶ **22** 年金・保険金等をお支払いできない
場合
▶ **23** 年金・保険金等をお支払いできる場合
またはお支払いできない場合の
事例

しおり-55ページへ ▶▶▶

しおり-58ページへ ▶▶▶

ご契約後のお取扱いについて

契約の解約について
知りたい



▶ **24** ご契約の解約と解約返戻金

しおり-60ページへ ▶▶▶

保険契約者や死亡保険金
受取人を変更したい

▶ **27** ご契約者・
遺族年金受取人の変更

しおり-62ページへ ▶▶▶

生命保険に関する
税金について知りたい



▶ **31** 生命保険と税金

しおり-65ページへ ▶▶▶

各種手続き等

証券をなくした
結婚して姓が変わった
電話で保障内容を
確認したい



41 このような場合、
ただちにご連絡ください。

しおり-81ページへ ▶▶▶



主な保険用語のご説明

しおりをお読みいただくうえで参考となる保険用語をわかりやすく説明しています。

か	解除	保険期間の途中で、告知義務違反があった場合等に、当社の決定によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約	保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約された場合、以後の保障はなくなります。
	解約返戻金	ご契約を解約された場合等に、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
け	契約者 (保険契約者)	当社とご契約を結び、ご契約上のいろいろな権利(契約内容変更等の請求権)と義務(保険料払込義務)を持つ人をいいます。
	契約者貸付制度	一時的に資金がご入用のときに、解約返戻金の一定範囲内で貸付する制度のことをいいます。貸付できる金額は、ご契約内容、ご契約年数等により異なります。
	契約者配当金	(5年ごと利差配当付年金払特約が付加されている場合) 責任準備金等の運用益が、当社の予定した運用益をこえた場合に、5年ごとにご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
	契約年齢	被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。 (例)ご契約時に満32歳7か月の被保険者の契約年齢は32歳となります。
	契約日	ご契約が始まる日をいい、保険期間の起算日や年齢の計算の基準日になります。 保険料払込方法(回数)や保険料払込方法(経路)によって契約日は異なります。年払・半年払の場合は責任開始日と一致しますが、保険料払込方法が口座振替毎月払の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。
	契約日の応当日	ご契約後の保険期間中にむかえる契約日の年単位、半年単位または月単位の応当日のことです。 (例)保険料払込方法が年払で契約日が平成29年12月10日の場合 契約日の年単位の応当日 : 平成30年12月10日以降の 毎年12月10日 契約日の半年単位の応当日 : 平成30年6月10日以降の 毎年12月10日および6月10日 契約日の月単位の応当日 : 平成30年1月10日以降の毎月10日
	減額	年金月額を減らすことをいいます。減額分は解約したものとして取扱います。
こ	告知・告知義務・告知義務違反	ご契約者と被保険者は、ご契約のお申込みをされるときに現在の健康状態や職業、過去の病歴等当社がおたずねする重要なことがらについて当社に事実をお知らせ(告知)いただきます。これを「告知義務」といいます。告知していただいた内容が事実と違っていた場合には、告知義務違反としてご契約が解除されることがあります。
さ	最低支払保証期間	年金を支払う場合の最低保証年数のことをいいます。

し	失効	保険料払込みの猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。
	指定代理請求人	保険金等の受取人である被保険者が、保険金等を請求できない特別な事情があるときに、保険金等の受取人に代わり、保険金等を請求することができる方であり、契約者によりあらかじめ指定された方をいいます。
	支払査定時照会制度	保険金等のお支払いの判断またはご契約等の解除、取り消しもしくは無効の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する情報を共同して利用する制度のことをいいます。
	支払事由	約款に定める保険金等をお支払いする事由のことをいいます。
	主契約と特約	約款のうち普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
	診査	診査扱のご契約に申し込まれる場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先の定期健康診断の結果をご利用いただく方法もあります。
せ	責任開始期(日)	申し込まれるご契約の保障が開始される時期を責任開始期といい、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。なお、復活の取扱いが行われた場合、最終の復活の際の責任開始期(日)とします。
	責任準備金	将来の保険金等をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるものをいいます。
	全期払	保険料の払込方法のひとつで、保険期間満了まで保険料を払い込む方法のことです。
た	第1回保険料相当額	ご契約のお申込みのときにお払込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
	短期払	保険料の払込方法のひとつで、保険期間より短い期間で保険料を払い込む方法のことです。
ね	年金支払期間	年金が支払われる場合、その支払事由が生じた日から、最終回の年金の支払日までの期間をいいます。
は	払込期月	保険料をお払込みいただく月のことをいいます。払込方法(回数)に応じて、次の契約日の応当日が属する月の1日から末日までをいいます。 (例) 払込方法(回数)が月払で、契約日が平成29年12月1日の場合、第2回目の保険料の払込期月は、平成30年1月1日から1月31日までとなります。

ひ

被保険者

生命保険の保障の対象となる人のことをいいます。

ふ

復活

保険契約が失効した後、保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、改めて告知をしていただきますが、健康状態などによっては復活できないこともあります。また、失効後、復活できる期間には制限があります。

ほ

保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険期間満了の日

保険期間が終了する日のことをいいます。保険期間が終了する日はそれぞれ以下のとおりとなります。

- ・保険期間が年数で定められている場合(年満期)：
契約日からの年数がその定められた年数に達する契約日の年単位の
応当日の前日
- ・保険期間が被保険者の年齢で定められている場合(歳満期)：
被保険者がその定められた年齢に達した後に最初に到来する契約日
の年単位の応当日の前日

(例)保険期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険期間満了の日となります。

保険証券

ご契約の成立や内容を証する重要なもので、保険金額(年金月額)や保険期間などのご契約内容を具体的に記載したものです。

保険年度

契約日から起算した1年ごとの期間をいいます。契約日から最初の満1か年を第1保険年度といい、以下順次、第2保険年度、第3保険年度、……とといいます。

保険料

ご契約者にお支払いいただくお金のことをいいます。

保険料期間

保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間のことをいいます。

(例)年 払の場合：契約日の年単位の応当日から次の契約日の年単位の
応当日の前日までの期間(1年)

半年払の場合：契約日の半年単位の応当日から次の契約日の半年
単位の応当日の前日までの期間(6か月)

月 払の場合：契約日の月単位の応当日から次の契約日の月単位
の応当日の前日までの期間(1か月)

保険料の振替貸付

保険料のお払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合でも、所定の解約返戻金があるときはその範囲内で、あらかじめお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えする制度のことをいいます。

保険料払込期間

保険料をお払込みいただく期間のことをいいます。

(例) 保険料払込期間が80歳のご契約の場合、契約日の年単位の応当日が4月1日であれば、被保険者が満80歳となられた後に最初に到来する3月31日が保険料払込期間満了の日となります。

め 免責事由

被保険者が支払事由に該当された場合でも、被保険者の自殺行為などのケースでは保険金等をお支払いできないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や 約款

ご契約から消滅までのとりきめを記載したものです。

ゆ 猶予期間

第2回以後(更新の場合は第1回を含みます。)の保険料が払込期月内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間のことをいいます。猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、ご契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います(失効)。

『責任開始期に関する特約』を付加した場合は、猶予期間内に第1回保険料のお払込みがないとご契約は無効となります。

I ご契約にあたって

1 申込書・告知書の記入について

1. 申込書はご契約者・被保険者ご自身で記入し内容を十分お確かめのうえ、署名と押印をしてください。
2. 告知書は被保険者ご自身で正確にご記入ください。

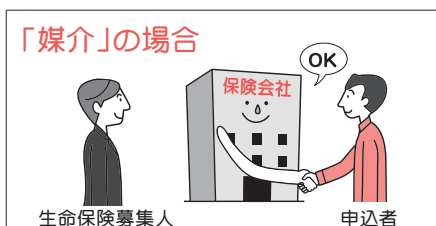
契約者・被保険者以外が署名・押印すると契約が認められないことがあるのでご注意ください。



2 保険契約の締結と生命保険募集人の権限について

保険契約締結の「媒介」と「代理」について

「媒介」の場合



生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

「代理」の場合



生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して生命保険募集人が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

!! 重要

- 生命保険の募集は保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、ご契約内容の変更等に関する当社の承諾が原則として必要になります。

【当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例】

- ・保険契約の復活
- ・特約の中途付加
- 等

*お客さまの取扱者である当社生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、当社総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

3 クーリング・オフ制度について

1 ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。

1. 申込者またはご契約者（以下「申込者等」といいます。）は「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して14日以内であれば、書面によりご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除（以下「お申込みの撤回等」といいます。）をすることができます。
2. お申込みの撤回等の書面の発信時に年金・保険金等の支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、申込者等が年金・保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
3. お申込みの撤回等があった場合には、当社は、申込者等にお払込みいただいた金額を全額返還します。
4. 当社は、申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭のお支払いを請求しません。

ご注意

次の場合には、お申込みの撤回等を行うことはできません。

- （1）当社が指定する医師の診査が終了した場合
- （2）債務履行の担保のための保険契約である場合
- （3）既契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合
- （4）法人をご契約者とする保険契約である場合

2 申出方法

1. お申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、郵便により総合サービスセンター宛にご送付ください。
2. お申込みの撤回等の書面はご契約者ごとに作成してください。また、ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてご送付ください。
3. 保険証券がお手元に到着している場合には、お申込の撤回等の書面とともに保険証券を同封して封書にてご送付ください。

●お申出にご用意いただくもの

- ・保険証券（※１）
- ・お申込みの撤回等の書面（※２）

(※1) 書面送付時にお手元に保険証券が到着していない場合や、書面送付後に保険証券が到着した場合には、総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

(※2) 以下の記入例をご参考ください。

●お申込みの撤回等の書面記入例

FWD富士生命保険株式会社 行

私は平成〇〇年〇月〇日に申し込みました下記契約の申込みを撤回します。

- ・証券番号：才〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- ・保険種類：無解約返戻金型収入保障保険
- ・契約者：〇〇 〇〇（加：〇〇〇〇 〇〇〇〇）
- ・被保険者：〇〇 〇〇
- ・住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
- ・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（※1）
- ・申込者名：〇〇 〇〇 印（※2）
- ・送金先口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇口座名義〇〇〇〇 〇〇〇〇（※3）（※4）

(※1) 日中連絡のつく電話番号をご記入ください。

(※2) 自署、申込書と同一印にてお願いします。

(※3)すでに保険料をお払込みいただいた場合のみご記入ください。(クレジットカードによるお払込みを含みます。)

(※4) ☐座名義人がご契約者である場合も、☐座名義人名をご記入ください。

●お申込みの撤回等の書面送付先

〒530-8573 大阪府大阪市北区大深町3-1 グランフロント大阪タワーB
FWD富士生命保険株式会社 総合サービスセンター

4 お客さまに関する情報のお取扱いについて

1 当社が取得する個人情報

当社は、お客さまの住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、健康状態など、保険契約の締結、維持管理、商品のご案内ならびに諸サービスの提供に必要な個人情報を収集しています。

2 当社の個人情報利用方法（利用目的）

当社は、取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理および保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社（グループ会社）・提携会社が提供するものを含む各種商品やサービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) 当社業務に関する情報提供および運営管理、商品・サービスの充実
- (4) 保険に関連・付随する業務の実施
- (5) 当社が有する債権の回収
- (6) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- (7) お客さまとのお取引および当社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務
- (8) その他上記に付随する業務

3 個人データの第三者への提供および第三者からの取得

当社は、次の場合を除いて、ご本人の個人データを第三者に提供することはありません。

- (1) ご本人が同意されている場合
- (2) 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部（当社代理店を含む）へ委託する場合
- (3) 再保険の手続きをする場合（国内または海外の再保険会社に提供する場合があります。）
- (4) ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する情報制度に登録する等、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
- (5) その他法令に根拠がある場合

当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項について記録し、個人データを第三者から取得する場合には当該取得に関する事項について確認・記録します。

4 個人データの共同利用

当社では、保険制度が健全に運営され、保険金等の支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」、「医療保障保険契約内容登録制度」および「支払査定時照会制度」等（各制度の詳細および共同利用する者の範囲等法定開示事項につきまして

は、一般社団法人生命保険協会のホームページをご覧ください。)に基づき、他の生命保険会社等との保険契約等に関する所定の情報を共同利用しております。

また、グループ内の内部統制・経営管理を目的として、お客さまのご契約情報等の個人データを共同利用させていただく場合があります。

共同利用する会社の範囲につきましては、当社ホームページ (www.fwdfujilife.co.jp) のプライバシーポリシーをご覧ください。

5 センシティブ情報のお取扱い

要配慮個人情報ならびに保健医療等に関する個人情報（機微（センシティブ）情報）については、保険業法施行規則および金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに基づき、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。これらの情報については、限定されている目的以外では利用いたしません。

6 保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求

当社は、保有個人データに関する事項の通知、開示、訂正等、利用停止等のご請求があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、適切に対応いたします。

これらの具体的な請求手続きについては、以下の＜お問い合わせ窓口＞までご連絡ください。

7 特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）のお取扱い

当社は、適法かつ公正な手段によりお客さまの特定個人情報を取得します。また、法令で定められた場合を除き、特定個人情報の提供を求めることはありません。当社における特定個人情報の利用の範囲（利用目的）等、取扱いの詳細につきましては、当社ホームページ (www.fwdfujilife.co.jp) のプライバシーポリシーをご覧ください。

個人情報・特定個人情報のお取扱いに関するご質問につきましては、右記の『FWD富士生命 総合サービスセンター』までお問い合わせください。

＜お問い合わせ窓口＞

FWD富士生命 総合サービスセンター

0120-211-901（通話料無料）

月～金（祝日・年末年始を除く） 9:00～18:00

当社の最新のプライバシーポリシーについては
当社ホームページをご覧ください。

www.fwdfujilife.co.jp

5 健康状態や職業等の告知義務について

1 告知義務とは

1. 生命保険は、多数の方々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事している方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。従いまして、ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
2. ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、お身体の障害状態、現在のご職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
※医師の診察の結果、医師から問題ない旨の回答があった場合でも告知は必要です。

2 告知の方法

診査を行うご契約の場合 (囑託医扱)	当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）その他についておたずねいたしますので、その <u>医師に口頭により告知してください</u> 。口頭により告知していただいた内容は、医師により記録されますのでその内容をご確認のうえご署名ください。
定期健康診断の結果等をご利用いただく方法の場合 (健康診断結果通知書扱等)	左記の場合においても告知書をご提出いただきますので、被保険者ご自身で <u>告知書にありのままを記入</u> してください。
診査を行わないご契約の場合 (告知書扱)	被保険者ご自身で <u>告知書にありのままを記入</u> してください。

ご注意

- 生命保険会社および生命保険会社が指定した医師は告知受領権を有しています。
- 生命保険募集人（代理店）は告知受領権を有していません。
- 生命保険募集人（代理店）に口頭でお話されても告知していただいたことにはならず、当社所定の告知書に記入していただくことが必要です。

<『無解約返戻金型優良体収入保障保険』にお申込みの場合>

1. 『無解約返戻金型優良体収入保障保険』にお申込みの際は、医師による診査または健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。
2. さらに、「非喫煙者優良体保険料率」にお申込みの際は、上記に加え、通常の診査を行い喫煙歴について告知していただくとともに、当社所定の喫煙検査を行いコチニン含有量が当社所定の範囲内である必要があります。

3 傷病歴等がある方への引受対応

1. 当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っております。（傷病歴があってもお引受けできる場合があります。）
2. 告知等の結果を踏まえ、当社は次のいずれかのとおり取り扱います。
 - （1）申込内容どおりお引受けする。
 - （2）特別な条件（「保険料の割増」「保険金の削減」等）を適用して、お引受けする。
 - （3）ご契約の引受けをお断りする。



ご注意

- 『無解約返戻金型優良体収入保障保険』については、「保険料の割増」「保険金の削減」等の特別な条件の適用となるご契約はお引受けできません。
- 『保険料払込免除特約付無解約返戻金型収入保障保険』は「保険金の削減」という特別な条件をつけてお引受けすることがあります。なお、「保険料の割増」によるお引受けはできません。

4 告知義務違反（告知が事実と相違する場合）

1. 告知していただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実でないことを告知された場合、責任開始日（復活の場合は復活日。以下、同じ。）から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。
2. 責任開始日から2年を経過していても、年金・保険金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、解約返戻金があればご契約者にお支払いします。
3. ご契約や特約を解除した場合には、たとえ年金・保険金等の支払事由が発生していても、年金・保険金等をお支払いすることはできません。また、保険料払込みの免除事由が発生していても、保険料のお払込みを免除することはできません。ただし、「年金・保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、年金・保険金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。

たとえば大腸ポリープと診断されているにもかかわらず、これを告知されなかった場合は、ご契約は解除されます。
たとえ、年金・保険金等をお支払いする事由が発生していても、年金・保険金等をお支払いすることができません。



4. 当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は、当社はご契約や特約を解除することができません。ただし、こうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったかまたは事実でないことを告知されたと認められる場合は、当社はご契約や特約を解除することができます。

＊当社の募集人が「事実の告知を妨げたとき」、「告知をしないことを勧めたとき」または「事実でないことを告げることを勧めたとき」は総合サービスセンター（0120-211-901）までご連絡ください。

＊上記のご契約や特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約や特約の締結状況等により、年金・保険金等をお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、年金・保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日から2年経過後にも取消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

＊「現在のご契約の解約・減額等を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。

- ・新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態によっては、お引受けできない場合や条件をつけてお引受けする場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合には、その告知をされなかったために解除・取消しとなる場合があります。

＜「過去1年間の喫煙歴」の告知について誤りがあった場合のお取扱い＞

『無解約返戻金型優良体収入保障保険』の非喫煙者優良体保険料率にお申込みいただき、「過去1年間の喫煙歴」の告知について誤りがあった場合は以下のとおり取扱います。

1. 年金の支払事由が発生する前に誤りが判明した場合・・・実際の喫煙歴に基づく保険料に改め、すでに払い込まれた保険料の不足分を一時に払い込んでいただきます。
2. 年金の支払事由が発生した後に誤りが判明した場合・・・当社の定めるところにより年金月額を削減してお支払いします。

6 保障の責任開始期について

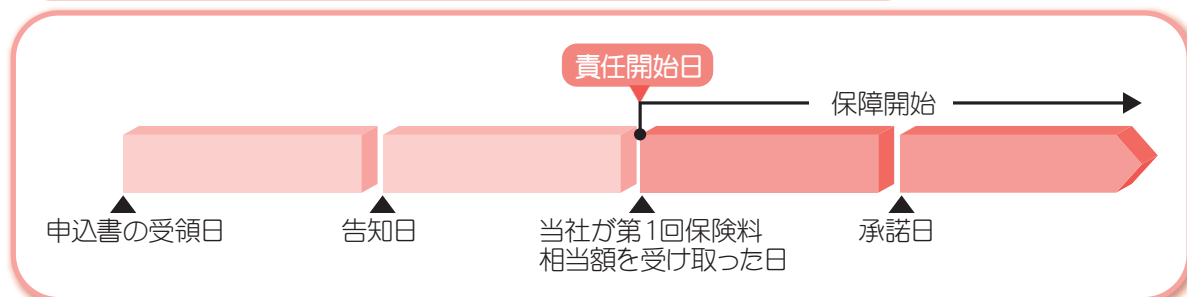
1. 責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
2. お申込みいただいたご契約の引受けを当社が承諾した場合、責任開始期は以下のようになります。

『責任開始期に関する特約』を付加しない場合	「第1回保険料（第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。）を当社が受け取った時（※）」または「告知の時」のいずれか遅い時
『責任開始期に関する特約』を付加する場合	「お申込みを受けた時（当社が保険契約の申込書を受領した時）」または「告知の時」のいずれか遅い時

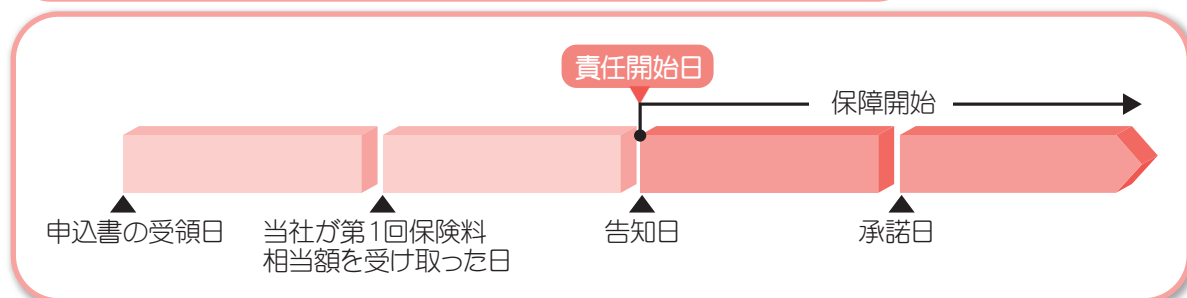
（※）第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

● 「責任開始期に関する特約」を付加しない場合

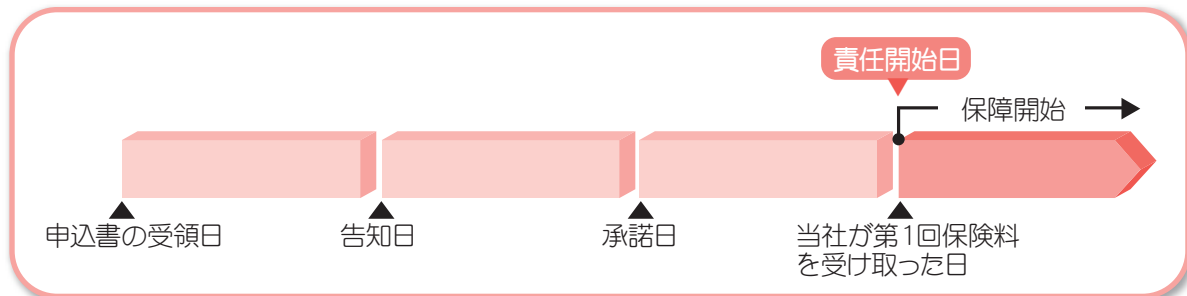
告知をされた後に当社が保険料を受け取った場合



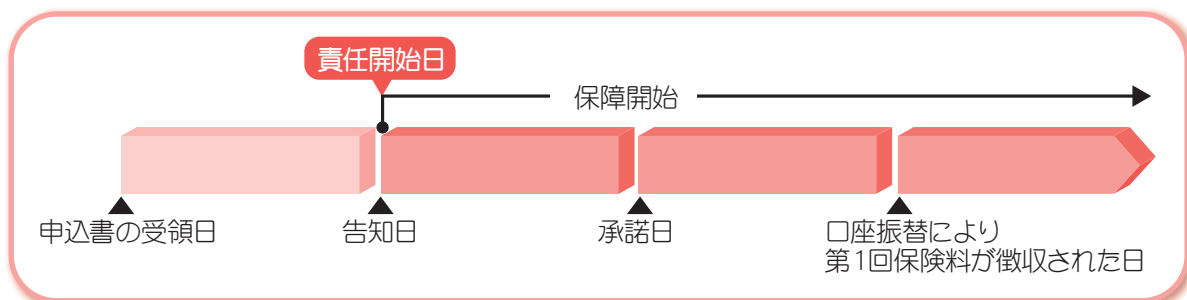
当社が保険料を受け取った後に告知をされた場合



当社が契約を承諾した後に保険料を受け取った場合



●「責任開始期に関する特約」を付加する場合



⚠️ ご注意

『責任開始期に関する特約』について

1. 第1回保険料は、払込期間内（責任開始日からその翌月末日まで）に払込む必要があります。なお、第1回保険料払込みについては、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌月末日までの猶予期間があります。
2. 猶予期間を過ぎても第1回保険料のお払込みがなかった場合、ご契約は責任開始日にさかのぼって保障がなくなります。（無効）
3. 第1回保険料のお払込みの前に、年金・保険金等の支払事由が発生した場合のお取扱いは次のとおりです。
 - （1）年金・保険金等から第1回保険料を差し引きます。（第2回以後保険料の払込期月の契約日の応当日が到来している場合は、第2回以後保険料分も差し引きます。）
 - （2）支払われる年金・保険金等が当該期間までにお払込みいただく必要がある保険料に不足する場合や、保険料払込みの免除事由に該当されたときは、保険料（不足する場合は不足分）をお払込みいただく必要があります。

7 ご契約内容等の確認制度について

1. ご契約の申込後または年金・保険金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込（告知）内容またはご請求内容等について、当社の社員または当社で委託した者が訪問または電話により確認させていただく場合があります。事実の確認にあたりましては、お客さまのプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきますのでご協力をお願いいたします。
2. 事実の確認に際し、ご契約者、被保険者または受取人が当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで年金・保険金等をお支払いいたしません。また、保険料払込みを免除しません。

8 保険証券・告知内容のご確認について

1. ご契約をお引受けしますと、保険証券をご契約者にお送りしますので、お申込みの際の内容と相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
2. お申込みの際には、告知書の写しをご契約者または被保険者にお渡ししますので、告知内容が相違していないかどうかもう一度よくお確かめください。
3. 万一、内容が相違していたり、ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

お電話
ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901（通話料無料）
月～金（祝日・年末年始を除く）
9:00～18:00

Ⅱ 保険の特長としくみについて

9

無解約返戻金型収入保障保険・無解約返戻金型優良体収入保障保険の特長としくみ

(1) 特長

1 死亡または所定の高度障害状態に該当された場合に、遺されたご家族の生活保障として年金をお受け取りいただけます。

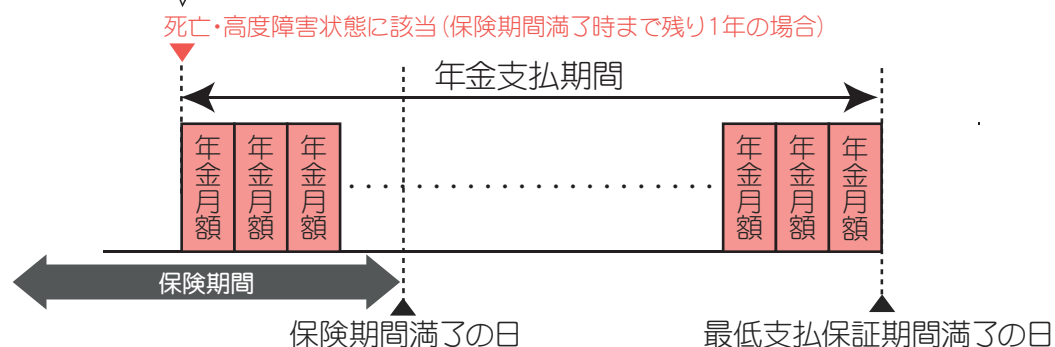
2 「最低支払保証期間」をお選びいただけます。

保険期間満了の日直前に死亡または所定の高度障害状態に該当された場合でも、保険期間満了の日を超えて一定期間は年金をお受け取りいただける「最低支払保証期間」を、2年・5年・10年のいずれかからお選びいただけます。

◆最低支払保証期間

(例) 最低支払保証期間5年の場合

保険期間満了の日の1年前に死亡された場合、満了日までの1年間と保険期間を超えた4年間分の合計（5年間分）の年金支払保証があります。



3 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことで、保険料を割安に設定しました。

詳しくは、しおりの
該当記載箇所をご覧ください

④ ご契約の解約と解約返戻金

4 「年金のお受取方法」をお選びいただけます。

年金のお受取方法を、次の4つからお選びいただくことができます。

- | | | | |
|----------|----------|-----------|-----------|
| (1) 毎月受取 | (2) 一時受取 | (3) 一部すえ置 | (4) 全部すえ置 |
| | | ①一括受取 | ①一括受取 |
| | | ②分割受取 | ②分割受取 |

5 当社所定の症状・状態に該当された場合、以後の保険料のお払込みが不要となります。

1. 『保険料払込免除特約』を付加することで3大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）・所定の身体障害の状態・所定の要介護状態に該当したときに、以後の保険料のお払込みが免除されます。（この特約は、『レスキューパック収入保障保険』・『レスキューパック優良体収入保障保険』に付加されています。）

＊3大疾病・所定の身体障害の状態・所定の要介護状態につきましては、「⑩主契約の年金のお支払いと保険料払込みの免除」および「⑪付加できる特約について（1）保険料払込免除特約」をご覧ください。

2. 『保険料払込免除特約』を付加しない場合でも、不慮の事故により所定の身体障害の状態に該当されたときは以後の保険料のお払込みが免除されます。

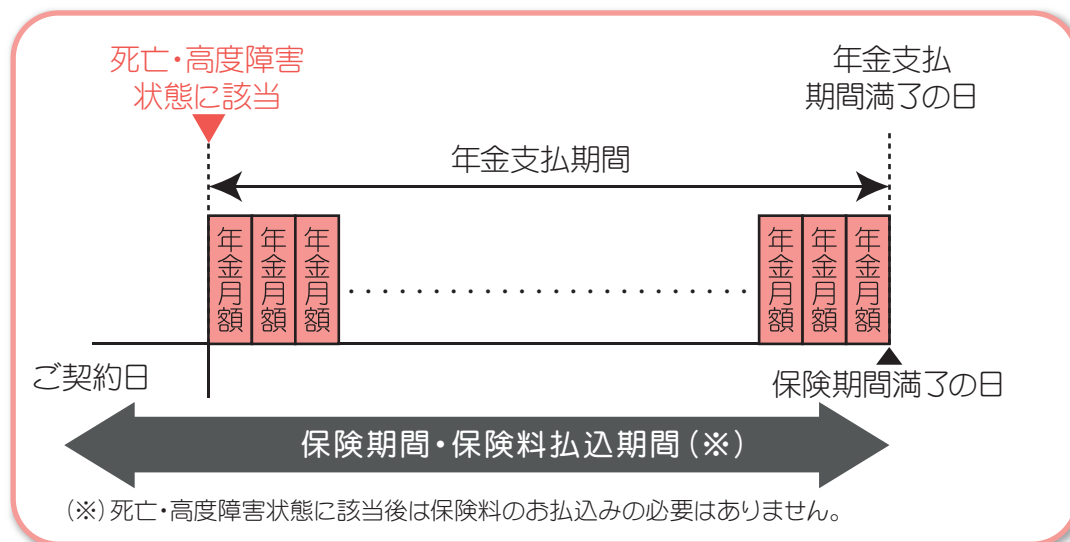
6 被保険者の健康状態ならびに喫煙の状況等が当社所定の基準を満たしている場合は、同じ保障内容で『無解約返戻金型収入保障保険』より保険料が割安な『無解約返戻金型優良体収入保障保険』にご加入いただけます。

詳しくは、しおりの
該当記載箇所をご覧ください

⑨（3）優良体保険料率・非喫煙者優良体
保険料率を適用したご契約について

(2) しくみ

保険期間中に被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられたときに、年金支払期間満了まで、毎月、遺族年金または高度障害年金をお受け取りいただけます。



(3) 優良体保険料率・非喫煙者優良体保険料率を適用したご契約について

1. 被保険者の健康状態ならびに喫煙の状況が当社所定の基準を満たしている場合には、同じ保障内容で『無解約返戻金型収入保障保険』より保険料が割安な『無解約返戻金型優良体収入保障保険』にご加入いただけます。
2. 『無解約返戻金型優良体収入保障保険』に適用される保険料率は「優良体保険料率」と「非喫煙者優良体保険料率」があり、「非喫煙者優良体保険料率」の方がより保険料が割安です。

◆ 「優良体」・「非喫煙者優良体」の基準および適用料率種類

	優良体	非喫煙者優良体
基準	①健康状態および身体状態が、当社所定の引受基準において良好であると認められること ②血圧値が次の範囲内であること 最大血圧140未満、最小血圧90未満 ③ボディ・マス・インデックス（BMI）の値が当社所定の範囲内（18.0～27.0）であること $BMI = \frac{\text{体重（キログラム）}}{\{\text{身長（メートル）}\}^2}$	左記の①～③に加え、 ④過去1年以内に喫煙していないこと
適用料率種類	優良体保険料率	非喫煙者優良体保険料率 (優良体保険料率より割安)

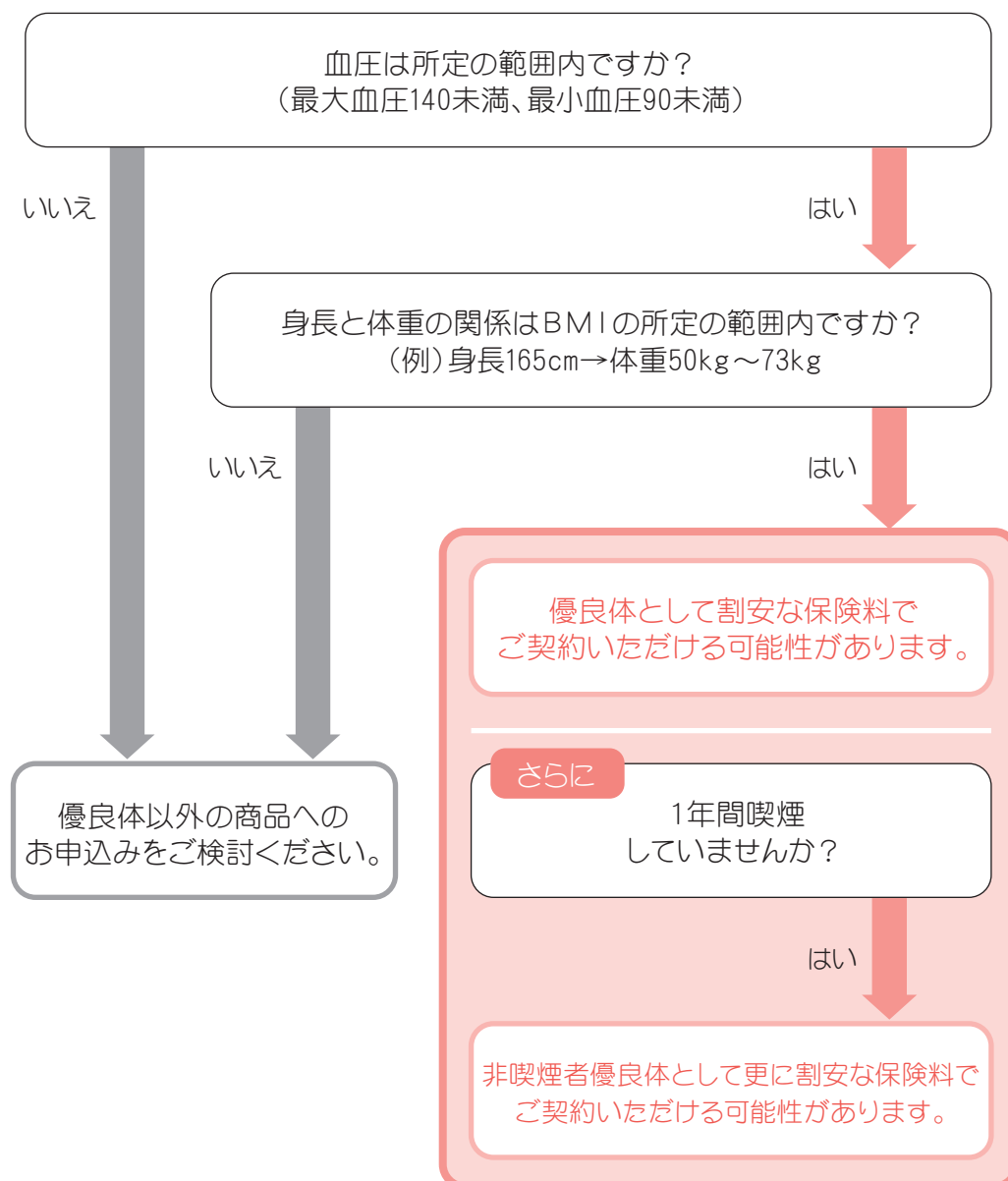


ご注意

- 『無解約返戻金型優良体収入保障保険』にお申込みの際は、医師による診査または健康診断・人間ドックの結果等のご提出が必要となります。
- 「非喫煙者優良体保険料率」にお申込みの際は、上記に加え、通常の診査を行い喫煙歴について告知していただくとともに、当社所定の喫煙検査を行いコチニン含有量が当社所定の範囲内である必要があります。なお、検査の結果によっては「優良体保険料率」でのお引受けとなる場合があります。
- 上記の基準に該当しないからといって、健康状態や身体状態が優良でないということではありません。
- 被保険者本人は喫煙者でなくとも、受動喫煙により「喫煙者」と判定されることもあります。

◆「優良体」・「非喫煙者優良体」フローチャート

ご契約のお申込み



10 主契約の年金のお支払いと保険料払込みの免除

1 年金のお支払い

お支払いする年金	年金をお支払いする場合	支払額	年金受取人
遺族年金	被保険者が保険期間中に死亡したとき	年金月額（※3）	遺族年金受取人
高度障害年金 （※1）	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態（※2）になったとき	年金月額（※3）	被保険者（※4）

（※1）高度障害年金をお支払いした後、ご契約は消滅します。

（※2）「高度障害状態」については、『別表2 対象となる高度障害状態』をご覧ください。

（※3）年金は、死亡または所定の高度障害状態になられた日以後、年金支払期間満了まで、毎月お受け取りいただけます。

（※4）ご契約者が法人で、かつ遺族年金受取人である場合には、法人が当該年金の受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することもできます。

2 保険料払込みの免除

被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に所定の身体障害の状態（※）になられたときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

（※）「身体障害の状態」については、『別表3 対象となる身体障害の状態』をご覧ください。



ご注意

- 主契約の保険料のお払込みが免除される場合は、付加されている特約の保険料のお払込みも同時に免除されます。
- 主契約における保険料払込みの免除事由は、『保険料払込免除特約』の保険料払込みの免除事由とは異なります。
- 保険料のお払込みが免除された後は、「減額」等の保障内容の変更はできません。「住所変更、契約者変更、改姓・改名、法人商号変更等の名義訂正、受取人変更」等の契約情報の変更は可能です。

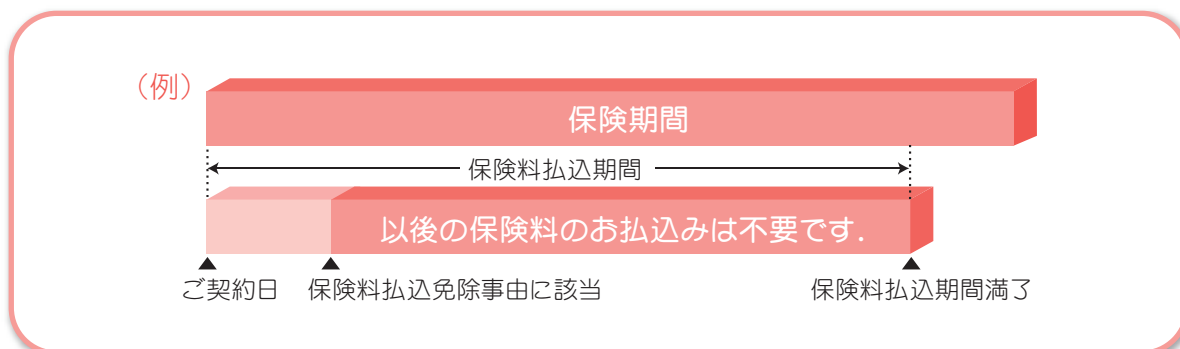
11 付加できる特約について

(1) 保険料払込免除特約

1 特長

3大疾病（がん・急性心筋梗塞・脳卒中）・所定の身体障害の状態・所定の要介護状態に該当したときに、以後の保険料のお払込みが免除されます。

＊この『保険料払込免除特約』の保険料払込みの免除事由は、主契約における保険料払込みの免除事由とは異なります。



2 保険料払込みの免除事由

1. 3大疾病

次の①～③の3大疾病により以下の表の状態に該当したとき

①悪性新生物	主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期前を含めて初めて悪性新生物に罹患したと医師により病理組織学的所見等によって診断確定されたとき
②急性心筋梗塞	主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として急性心筋梗塞を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断されたとき
③脳卒中	主契約の保険料払込期間中にこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

◆保険料払込免除の対象となる3大疾病とは、それぞれ次のものをいいます。

悪性新生物 *「上皮内がん」、「皮膚がん」は対象外ですが、皮膚の悪性黒色腫は対象となります。	・口唇・口腔および咽頭の悪性新生物（舌がん等） ・消化器および腹膜の悪性新生物（胃がん等） ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物（肺がん等） ・骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（乳がん等） ・泌尿生殖器の悪性新生物（子宮がん等） ・その他および部位不明の悪性新生物（脳腫瘍等） ・リンパ組織および造血組織の悪性新生物（白血病等）
急性心筋梗塞	・虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞のみとします。（狭心症等を除きます。）
脳卒中	・脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳動脈の狭塞（脳血栓、脳塞栓）とします。



ご注意

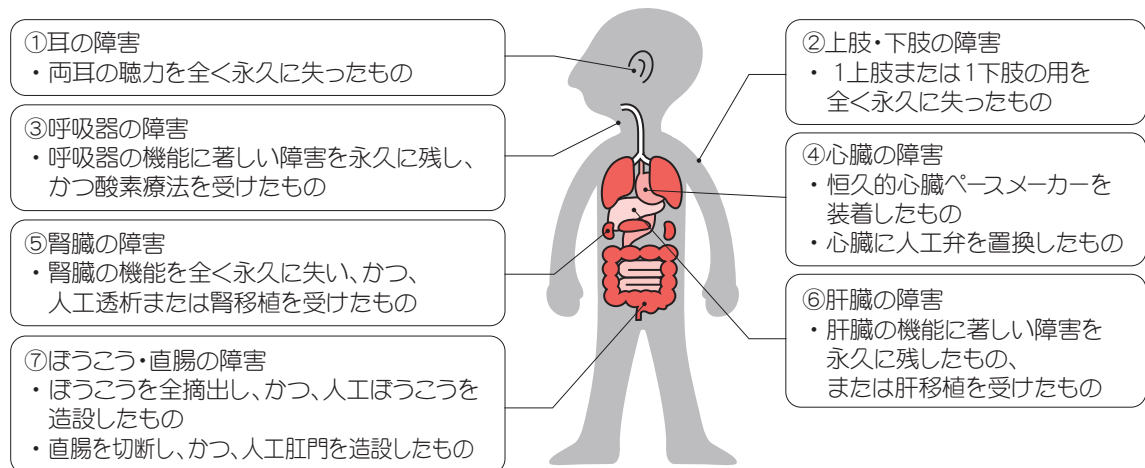
この特約の責任開始日（または復活日、復旧日）から起算して90日以内に乳房の悪性新生物（乳がん）に罹患したと医師により診断確定されたときは、保険料の払込みを免除しません。

約款も合わせてご覧ください

「別表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中」

2. 所定の身体障害の状態

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、以下①～⑦の身体障害の状態に該当したとき



・上記①～⑦の所定の身体障害の状態に関する「用語の定義」については「**3** 保険料払込免除特約の対象となる“所定の身体障害の状態(別表15)”に関する「用語の定義」をご覧ください。

約款も合わせてご覧ください

「別表15 保険料払込みの免除の対象となる身体障害の状態」

3. 所定の要介護状態

責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、つぎのいずれかに該当し、その状態が180日以上継続したとき

- (1) 常時寝たきり状態で、下記の **a** に該当し、かつ、下記 **b** ～ **e** のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態



- (2) 器質性認知症と診断され(※)、意識障害のない状態において見当識障害があり、かつ、他人の介護を要する状態

(※)「器質性認知症と診断され」とは、①および②の全てに該当し、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。

- ①脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
- ②正常に成熟した脳が、前①による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること

約款も合わせてご覧ください 「別表14 対象となる要介護状態」

3 保険料払込免除特約の対象となる“所定の身体障害の状態(別表15)”に関する「用語の定義」

障害部位	障害の状態	備考	用語の定義
耳	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	①聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。 ②「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれ $a \cdot b \cdot c$ デシベルとしたとき、$\frac{1}{4}(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。 ただし、<u>器質性難聴</u>に限ります。	・「デシベル」とは 音の大きさを表す単位。普通の会話は約60デシベル、地下鉄の車内は約80デシベルです。 ・「器質性難聴」とは 中耳や内耳の音を伝播したり、受け止めたりする部位の障害が原因となって発生する難聴を器質性難聴といいます。
上・下肢	1 上肢または1 下肢の用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、次の場合をいいます。 ①上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）中2関節以上の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。この場合は、上・下肢を手・足関節以上で失った場合を含みます。 ②関節の完全強直には、<u>人工骨頭</u>または<u>人工関節</u>をそう入置換した場合を含みます。	・「完全強直」とは 関節組織の癒着により関節が全く動かなくなった状態をいいます。 ・「人工^{こっとう}骨頭」とは 人工骨頭とは、大腿骨頸部内側骨折等の際に、折れたりした大腿骨の骨頭の代替として人工的に作成した骨頭のことをいいます。 ・「人工関節」とは 人工関節とは、動かなくなった関節の代替として人工的に作成した関節のことをいいます。

Ⅱ 保険の特長としくみについて

障害部位	障害の状態	備考	用語の定義
内臓	呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けたもの	①「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、<u>予測肺活量</u> 1 秒率が 20%以下または<u>動脈血酸素分圧</u>が 50 Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込みのない場合をいいます。 ②「酸素療法を受けたもの」とは、日常のかつ継続的に行うことが必要と医師が認める<u>酸素療法</u>を、その開始日から起算して180日間継続して受けたものをいいます。	・「<u>予測肺活量</u>」とは 肺活量は、性、年齢、身長の影響を受けますが、これらの値を用いてその人に期待される値として算出された肺活量を予測肺活量といいます。 ・「<u>動脈血酸素分圧</u>」とは 動脈血酸素分圧とは、肺における血液酸素化能力の指標であり、60Torr以下になると呼吸不全の状態になります。 ・「<u>酸素療法</u>」とは 肺機能の低下が進むと、普通の呼吸だけでは十分な酸素を得ることができない慢性呼吸不全と呼ばれる状態になり、血液の酸素量が低下をきたし、通常の日常生活を営むことが困難になります。このような場合に継続的に酸素補給を行う治療法が酸素療法であり、これにより血液中の酸素濃度を正常に近い値にすることができます。
	恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの	①<u>心臓ペースメーカー</u>を一時的に装着した場合は含みません。 ②すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。	・「<u>心臓ペースメーカー</u>」とは 心臓ペースメーカーとは、心臓に対する電気刺激発生装置であり、本体は電池と刺激発生・感知回路から成り立っており、恒久的な使用を前提とするものは体内に手術により埋め込みます。不整脈の中には、脈が遅くなる徐脈を来たす状態があり、放置すると心不全を合併したり、致死的な心停止に発展する可能性のある病態が存在しますが、心臓ペースメーカーはこのような場合に、電気刺激を心臓に伝え、必要な脈拍を作り出すものです。

障害部位	障害の状態	備考	用語の定義								
内臓	心臓に人工弁を置換したもの	①「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。 ②人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。	・「人工弁」とは 心臓の中には、血液が一定の方向に流れるための４つの「弁」がありますが、これらの「弁」が様々な原因により十分に機能しなくなった状態を「心臓弁膜症」といい、この「心臓弁膜症」の治療法として「人工弁置換手術」があります。この手術の際に、元の「弁」と置き換えられる「弁」が「人工弁」であり、人工材料から構成された「機械弁」と、動物等の「弁」を加工した「生体弁」とがあります。								
	肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもののまたは肝移植を受けたもの	「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表１のいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表２の検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込みのない肝臓の機能低下をいいます。 【表１】 臨床所見 <table><tr><td>・腹水貯留 ・食道静脈瘤</td></tr></table> 【表２】 検査所見 <table><tr><th>検査項目</th><th>判定基準</th></tr><tr><td>１．血清アルブミン</td><td>3.5/dl以下</td></tr><tr><td>２．血小板</td><td>10万/μl以下</td></tr><tr><td>３．ICG試験15分 血中停滞率</td><td>20%以上</td></tr></table>	・腹水貯留 ・食道静脈瘤	検査項目	判定基準	１．血清アルブミン	3.5/dl以下	２．血小板	10万/μl以下	３．ICG試験15分 血中停滞率	20%以上
・腹水貯留 ・食道静脈瘤											
検査項目	判定基準										
１．血清アルブミン	3.5/dl以下										
２．血小板	10万/μl以下										
３．ICG試験15分 血中停滞率	20%以上										

Ⅱ 保険の特長としくみについて

障害部位	障害の状態	備考	用語の定義
内臓	腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けたもの	①「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、<u>人工透析療法</u>または<u>腎移植</u>の実施前のものによります。 ②「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。 ③腎移植については自家腎移植および再移植を除きます。	・「人工透析療法」および「腎移植」とは 腎臓の機能が極端に障害された場合、身体に尿毒素が蓄積し、放置した場合、最後には尿毒症にて死亡することになります。そのため、障害された腎臓の代わりとして血液を浄化し尿毒症を回避する人工透析療法、または他人の腎臓を移植する腎移植法を治療法として行う必要があります。なお、人工透析療法には、血液透析療法、血液濾過式透析療法等があります。
	ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設したもの	「人工ぼうこう」とは空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。	
	直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設したもの	①「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。 ②「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。	

(2) リビング・ニース特約

1 特長

1. この特約は、将来の年金の支払いに代えて、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。
2. この特約に対する保険料は不要です。

2 特定状態保険金のお支払い

お支払いする場合	お支払いする特定状態保険金	特定状態 保険金受取人
特定状態保険金の受取人から、被保険者の余命が6か月以内と判断される「所定の書類」の提出があり、当社が正当と認めたとき	年金月額範囲内で、ご請求時に指定した金額（指定年金月額）の年金現価（※1）から6か月間の年金現価に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額（※2）	被保険者 （※3）

- （※1）年金現価とは、特定状態保険金の請求日から起算して、6か月後の請求日の月単位の応当日に遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき遺族年金の現価をいいます。また、複数のご契約にこの特約を付加されている場合、同一被保険者について指定できる金額は通算して3,000万円を限度とします。
- （※2）主契約または保険料払込免除特約の保険料払込免除事由に該当し、保険料のお払込みが免除されている場合、特定状態保険金のご請求日から6か月間の指定年金月額に対応した保険料に相当する額はご請求額から差し引かれません。
- （※3）ご契約者が法人で、かつ年金受取人である場合には、法人が当該保険金の受取人となります。ただし、ご契約者からのお申し出により、受取人を被保険者に変更することができます。

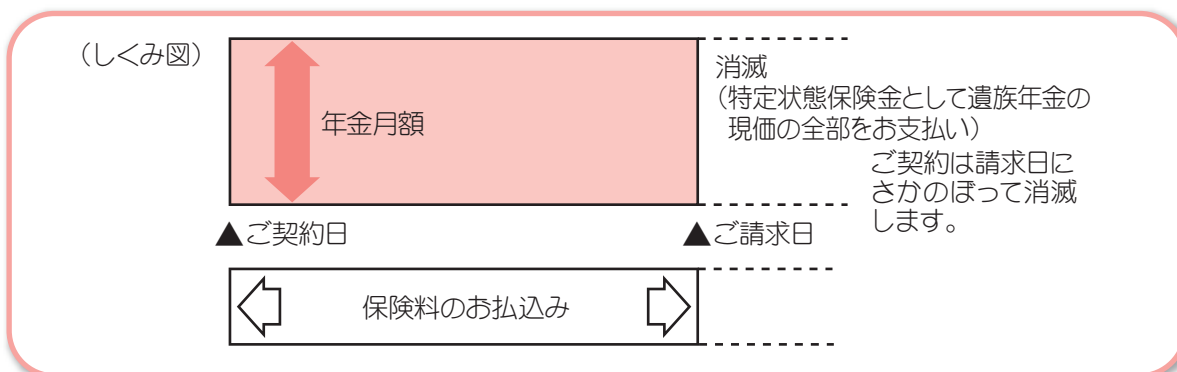
ご注意

- この特約を付加している主契約の保険期間満了前1年間は、特定状態保険金はお支払いできません。
- 特定状態保険金のお支払いは1回限りとします。
- 遺族年金の年金現価の一部をお支払いする場合、残りの年金月額が当社所定の最低年金月額以上であることが必要です。

3 特定状態保険金の支払後のお取扱い

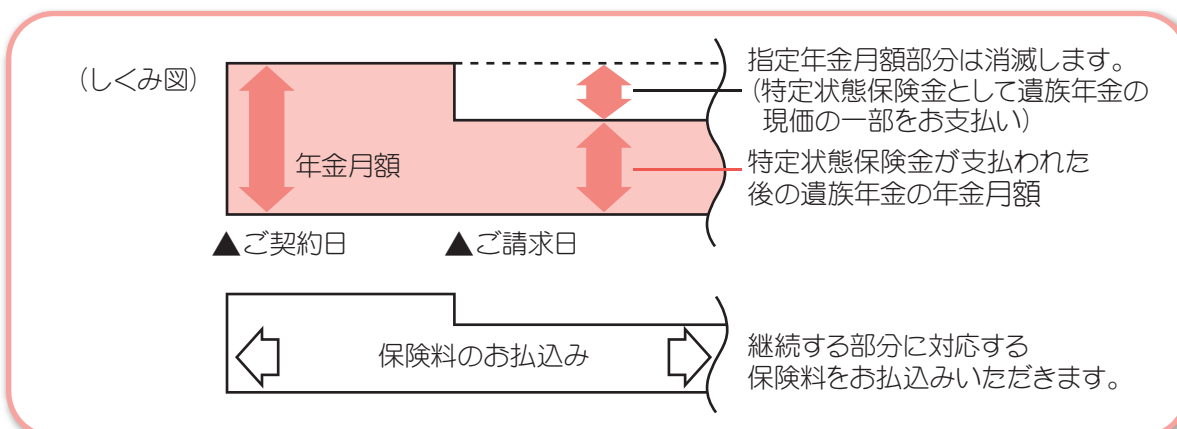
年金月額の全部を指定した場合

- ご契約は請求日にさかのぼって消滅します。



年金月額の一部を指定した場合

- 年金月額のうち、指定年金月額部分は消滅し、残りの年金月額部分は継続します。
- 継続する部分については、その部分に対応する保険料を引き続きお払込みいただきます。
- 主契約に付加されている特約はそのまま継続し、保険料も引き続きお払込みいただきます。



4 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- (1) この特約により特定状態保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき

(3) 指定代理請求人特約

1 特長

この特約は、年金・保険金等の受取人である被保険者が、年金・保険金等を請求できない以下の特別な事情があるときに、年金・保険金等の受取人に代わり、あらかじめ指定された指定代理請求人が請求を行うことができる特約です。

●特別な事情

被保険者が給付金等の
請求を行う意思表示が
困難な場合



被保険者が、傷病名の告知を
受けていない場合
(例:悪性新生物の告知をご家族
が受けている場合等)



その他左記に準じる
状態である場合

2 対象となる年金・保険金等の種類

1. 被保険者と受取人が同一人である年金および保険金
2. ご契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
3. ご契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

この特約を付加できる保険種類および対象となる年金・保険金等

◆主契約

保険種類	対象となる年金等
無解約返戻金型収入保障保険	高度障害年金
無解約返戻金型優良体収入保障保険	保険料払込みの免除

◆特約

保険種類	対象となる保険金等
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金
保険料払込免除特約	この特約が付加された主契約の保険料払込みの免除

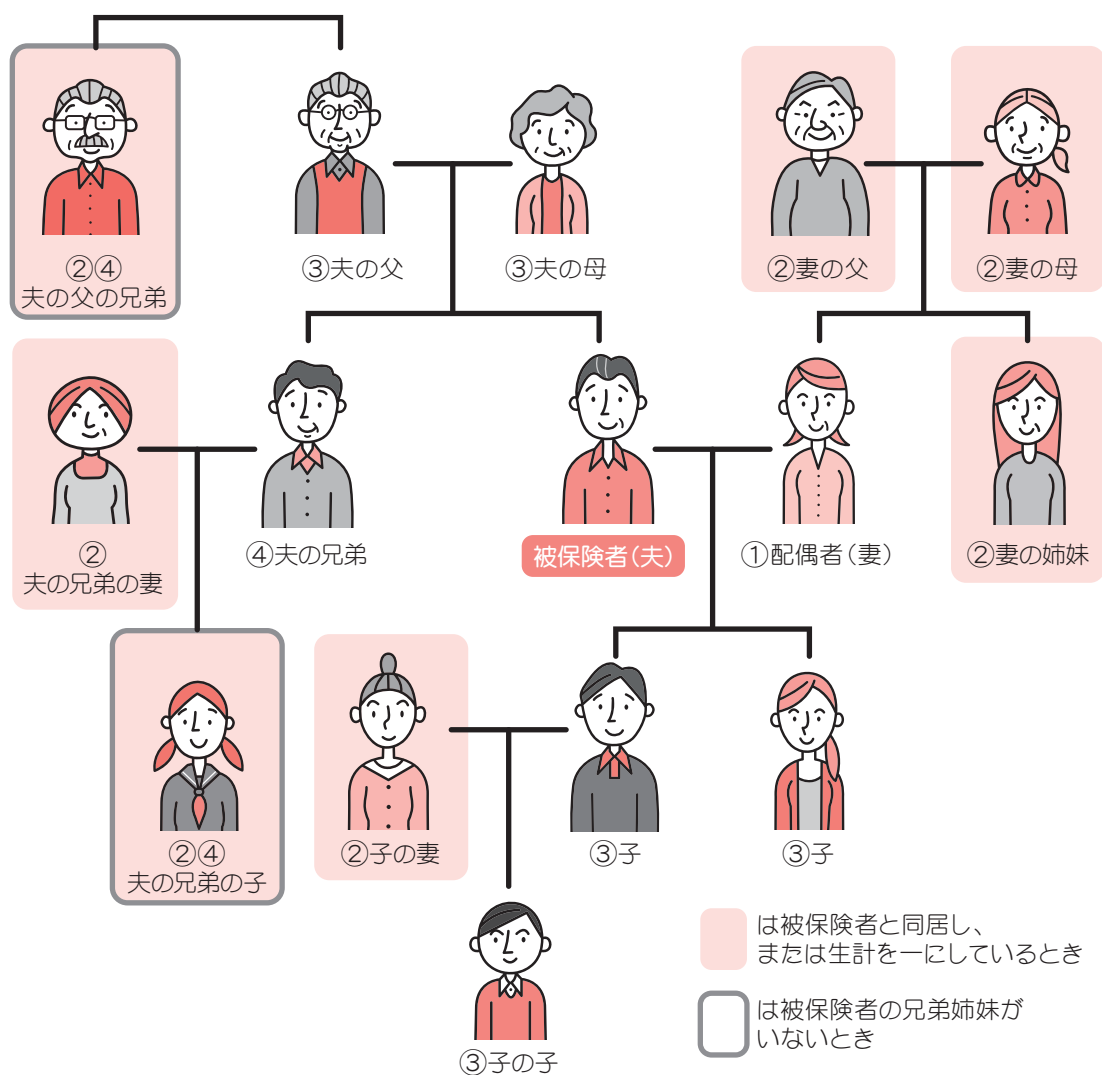
3 指定代理請求人の範囲

ご契約者が、被保険者の同意を得て、次の1. または2. の範囲内であらかじめ指定された方（指定できる方は1人に限ります。）を指定代理請求人とします。ただし、請求時においても次の1. または2. の範囲内であることを要します。

1. 次の範囲内の方

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- ③被保険者の直系血族
- ④被保険者の兄弟姉妹（兄弟姉妹がいなくは甥姪、伯父伯母、叔父叔母）

1.の範囲の例



2. 次の範囲内の方。ただし、当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、年金・保険金等の受取人のために年金・保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた方に限ります。

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている1. ②以外の方
- ②被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている方
- ③その他、上記①および②に掲げる方と同等の特別な事情がある方として当社が認めた方

3. 上記1. および2. の指定代理請求人が指定されていない場合（指定代理請求人が亡くなっているときもしくは請求時に1. または2. の範囲のいずれにも該当しないときを含みます。）または指定代理請求人が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の方を代理請求人とします。

- ①主契約の遺族年金受取人（ただし、請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている方に限ります。）
- ②上記①に該当する方がいない場合または①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ③上記①もしくは②に該当する方がいない場合または①もしくは②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

4 指定代理請求人の変更

1. ご契約者は、被保険者の同意を得て、「**3** 指定代理請求人の範囲」1. および2. の範囲内で指定代理請求人を変更することができます。
2. 指定代理請求人の死亡等により、指定代理請求人に該当する方がなくなった場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更を取り扱います。
3. 年金・保険金等の受取人が法人に変更された場合には、「指定代理請求人を指定しない」ことへの変更が行われたものとして取り扱います。

5 指定代理請求人による年金・保険金等の請求

1. 指定代理請求人は年金・保険金等の受取人である被保険者に特別な事情がある場合には、その事情を示す書類、およびその他の請求に必要な書類を提出して被保険者の代理人として年金・保険金等を請求することができます。
2. 指定代理請求人から年金・保険金等のご請求をいただいた場合、当社が必要と認めた場合は、指定代理請求人に事実の確認についてご協力をいただくことになります。
3. 指定代理請求人による年金・保険金等の請求は、あくまでも請求を代理していただくお取扱いです。したがって、年金・保険金等は、原則として、年金・保険金等の受取人の口座にお振込みさせていただきます。

6 年金・保険金等をお支払いした後の注意事項

1. 指定代理請求人から年金・保険金等のご請求を受け、お支払いした後に被保険者ご本人からご請求があった場合は、重複して年金・保険金等はお支払いしません。
2. 指定代理請求人のご請求により年金・保険金等をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社は年金・保険金等をお支払いした旨を事実に基づいて回答します。この場合、当社の回答により万一不都合が生じても当社は責任を負いかねますので、関係者で解決いただくことになります。

7 その他

1. 故意に年金・保険金等の支払事由を生じさせた者、または故意に年金・保険金等の受取人を年金・保険金等を請求できない状態にさせた者は、指定代理請求人としてのお取扱いを受けることができません。
2. この特約のみの解約はできません。
3. 指定代理請求人が保険金等を請求される場合、保険金等の支払方法（年金支払・すえ置支払）は選択できません。
4. 年金・保険金等の受取人が法人の場合にはこの特約は付加できません。



重要

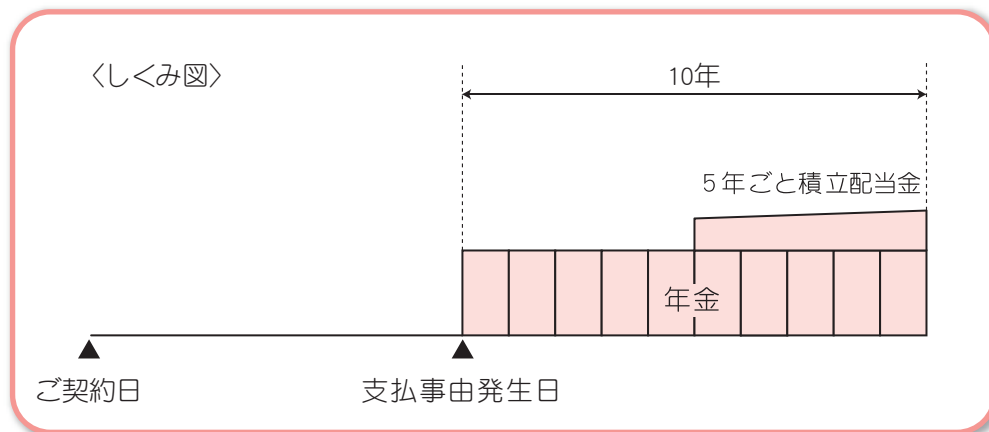
「ご契約があること」および「代理請求ができること」をご契約者から指定代理請求人の方へ必ずお伝えください。

(4) 5年ごとと利差配当付年金払特約

1 特長

1. この特約を付加することにより、未払年金現価の全部または一部を一時金に代えて、年金でお受取りいただけます。
2. 責任準備金の運用益が当社の予定した運用益をこえた場合、5年ごとに契約者配当金をお受取りいただけます。(運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。)

(未払年金現価の全部を一時金に代えて10年確定年金でお支払いする場合)



*運用の状況によっては、配当金が生じない場合があります。

2 年金のお支払い

この特約を適用する場合	支払時期	支払額	年金種類	年金受取人
主契約の年金の未払分の現価が一時に支払われるとき	・第1回年金支払日(年金支払開始日)：年金基金設定日(※) ・第2回以後の年金支払日：年金支払開始日の年単位の応当日	基本年金額(当社所定の金額以上である必要があります。)	実際の支払事由発生時に所定の範囲内で次のいずれかからお選びいただけます。 3・5・10・15年確定年金 (2017年9月1日現在、保証期間付終身年金の取扱いはありません。)	保険金等の受取人

(※) 主契約の年金の支払事由が生じた時(主契約の年金受取人がこの特約を締結したときは締結時)

1. 年金受取人は、年金支払開始日以後、未払年金の現価について一括払を請求することができます。
2. 年金支払期間中に年金受取人が亡くなられた場合は、残余年金支払期間の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人にお支払いします。



ご注意

年金額は保険のご加入時点で定まるものではありません。将来お受取りになる年金額は、年金基金設定日（年金支払開始日）における基礎率等（予定利率、予定死亡率等）に基づき算出されます。

3 特約の消滅

次の場合、この特約は消滅します。

- （1）主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
- （2）年金の支払事由の発生日以後、年金受取人が年金の全部について一時に受け取ったとき

Ⅲ 保険料について

12 保険料の払込方法（回数）について

保険料の払込方法（回数）をお選びいただけます。

払込方法（回数）	内容
年 払	年に1回、保険料を払い込む方法です。
半年払	半年に1回、保険料を払い込む方法です。
月 払	月に1回、保険料を払い込む方法です。

13 保険料の払込方法（経路）について

保険料は払込期月中に次のいずれかの払込方法（経路）によってお払込みください。

1 口座振替によるお払込み

当社と提携している金融機関で、保険料振替日（払込期月の27日。その日が金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日とします。）に、自動的に保険料がご契約者の指定した口座から当社の口座に振替えられます。

約款も合わせてご覧ください 保険料口座振替特約条項

ご注意

- 万一、お振替できなかった場合には、その翌月に再請求させていただきます。
（翌月中旬に「生命保険料再請求のご案内」をお送りいたします。）
- 翌月にもお振替できなかった場合には、保険料払込みの猶予期間（※）内に「生命保険料再請求のご案内」に添付の用紙にて当社指定のコンビニエンスストアまたはゆうちょ銀行からお払込みください。
（※）詳しくは「**15** 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について」をご覧ください。

2 団体を通じてのお支払い

団体扱契約の場合、団体を経由して保険料をお支払いいただきます。

約款も合わせてご覧ください

団体扱特約条項Ⅰ

団体扱特約条項Ⅱ

3 クレジットカードによるお支払い

1. ご契約者名義のクレジットカード（当社指定のクレジットカードに限ります。）により、保険料が自動的に当社に払い込まれます。
2. 払い込まれた保険料について、領収証は発行しません。
3. クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更等を行ってください。
4. クレジットカードによるお支払いは、個人契約、その他当社所定の条件を満たした場合に限らせていただきます。

4 その他の一時的な払込方法

前記 **1** ～ **3** のいずれの方法によっても当該払込期月分の保険料を払込期月内にお支払いできないときは、その保険料についてのみ一時的に次のいずれかの方法によりお支払いください。

- (1) ご契約者のお申出により、「振込依頼書」をお送りしますので、金融機関窓口にてお支払いください。受取書は保険料領収証の代わりになりますので大切に保管してください。
- (2) 当社の本社または当社の指定した場所に持参してお支払いください。



ご注意

- 払込方法の変更をご希望の場合、転居の場合、または勤務先団体から退社などにより脱退の場合も、すみやかに当社の代理店、支店または総合サービスセンター（TEL：0120-211-901）までお申出ください。
- 団体を通じてのお支払いから口座振替に変更される場合等は、新たな払込方法に変更されるまでの期間の保険料は、ご自身で当社までお支払いいただくことになります。

【ご参考】契約日特例について

1. 月払契約で、前記 **1** ～ **3** の場合、約款の定めによる「契約日」は責任開始日の属する月の翌月1日となりますが、ご契約者からお申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、責任開始日を「契約日」とし、責任開始日時点の年齢を契約年齢とすることができます。これを「契約日特例」といいます。
 - (1) 保険料は契約日時点の被保険者の満年齢で算出します。
 - (2) 「責任開始日」はお申込み、告知（診査）、第1回保険料相当額のお払込み（契約者直接入金の場合は着金）が全て完了した日。
 ＊申込日、告知（診査）日、第1回保険料相当額の払込日のいずれか1つでも誕生日当日以降となった場合は、契約日特例を適用できませんので、ご注意ください。
2. 契約日特例は、誕生日前日までお取扱いが可能です。
 - (1) 契約日特例を適用しない場合（通常の場合）は、申込日より1歳高い保険料を算出します。
 - (2) 契約日特例を適用する場合は、責任開始日時点の満年齢で保険料を算出します。ただし、第1回保険料相当額は2回分をお払込みいただきます。

14 保険料をまとめて払い込む方法について

当社の定める範囲内で、保険料をまとめてお払込みいただく方法があります。

1 保険料の一括払（月払契約の場合）

当月以降の保険料を、3か月分から12か月分までまとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合、一括払する月数に応じて所定の割引が適用されます。

2 保険料の前納（年払契約・半年払契約の場合）

1. 将来の保険料を当社所定の範囲内でまとめてお払込みいただくお取扱いです。この場合、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で割引いて計算した前納保険料をお払込みいただきます。
2. 前納保険料は、当社所定の利率（経済情勢により変更することがあります。）で積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。
3. 前納期間が満了した場合または保険料のお払込みを要しなくなった場合（保険料払込みの免除、死亡や解約による契約の消滅時）に前納保険料の残額があるときは、その残額を払い戻します（上記以外の理由で前納期間中途でのお申出による前納保険料の残額の払戻しはありません）。

4. 月払契約で前納を希望される場合には、払込方法（回数）を年払に変更してください。
 この場合、年単位の契約応当月の前月までの月数の保険料を「一括払」とするとともに、
 年単位の契約応当月からの保険料を「前納」してください。



ご注意

保険種類およびご契約内容によってはお取扱いに制限のある場合があります。上記 **1** **2** について、詳しくは当社の代理店、支店または総合サービスセンター（0120-211-901）までご相談ください。

15 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

ご契約を有効に継続させるためには、保険料の払込方法（回数）に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内に保険料のお払込みが無い場合でも、次の **1** または **2** の猶予期間があります。

1 第2回以後の保険料払込みの猶予期間

1. 第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は以下のようになります。

	払込期月（保険料をお払込みいただく月）	猶予期間
月 払	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から末日まで
半年払 年 払	契約日の年単位または半年単位の応当日の属する月の1日から末日まで	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日まで（ただし、契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで）

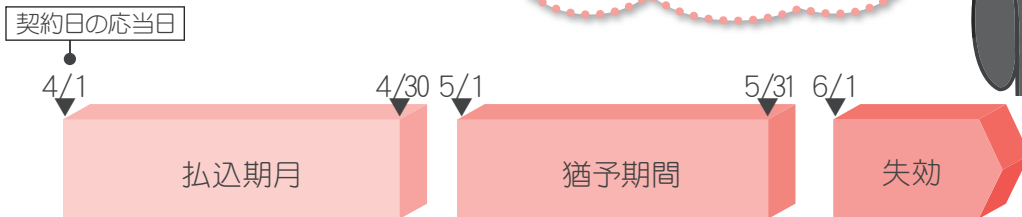
2. 猶予期間満了日までに第2回以後の保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力がなくなります（失効）。
3. 猶予期間内にお払込みがない場合でも、保険料の振替貸付（立替）が可能な場合は、あらかじめ特に反対のお申出の無い限り、自動的に当社が保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます（自動振替貸付）。

*詳しくは「**17** 保険料のお払込みが困難なときの継続方法」をご覧ください。

【払込期月と保険料払込みの猶予期間】

月払の場合

- 払込期月の翌月1日から末日まで



年払・半年払の場合

- 払込期月の翌月1日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで(※)



(※) 年払・半年払の場合、払込期月内の契約日の応当日の翌日から起算して、2カ月経過した時点で猶予期間が満了します。

2 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約の 第1回保険料の払込みの猶予期間

1. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約の第1回保険料の払込期間および猶予期間は以下になります。

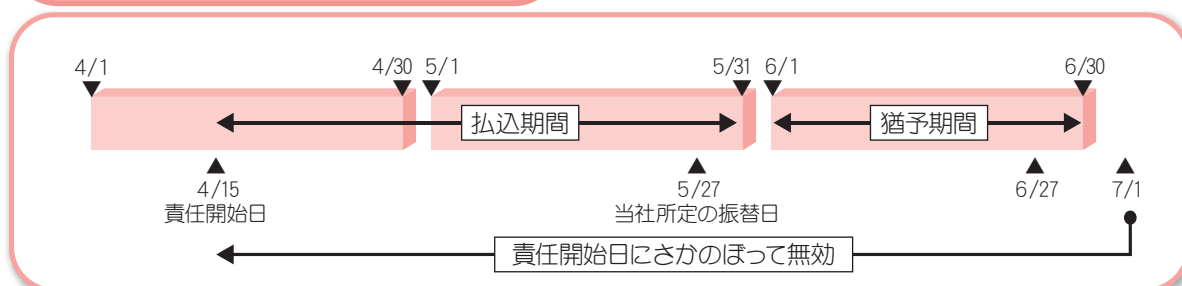
	払込期間（保険料をお払込みいただく期間）	猶予期間
年 払 半年払 月 払	主契約の責任開始日（※）から責任開始日の属する月の翌月末日まで	払込期間満了日の属する月の翌月1日から翌月末日まで

（※）責任開始日とは、責任開始期の属する日をいいます。

2. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約で、猶予期間満了日までに第1回保険料のお払込みがないときは、ご契約は猶予期間満了日の翌日に、責任開始日にさかのぼって保障がなくなります（無効）。

【払込期間と保険料払込みの猶予期間】

年払・半年払・月払の場合



ご注意

『責任開始期に関する特約』を付加して第1回保険料を口座振替でお払込みいただく場合

- 第1回保険料は、原則として払込期間内の所定の振替日にお客さまの指定口座より振替を行います。
- 払込期間内に第1回保険料が口座振替できなかった場合、翌月の所定の振替日（猶予期間中）に再度指定口座へご請求します。（月払の場合、第2回の保険料もあわせてご請求します。）
- 猶予期間内に保険料のお払込みが無い場合、ご契約は責任開始日にさかのぼって無効となります。この場合、次のとおり取り扱います。
 - ・責任準備金等のその他の返戻金の払い戻しはありません。
 - ・復活のお取扱いはありません。

16 効力を失ったご契約の復活について

1. 第2回以後の保険料のお払込みがなくご契約の効力がなくなった場合（失効）でも、失効日から起算して3年以内（特別条件が適用されている場合は2年）であればご契約の復活を申し込むことができます。
2. この場合、次のとおり取り扱います。
 - (1) あらためて告知または診査をしていただきます。
(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - (2) 失効している期間の延滞保険料をお払込みください。
 - (3) ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、ご契約上の保障が開始され、この時が復活における責任開始期となります。また、復活における責任開始期の属する日（責任開始日）を復活日といいます。

ご注意

- 解約を請求された後はご契約の復活はお取り扱いしません。
- 『無解約返戻金型優良体収入保障保険』の復活後の適用料率は、失効前の適用料率と同一とします。

17 保険料のお払込みが困難なときの継続方法

保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、ご契約ができるだけ有効に継続するように、次の制度が設けられています。

1 年金月額の減額

1. 当社所定の範囲内で年金月額を減額することにより、保険料の負担を減らすことができます。
2. 減額部分は解約されたものとして取り扱います。



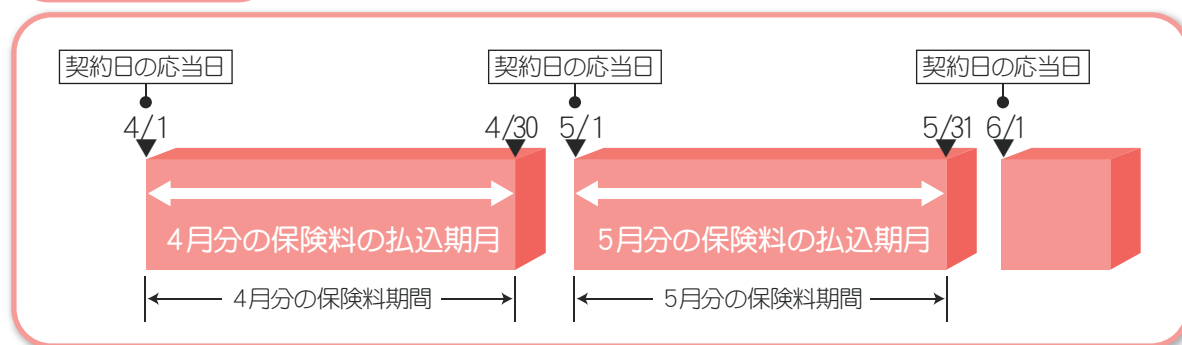
ご注意

- 減額後の年金月額が当社所定の年金月額を下回る場合は、減額することができません。
 - 短期払の場合は、保険料払込期間中の年金月額の減額については解約返戻金はありませんが、保険料払込期間満了後の減額については所定の解約返戻金をお支払いします。全期払の場合は、保険期間を通じて解約返戻金はありません。
- *全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。
- 「振替貸付」、「契約者貸付」、「延長定期保険への変更」および「払済保険への変更」はお取り扱いしておりません。

18 年金支払いの際の保険料精算

1. 保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じた、それぞれの契約日の応当日から次の契約日の応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当され、払込期月中の契約日の応当日に払い込まれるものとして計算されています。

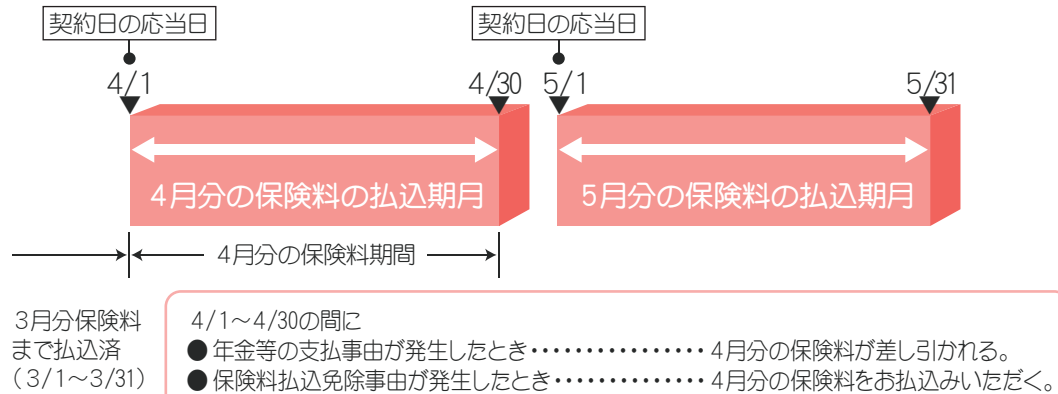
月払の場合



2. 年金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のとおり取扱います。

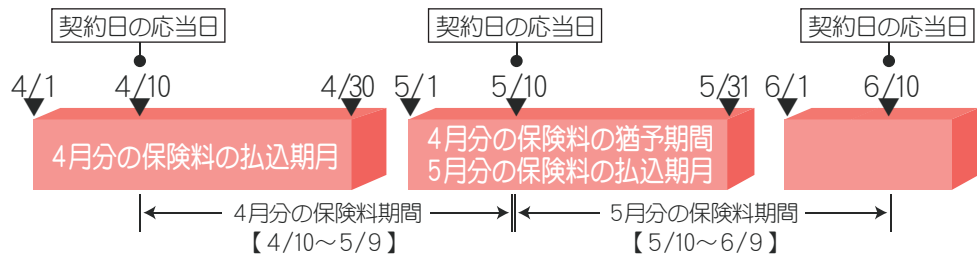
年金等支払いのとき………	未払込保険料を年金月額から差し引きます。 (年金月額が未払込保険料より少ないときは猶予期間満了日までに保険料を払い込んでください。)
保険料払込みの免除のとき………	未払込保険料をお払込みいただきます。

月払で未払込保険料を差し引くか、払い込んでいただく場合



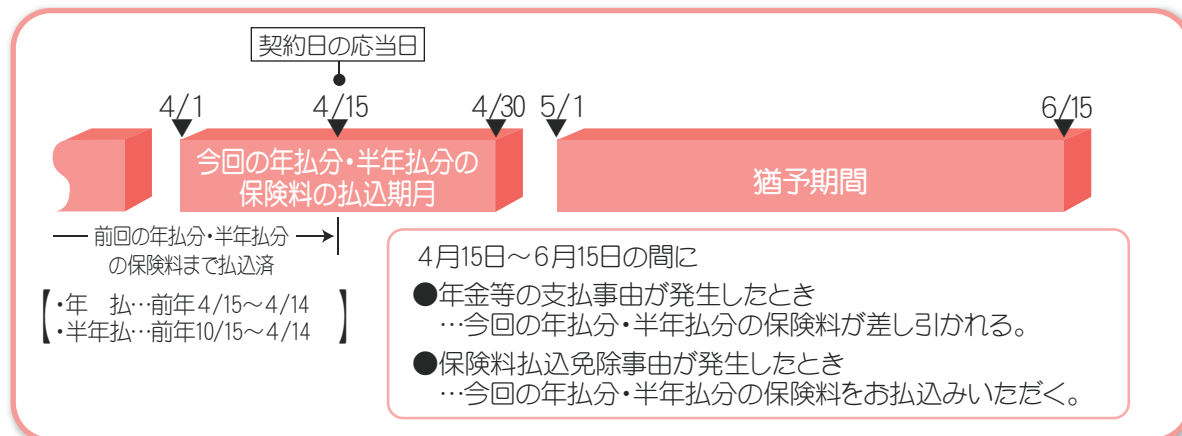
3. 月払契約で猶予期間中の契約日の応当日以降に年金等の支払事由が発生した場合は、2か月分の保険料を年金月額から差し引きます。また、保険料払込みの免除事由が発生した場合には、2か月分の保険料を払い込んでいただきます。

月払で2か月分の未払込保険料を差し引く場合(年金等の支払い)、払い込んでいただく場合(保険料払込みの免除)



- 4月分・5月分の保険料が未払込みで5/10~5/31の間に
- 年金等の支払事由が発生したとき……………4月分および5月分の保険料が差し引かれる。
 - 保険料払込免除事由が発生したとき……………4月分および5月分の保険料をお払込みいただく。

年払・半年払で未払込保険料を差し引く場合（年金等の支払い）、
払い込んでいただく場合（保険料払込みの免除）



4. 『責任開始期に関する特約』を付加したご契約で、第1回保険料をお払込みいただく前に、年金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が発生した場合には、次のようなお取扱いとなります。

年金等支払いのとき………	第1回保険料（※）を年金月額から差し引きます。 （年金月額が第1回保険料（※）より少ないときは猶予期間満了日までに保険料を払い込んでください。）
保険料払込みの免除のとき………	第1回保険料（※）をお払込みいただきます。
（※）月払契約で第2回以後の保険料の払込期月の契約日の応当日が到来している場合は、第2回以後の保険料を含みます。	

19 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払のご契約について、ご契約の消滅等（※1）により保険料のお払込みが不要となったときには、次の金額をお支払いします。

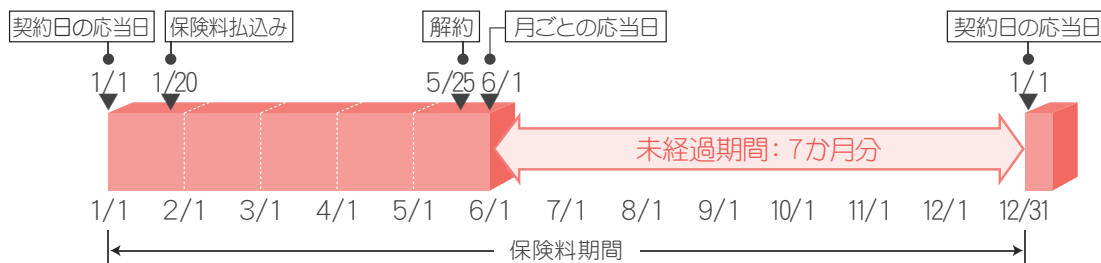
1 解約・減額するとき

解約返戻金と、お払込みいただいた保険料（※2）のうち未経過期間（※3）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

年払契約

◆ご契約例

契約日の応当日：1月1日 月ごとの応当日：毎月1日



- ・ 1月20日に年払保険料を払い込まれた後、5月25日に契約を解約されたとき
保険料のお払込みが不要となった5月25日の翌日以降、最初に到来する月ごとの応当日は6月1日となります。したがって、6月1日から12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

2 被保険者が亡くなられたとき等

お支払いいただいた保険料（※2）のうち未経過期間（※3）に対応する保険料相当額（未経過保険料）をお支払いします。

- （※1）ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅・減額、死亡給付金等の支払いによる消滅、および保険料払込みの免除等を含みます。
- （※2）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、そのお払込みが不要となった部分に限ります。
- （※3）保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間の末日までの月数をいいます。



ご注意

- 保険料の払込方法（回数）が月払の場合、「19 保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。
- ご契約者が故意に被保険者を死亡させた場合や、ご契約が「詐欺による取消し」または「不法取得目的による無効」となった場合は、保険料相当額（未経過保険料）は支払いません。

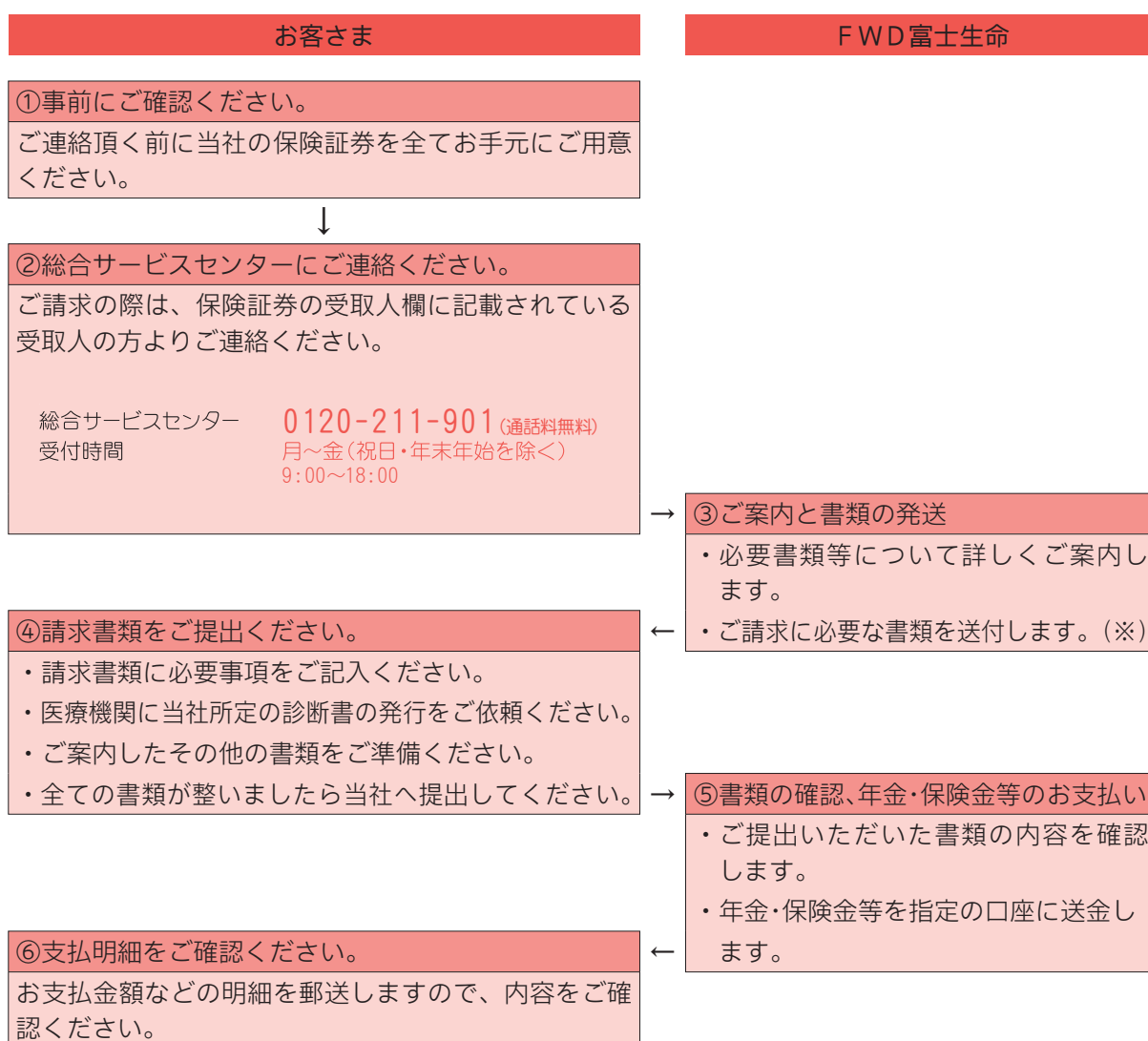
Ⅳ 年金・保険金等について

20 年金・保険金等のご請求について

以下の場合にはお気軽に総合サービスセンターまでご連絡ください。

- ・年金・保険金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当した場合
- ・年金・保険金等の支払事由や保険料払込みの免除事由に該当する可能性がある場合
- ・ご不明な点が生じた場合

1 ご請求手続きの流れ



(※) 詳しくは「**③**手続きに必要な書類一覧」をご覧ください。

**ご注意**

- ご契約者が法人で、遺族年金受取人が法人である場合、ご契約者より高度障害年金をご請求ください。ただし、高度障害年金について、受取人を被保険者としている場合は、被保険者よりご請求ください。
- お客さまにお取寄せいただく書類（診断書や公的書類等）にかかる費用はお客さまのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- ご提出いただいた書類に不明な点がある場合、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。（詳しくは、「**21** 年金・保険金等の支払期限」をご参照ください。）
- 書類の内容や事実の確認の結果によっては、年金・保険金等をお支払いできない場合があります。
- 書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。

お電話
ください!

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901 (通話料無料)
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～18:00

2 年金・保険金等をもれなくご請求いただくために

ご契約の内容によっては、他の保険金・給付金・保険料払込みの免除等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご注意ください。

1. 複数のご契約に加入されていないかどうかご確認ください。
2. 付加されている特約の保険金・給付金等のお支払い対象となる可能性がありますので、契約内容をご確認ください。
3. 『保険料払込免除特約』を付加されていないかどうかご確認ください。

次の場合、保険料払込みの免除の対象となる可能性があります。

- ① 3大疾病（悪性新生物・急性心筋梗塞・脳卒中）で約款所定の状態になられた場合
- ② 傷害または疾病により以下のような約款所定の身体障害の状態になられた場合
 - ア. 両耳の聴力を全く永久に失った
 - イ. 1上肢または1下肢の用を全く永久に失った
 - ウ. 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し、酸素療法を受けた
 - エ. 恒久的心臓ペースメーカーを装着した
 - オ. 心臓に人工弁を置換した
 - カ. 肝臓の機能に著しい障害を永久に残した、または肝移植を受けた
 - キ. 腎臓の機能を全く永久に失い、人工透析療法または腎移植を受けた
 - ク. ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこうを造設した
 - ケ. 直腸を切断し、かつ、人工肛門を造設した



ご注意

年金・保険金・給付金等および保険料払込免除をご請求する権利は、その請求権者がその権利を行使できるようになった時から起算して3年間請求がない場合には、その権利がなくなります。

21 年金・保険金等の支払期限

1. 年金・保険金等のご請求があった場合、当社は、完備された請求書類が当社に到着した日の翌営業日から起算して5営業日以内にお支払いします。
2. ただし、年金・保険金等のご請求を当社が受けてから、治療の内容・障害の状態・事故の状況等についてご提出いただいた書類や診断書に不明な点がある場合は、詳細な事実の確認をさせていただくことがあります。その場合の支払期限（完備された請求書類が当社に到着した日の翌日から起算した日数）は以下のとおりとします。

	年金・保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
①	年金・保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・年金・保険金等の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 ・年金・保険金等支払の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	60日以内
②	上記①の確認をするために特別な照会が必要な次の場合 ・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日以内
③	上記①の確認をするために特別な照会や調査が必要な次の場合 ・弁護士法またはその他の法令に基づく照会 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・ご契約者、被保険者または給付金受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・日本国外における調査 ・災害救助法が適用された地域における調査	180日以内

3. 上記の期限をこえて年金・保険金等をお支払いする場合には、所定の利息を付けてお支払いします。



ご注意

上記の確認等に際し、ご契約者、被保険者、年金・保険金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は年金・保険金等をお支払いしません。

22 年金・保険金等をお支払いできない場合

!! 重要

次のような場合には、年金・保険金等の支払事由が生じても保険金等はお支払いできません。
また、保険料払込みの免除事由が生じても保険料のお払込みを免除できません。

1 免責事由に該当した場合

保険種類	保険金等	保険金をお支払いしない場合または 保険料払込みを免除しない場合 (免責事由)
・無解約返戻金型収入保障保険 ・無解約返戻金型優良体収入保障保険	遺族年金	1. ご契約の責任開始日（または復活日、復旧日）から起算して3年以内の被保険者の自殺によるとき（※1） 2. ご契約者の故意によるとき 3. 遺族年金の受取人（※2）の故意によるとき 4. 戦争その他の変乱（※3）によるとき
・無解約返戻金型収入保障保険 ・無解約返戻金型優良体収入保障保険	高度障害年金	1. ご契約者または被保険者の故意によるとき 2. 戦争その他の変乱（※3）によるとき
・無解約返戻金型収入保障保険 ・無解約返戻金型優良体収入保障保険 ・保険料払込免除特約	保険料払込みの免除 (保険料のお払込みを免除しない場合)	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき 2. 被保険者の犯罪行為によるとき 3. 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき 7. 地震・噴火または津波（※3）によるとき 8. 戦争その他の変乱（※3）によるとき
・リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	1. ご契約者または被保険者の故意により被保険者の余命が6か月以内と判断される状態になられたとき 2. 戦争その他の変乱（※3）によるとき

（※1）自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認

識がなかったと認められるときは遺族年金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

- (※2) その方が遺族年金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いし、支払わない部分の責任準備金をご契約者にお支払いします。(ご契約者の故意による場合は責任準備金のお支払いはありません。)
- (※3) その該当被保険者の数の増加が、主契約・特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その影響の程度に応じ、年金等の全額もしくは一部を支払い、または、保険料のお払込みを免除します。

2 責任開始期前に生じた傷害や疾病の場合

高度障害年金（保険料払込みの免除を含みます。）のお支払いの原因となる疾病や傷害が責任開始期前に生じていた場合（以下、責任開始期前の傷病といいます。）は、お支払いの対象となりません。



ご注意

次の1.または2.のいずれかに該当する場合には、責任開始期前の傷病を、責任開始期以後に生じたものとみなして、年金・保険金等をお支払いします。

1. ご契約の締結、復活または復旧の際に、告知等により当社が責任開始期前の傷病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の傷病について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
2. 責任開始期前の傷病について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断等の健康状態を評価する診察・検査・検診において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の傷病による症状について、ご契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

3 告知義務違反による解除の場合

1. ご加入（復活）に際して当社が告知を求めた事項について、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知いただけなかったり、事実でないことを告知いただいたために、告知義務違反によりご契約や特約が解除された場合は、年金・保険金等のお支払いや保険料払込みは免除できません。
2. 既に年金・保険金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
3. 年金・保険金等の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、年金・保険金等をお支払いします。また、保険料払込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない場合には、保険料払込みを免除します。

4 重大事由による解除の場合

1. 下記3. ①～⑤のうちいずれかの事項に該当した場合、ご契約や特約を解除することがあります。この場合、年金・保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。
2. 複数の年金・保険金等の受取人のうちの一部の受取人だけが下記3. ④の事由にのみ該当したときは、年金・保険金等のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた年金・保険金等を除いた額を、他の受取人にお支払いします。
3. 既に年金・保険金等をお支払いしている場合には、その金額を当社にお返しいただきます。また、既に保険料のお払込みを免除していた場合には、保険料のお払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

- ①ご契約者または遺族年金の受取人（＊）が年金（保険料払込みの免除を含みます。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。）
- ②この保険契約の年金（保険料払込みの免除を含みます。）のご請求に関し、年金の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。）
- ③他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる年金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- ④ご契約者、被保険者または年金の受取人が、反社会的勢力（※1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（※2）を有していると認められるとき
- ⑤この保険契約に付加されている特約もしくは他の保険契約が重大事由によって解除され、またはご契約者、被保険者もしくは給付金等の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、当社のご契約者、被保険者または年金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない上記①～④に掲げる事由と同等の事由があるとき

（＊）高度障害年金の場合は保険契約者または被保険者

（※1）暴力団、暴力団員（脱退後5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（※2）反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、ご契約者もしくは給付金等の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることも含みます。

5 ご契約の失効の場合

保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効した後に年金・保険金等の支払事由（保険料払込の免除事由を含みます。）が生じた場合、年金・保険金等をお支払いすることはできません。

6 詐欺による取消し

ご契約者、被保険者、または年金・保険金等の受取人が詐欺によりご契約を締結、復活した

場合は、当社はそのご契約を取り消すことができます。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

7 不法取得目的による無効

ご契約者が年金・保険金等を不法に取得する目的または他人に年金・保険金等を不法に取得させる目的でご契約を締結、復活した場合は、当社はそのご契約を無効とします。この場合、既にお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

23 年金・保険金等をお支払いできる場合 またはお支払いできない場合の事例



ご注意

- 年金、保険金等をお支払いできる場合またはお支払いできない場合について、代表的な事例を参考としてあげたものです。
- ご契約の保険種類・ご加入の時期・下記内容以外に認められた事実関係等によってはお取扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取扱いにつきましては、お手元の保険証券と「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。

●遺族年金について

告知義務違反により解除された場合はお支払いできません。



お支払いできる場合

ご契約前に「血圧が高いこと」について告知書で正しく告知されて特別条件付（保険料の割増）でご加入され、その1年後に「高血圧」を原因とする「脳内出血」で亡くなられた。



お支払いできない場合

ご契約前の「肝硬変」での通院について、告知書で正しく告知されずにご加入され、その1年後に「肝硬変」を原因とする「肝臓がん」で亡くなられた。

解説

ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障害状態について事実をありのまま正確にもれなく告知いただく必要があります。故意または重大な過失によって事実をお知らせいただけなかったり、事実と異なる内容をお知らせいただいた場合、責任開始日から2年以内（※）であれば告知義務違反としてご契約または特約を解除することがあります。

ご契約または特約を解除した場合には、支払事由が発生していても、遺族年金等をお支払いできません。ただし、遺族年金等の支払事由発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、遺族年金等をお支払いします。（なお、告知義務違反によりご契約または特約は解除となります。）

（※）責任開始日から2年を経過していても、遺族年金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。

●高度障害状態について

①所定の高度障害状態に該当しない場合はお支払いできません。

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
事故による負傷で両眼の損傷が著しく、(両眼球摘出手術を行った場合等)回復の見込みがない。	視力が著しく低下したため検査を受けたところ、網膜はく離と診断され、その後入院・治療するも視力は回復せず、両眼の矯正視力が0.02まで低下。 しかし、視力回復の見込みがあるため、引続き加療中である。
解 説 高度障害年金は、責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、約款に記載の所定の高度障害状態に該当された場合にお支払いします。原因が傷害であるか疾病であるかを問いません。 なお、視力障害については、高度障害状態に該当する場合を「視力を全く永久に失ったもの(両眼の矯正視力が0.02以下になって回復の見込みがない場合)」としており、回復が見込まれる状態ではお支払いできません。 また、高度障害年金の支払事由に該当する場合でも、免責事由(ご契約者または被保険者の故意)に該当する場合はお支払いできません。 高度障害年金の支払対象となる状態は、身体障害者福祉法に定める状態とは異なります(※)。 (※) 国の法律である身体障害者福祉法では、例えば、以下のような場合に身体障害者等級の第1級に該当しますが、約款所定の高度障害状態の基準とは異なります。 ・心臓の機能の障害により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの(ペースメーカー埋込が該当) ・腎臓の機能の障害により、自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの(人工透析が該当)	

●特定状態保険金《『リビング・ニーズ特約』付加の場合》

治療によって余命6か月以上が見込まれる場合にはお支払いできません。

 お支払いできる場合	 お支払いできない場合
「すい臓がん」に罹患し、治療を受けていたが、医師から余命6か月以内と診断され、当社が妥当であると判断した。	「すい臓がん」に罹患し、適切な治療を行わなかった場合は余命6か月以内である可能性が高いが、治療を行った場合は回復が見込めるとの医師の見解があった。
解 説 ・「余命6か月以内」とは、日本で一般的に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味します。したがって、治療により、余命6か月以上が見込まれる場合には、特定状態保険金はお支払いできません。 ・「余命6か月以内」の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が判断します。 ・請求日が主契約の保険期間満了前の1年以内である場合には、お支払いできません。 ・本特約による保険金のお支払いは、1契約について1回限りです。	

V ご契約後のお取扱いについて

24 ご契約の解約と解約返戻金

!! 重要

- 解約はいつでもできますが、ご契約はご家族の生活保障等に役立つ大切な財産ですので、末永くご継続ください。
- あらためてご契約されますと、多くの場合、これまでより保険料が割高になります。
- 効力のなくなったご契約についても解約返戻金をお支払いできる場合があります。

1. 『無解約返戻金型収入保障保険』『無解約返戻金型優良体収入保障保険』の解約返戻金は以下のとおりとなります。

	解約返戻金
全期払	・ <u>保険期間を通じて解約返戻金はありません。</u>
短期払	・ 保険料払込期間中の解約 : <u>解約返戻金はありません。</u>
	・ 保険料払込期間満了後の解約 : <u>解約返戻金がある場合があります。ただし、多くの場合その解約返戻金は払込保険料累計額を下回り、保険期間満了の日の解約返戻金はゼロになります。</u>

*全期払とは保険料払込期間と保険期間が同じ期間のものを、短期払とは保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

*主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。

2. やむをえずご契約を解約される場合には、当社所定の解約に関する書類をご提出ください。
3. 当社所定の解約返戻金請求書類が当社に到着し、書類に不備がない場合には、到着日の翌営業日から起算して5営業日以内に解約返戻金をお支払いします。

! ご注意

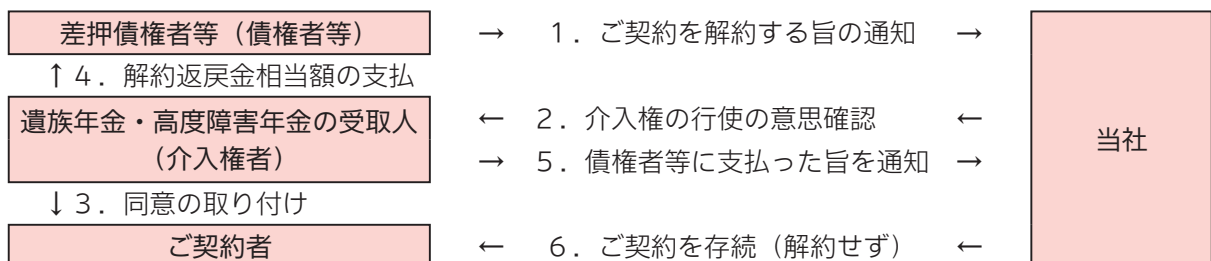
保険料払込期間中に解約の請求をされる場合には、解約返戻金がないことを確認した旨のご署名と押印のある書面をご提出いただきます。

- お払込みが困難なとき……年金月額を減額する方法があります。

詳しくは、しおりの 該当記載箇所をご覧ください	⑰ 保険料のお払込みが困難なときの継続方法
----------------------------	-----------------------

25 年金受取人によるご契約の存続

1. ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の書類が当社に到着した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下の全てを満たす遺族年金・高度障害年金の受取人はご契約を存続させることができます。
 - (1) ご契約者でないこと
 - (2) ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
 - ※ ご契約者を通して年金の受取人（介入権者）に「介入権の行使の意思確認」を実施します。意思確認にご協力をお願いいたします。
3. 遺族年金・高度障害年金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した時から1か月を経過する日までの間に、以下の全てのお手続きを行う必要があります。
 - (1) ご契約者の同意を得ること
 - (2) 解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
 - (3) 上記(2)について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）



26 被保険者からご契約者への解約請求について

被保険者にご契約者が異なるご契約で、次の(1)～(4)のいずれかに該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- (1) ご契約者または年金・保険金等受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として年金・保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- (2) 年金等受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
- (3) 上記(1)・(2)の他、被保険者のご契約者または年金・保険金等受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- (4) ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約

のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合



ご注意

被保険者は、当社に対し直接ご契約の解約を請求することはできません。解約の請求はご契約者が行う必要があります。

27 ご契約者・遺族年金受取人の変更

1 ご契約者の変更

1. ご契約者は、被保険者と当社の同意を得て、ご契約者を変更することができます。
2. ご契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務（契約内容変更等の請求権、保険料を払い込む義務等）は全て変更後のご契約者に引き継がれます。

2 当社への通知による遺族年金受取人の変更

1. ご契約者は、遺族年金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、遺族年金受取人を変更することができます。
2. 遺族年金受取人を変更される場合には当社へご通知ください。

3 遺言による遺族年金受取人の変更

1. ご契約者は、遺族年金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、法律上有効な遺言により遺族年金受取人を変更することができます。
2. ご契約者が亡くなられたときは、ご契約者の相続人の方よりすみやかに当社へご通知ください。



ご注意

上記 **2** **3** について、当社が通知を受ける前に変更前の遺族年金受取人に遺族年金をお支払いしたときは、そのお支払後に変更後の遺族年金受取人から遺族年金の請求を受けても、当社は遺族年金をお支払いしません。

28 遺族年金受取人が亡くなられた場合

1. 遺族年金受取人が亡くなられたときは、すみやかに当社にご連絡ください。
2. 新しい遺族年金受取人に変更するお手続きをしていただきます。
3. 遺族年金受取人が亡くなられた時以後、遺族年金受取人の変更手続きがとられていない間は、遺族年金受取人の死亡時の法定相続人が遺族年金受取人となります。（遺族年金受取人となった方が2人以上いる場合は、遺族年金の受取割合は均等とします。）

！ ご注意

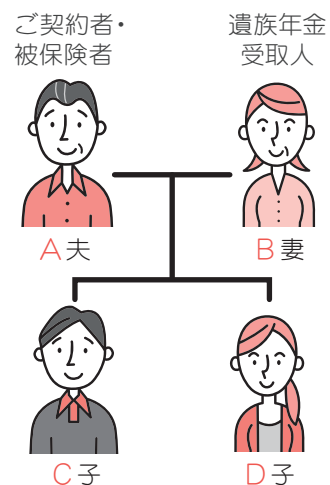
遺族年金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係によって税法上の取扱いが異なります。ご契約者や遺族年金受取人の変更の際は税法上のお取扱いを十分ご確認ください（「**31** 生命保険と税金」をご参照ください）。

<例>

ご契約者・被保険者：Aさん

遺族年金受取人：Bさん

Bさん（遺族年金受取人）が亡くなられ、遺族年金受取人の変更手続きがとられていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが遺族年金受取人となります。その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が亡くなられた場合は、CさんとDさんが遺族年金受取人となります。この場合、CさんとDさんの遺族年金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。



* 保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、代理店、支店、または総合サービスセンターまでご連絡ください。

お電話
ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901 (通話料無料)
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～18:00

29 住所変更などの場合

以下のときには、すみやかに代理店、支店または総合サービスセンターまでご連絡ください。

- (1) 転居、住居表示の変更などによって、ご住所に変更が生じたとき
- (2) ご契約者・被保険者・年金受取人が改姓または改名されたとき
- (3) 保険証券を紛失されたときまたは盗難に遭われたとき

ご連絡いただきたい事項

1. 保険証券番号（同時に変更すべき他のご契約もお知らせください。）
2. ご契約者名
3. 新住所と電話番号
4. 旧住所

<お願い>

保険証券は大切に保管してください。

お電話
ください!

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901 (通話料無料)
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～18:00

30 管轄裁判所について

年金等の請求に関する訴訟については、当社の本社所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内の支店所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

31 生命保険と税金

!! 重要

税務のお取扱いにつきましては、平成29年4月現在の法令・通達・判例に基づくものであり、将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

1 生命保険料控除制度について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料に応じた一定額がご契約者のその年の所得から控除される制度で、税率を掛ける前の所得が低くなることにより所得税、住民税の負担が軽減されます。

- (1) 対象となるのは、納税する人が保険料を払い込み、保険金等受取人が「ご契約者本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」のご契約です。
- (2) 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みいただいた保険料から保険料控除対象外となる保険料およびその年度に支払われた配当金を差し引いた額です。
- (3) 1月から12月までにお払込みの保険料が1契約につき9,000円をこえるときは、「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整または確定申告のときまで大切に保管してください。
(団体扱契約の場合は、団体の担当者の証明でよいことになっていますので不要です。)

2 生命保険料控除の区分について

1. 保険料は、主契約・特約ごとに次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料	生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
介護医療保険料	入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料
個人年金保険料	個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約等に係る保険料
保険料控除対象外となる保険料	身体の障害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料、財形保険・保険期間が5年未満の貯蓄保険・団体信用生命保険などの保険料

2. この「ご契約のしおり」に記載の『無解約返戻金型収入保障保険』・『無解約返戻金型優良体収入保障保険』の保険料は、「一般生命保険料」に区分されます。

3 生命保険料控除額について

「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、所得税および住民税の保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額（※）	年間払込保険料額	控除額（※）
20,000円以下	払込保険料全額	12,000円以下	払込保険料全額
20,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2 + 10,000円	12,000円超 32,000円以下	払込保険料×1/2 + 6,000円
40,000円超 80,000円以下	払込保険料×1/4 + 20,000円	32,000円超 56,000円以下	払込保険料×1/4 + 14,000円
80,000円超	一律 40,000円	56,000円超	一律 28,000円

（※）控除額は、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の3つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度です。

4 【平成23年12月31日以前】にご契約いただいた生命保険について

【平成23年12月31日以前】にご契約いただいた生命保険には旧制度が適用され、従来の「一般生命保険料控除」または「個人年金保険料控除」の区分ごとに、保険料控除額が計算されます。

●所得税・住民税の生命保険料控除額

それぞれの区分ごとに、次の表に基づいて控除額を計算します。

所得税		住民税	
年間払込保険料額	控除額（※）	年間払込保険料額	控除額（※）
25,000円以下	払込保険料全額	15,000円以下	払込保険料全額
25,000円超 50,000円以下	払込保険料×1/2 + 12,500円	15,000円超 40,000円以下	払込保険料×1/2 + 7,500円
50,000円超 100,000円以下	払込保険料×1/4 + 25,000円	40,000円超 70,000円以下	払込保険料×1/4 + 17,500円
100,000円超	一律 50,000円	70,000円超	一律 35,000円

（※）控除額は、「一般生命保険料」「個人年金保険料」の2つの区分ごとに算出した控除額を合算して、所得税では最高100,000円、住民税では最高70,000円が限度です。



ご注意

契約日が【平成23年12月31日以前】のご契約と【平成24年1月1日以後】のご契約の両方について生命保険料控除制度の適用を受ける場合、控除額は所得税では最高120,000円、住民税では最高70,000円が限度となります。

5 税法上のお取扱い

遺族年金の税法上のお取扱い

- ご契約者・被保険者・受取人の関係によって、つぎのとおり遺族年金に対する税金が異なります。

	契約形態	契約例			課税の種類		
		契約者	被保険者	受取人	被保険者死亡により 受給権取得時	毎月の 受取時	一括受取 した場合
遺族年金	ご契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	遺族年金の税法上の 評価額に対して相続税	所得税 (雑所得)(※)	相続税
	ご契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	—	所得税 (雑所得)	所得税 (一時所得)
	ご契約者、被保険者、 受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	遺族年金の税法上の 評価額に対して贈与税	所得税 (雑所得)(※)	贈与税

- (※) ①年金の月額給付を受けられるときには、雑所得として所得税が課税されます。
 ②各年の年金収入金額を所得税の課税部分と非課税部分に振り分け、課税部分について雑所得として所得税が課税されます。なお、年金支給初年の所得税は全額非課税となります。

- より詳しい内容等については、国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】をご参照いただくか、最寄りの税務署にお問い合わせください。

6 非課税扱いについて

1. 遺族年金の相続税非課税限度額

ご契約者と被保険者が同一の保険契約で遺族年金を受け取った場合、遺族年金の受取人が被保険者の相続人(※)の場合、各相続人(※)が受け取った遺族年金の合計額のうち、「500万円×法定相続人の数」までの金額が相続税の非課税限度額となります。

- (※) ここでいう相続人とは、民法で定められた法定相続人のうち、相続を放棄した人や相続権を失った人を除いた人をいいます。

(相続税法第12条)

2. 所得税の非課税扱いについて

高度障害年金について、傷害または疾病に基づいて被保険者（またはその配偶者や直系血族あるいは生計を一にするその他の親族）が受取る場合には非課税扱いになります。

(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-20,21)

7 法人契約の税務取扱上のご注意（保険契約者を変更する場合）

法人契約で、かつ、保険料払込方法が短期払（保険期間より短い期間で保険料を払い込む方法）の場合の税務取扱いにつきましては、保険料払込期間中に保険契約者を法人から個人に変更し、保険料払込期間が経過した後に解約した場合、必ずしも施行中の税制が適用されるとは限りません。

また、保険契約者を法人から個人に変更することについて、当社は、税務当局の求めに応じて、ご契約の内容について回答することがあります。

※税務のお取扱いにつきましては、平成29年4月現在の法令・通達・判例に基くものであり、将来的にお取扱いが変わることがあります。個別のお取扱い等については、所轄の税務署や税理士等にご確認ください。

32 手続きに必要な書類一覧

1. 諸手続きの際は、次の書類をご準備ください。
2. 下記以外の書類の提出を求め、または下記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。
3. 下記の必要書類だけではお支払いに必要な確認ができない場合は、「**21** 年金・保険金等の支払期限」に記載の事項について確認（当社指定の医師による被保険者の診断を含みます。）させていただきます。

1 年金、保険料払込みの免除等の請求書類

保険種類	年金	必要書類
・無解約返戻金型収入保障保険 ・無解約返戻金型優良体収入保障保険	遺族年金	ア. 第1回の年金 (1) 当社所定の請求書 (2) 医師の死亡診断書または死体検案書（※1） (3) 被保険者の死亡事実が記載された住民票（※2） (4) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (5) 遺族年金受取人の印鑑証明書 (6) 保険証券 イ. 第2回以後の年金（年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。） (1) 当社所定の請求書 (2) 遺族年金受取人の戸籍抄本 (3) 遺族年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

保険種類	年金	必要書類
・無解約返戻金型収入保障保険 ・無解約返戻金型優良体収入保障保険	高度障害年金	ア. 第1回の年金 (1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(※3) (4) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券 イ. 第2回以後の年金(年金の未支払分の現価の一時支払の請求を含みます。) (1) 当社所定の請求書 (2) 高度障害年金の受取人の戸籍抄本 (3) 高度障害年金の受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書

保険種類	保険金等	必要書類
・無解約返戻金型収入保障保険 ・無解約返戻金型優良体収入保障保険	主契約による保険料払込免除	(1) 当社所定の請求書 (2) 不慮の事故であることを証する書類 (3) 当社所定の様式による医師の診断書 (4) 保険証券
・リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	(1) 当社所定の請求書 (2) 当社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票(※3) (4) 特定状態保険金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 (5) 保険証券
・5年ごと利差配当付年金払特約	年金の支払い (年金の分割支払、および年金の一括払の請求を含みます。)	(1) 当社所定の請求書 (2) 受取人の住民票(※2) (3) 年金受取人の印鑑証明書 (4) 年金証書
	契約者配当金	(1) 当社所定の請求書 (2) 年金受取人の印鑑証明書 (3) 年金証書
・指定代理請求人特約	保険金等の指定代理請求	(1) 主約款および各特約条項に定める保険金等の請求書類 (2) 被保険者および指定代理請求人の戸籍抄本 (3) 指定代理請求人の住民票と印鑑証明書 (4) 指定代理請求人が被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し (5) 指定代理請求人が契約に基づき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し

(※1) 当社が必要と認めた場合は当社所定の様式による医師の死亡証明書

(※2) 当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

(※3) 受取人と同一の場合は不要。また、当社が必要と認めた場合は戸籍抄本

2 その他の請求書類

請求項目	必要書類
保険契約の復活	(1) 当社所定の復活請求書 (2) 被保険者についての当社所定の告知書
解約および解約返戻金	(1) 当社所定の解約返戻金請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
契約内容の変更 ・ 年金額の減額	(1) 当社所定の保険契約内容変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
遺族年金受取人の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
ご契約者の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 変更前のご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券
遺言による遺族年金受取人 の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) 遺言書 (※) (3) ご契約者の相続人の戸籍抄本 (4) 保険証券
年金受取人による保険契約 の存続	(1) 当社所定の請求書 (2) 年金受取人の戸籍抄本 (3) ご契約者の同意書 (4) ご契約者の印鑑証明書 (5) 年金受取人の印鑑証明書 (6) 年金受取人が債権者等に解約時支払額を支払ったことの証明書
指定代理請求人の変更	(1) 当社所定の名義変更請求書 (2) ご契約者の印鑑証明書 (3) 保険証券

(※) 法律上、有効な遺言の場合に限ります。

Ⅵ その他生命保険に関するお知らせ

33 保険金額等が削減される場合

1. 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
2. 生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先
生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp>

34 「生命保険契約者保護機構」について

当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の概要は、以下のとおりです。

1 保護機構とは

保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

2 保険契約の継続について

保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、生命保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。

3 保険契約の移転等について

1. 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（※1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約です。その補償限度は、高予定利率契約（※2）を除き、責任準備金等（※3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（※4））。
2. 保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があります。これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。
3. 早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

（※1）特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

（※2）破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（注1）を超えていた契約を指します（注2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率 = 90% - {(過去5年間における各年の予定利率 - 基準利率) の総和 ÷ 2}

（注1）基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

（注2）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者ごとに予定利率が異なる場合には、被保険者ごとに独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者ごとに高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

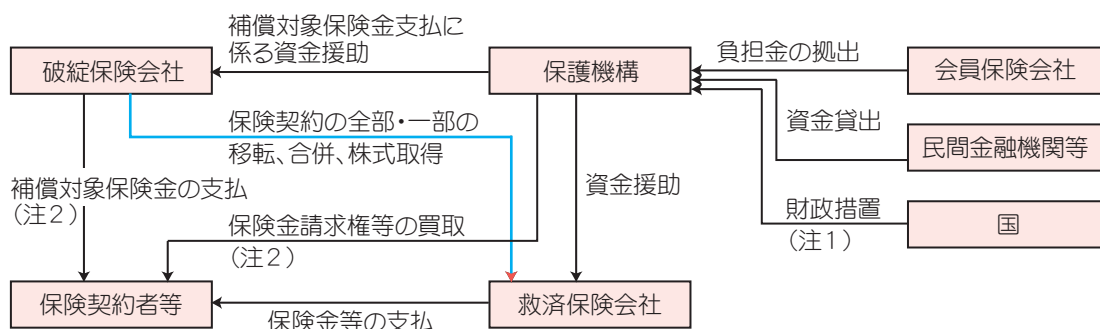
（※3）責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。

（※4）個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

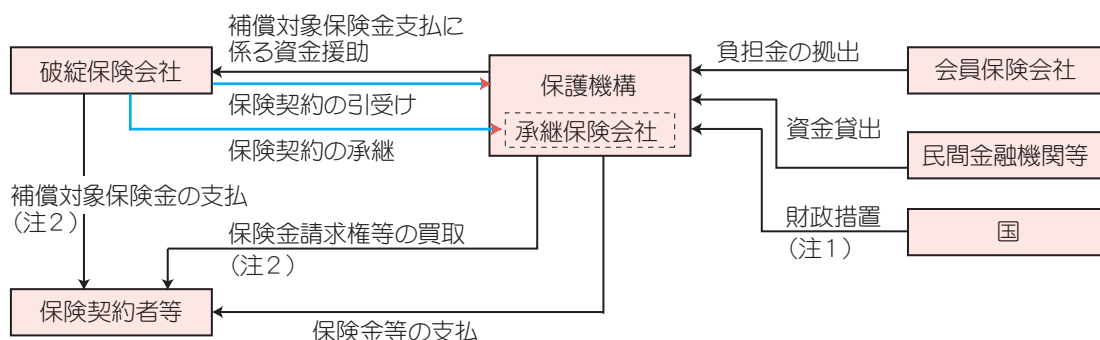
4 保険契約者等の保護の仕組みの概略

【仕組みの概略図】

○救済保険会社が現れた場合



○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、平成34年（2022年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、（※2）に記載の率となります。）

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て平成29年4月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。上記の「財政措置」が適用される期限を含め、法令改正後の内容につきましては、当社のホームページ（www.fwdfujilife.co.jp）でご確認ください。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約のお取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

35 保険契約等に関する情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

(1) 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

1 登録の目的について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

2 情報の利用について

1. 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

【登録事項】

- (1) ご契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
- (5) 取扱会社名

- ・その他、正確な情報の把握のため、契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。
- ・上記登録事項において、保険契約者、被保険者、死亡保険金、災害死亡保険金、入院給付金、会社とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、共済契約者、被共済者、死亡共済金、災害死亡共済金、入院共済金、団体と読み替えます。

2. 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたは保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

ます。

3. 登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます。）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
4. 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、他に公開いたしません。

3 情報に関する各種手続きについて

1. 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。
2. 保険契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
3. 個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。
4. 上記各手続きの詳細については、当社総合サービスセンターまたはお近くの当社支店にご連絡ください。

* 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

（2）「支払査定時照会制度」について

保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

1 照会の目的について

当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消しもしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

2 情報の相互照会について

1. 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
2. 相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとして）
- (3) 保険種類、契約日、復活日、消滅日、ご契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

・上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

3. 相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。
4. 照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実が消去されます。
5. 各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。

3 情報に関する各種手続きについて

1. 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。
2. ご契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。
3. 個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。

4. 上記各手続きの詳細については、当社総合サービスセンターまたはお近くの当社支店にご連絡ください。

＊「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（<http://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

36

現在のご契約を解約・減額等して新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

現在のご契約を解約・減額等（失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下同じ。）して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となる場合がありますのでご注意ください。

●現在のご契約についての留意事項

- ・解約されると解約返戻金は多くの場合、お払込みの保険料より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。なお、解約返戻金の額は、保険種類・契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・新たなご契約が解除となったとしても、解約・減額等されたご契約を元に戻すことができない場合があります（解約された場合は元に戻すことはできません）。

●新たなご契約についての留意事項

- ・新たなご契約の保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- ・新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があるため、被保険者の健康状態によっては、お引受けできない場合や条件をつけてお引受けする場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日（または復活日、復旧日。以下、同じ。）を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結、復活または復旧に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなる場合があります。
- ・新たなご契約の責任開始日から起算して3年以内の自殺の場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。

37

当社の組織形態について

1. 保険会社の会社組織形態には「株式会社」と「相互会社」があり、当社は株式会社です。
2. 株式会社は、株主の出資により運営されるもので、株式会社のご契約者は、相互会社の

ご契約者のように、「社員」（構成員）として会社の運営に参加することはできません。

38 取引時確認（本人確認）について

1. 当社では、犯罪収益移転防止法に基づき、生命保険契約の締結等の取引の際にお客さまの氏名・住居等について取引時確認（本人確認）を行います。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行うことにより、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリング（犯罪等で得た資金を正当な取引で得た資金に見せかけること）に利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
2. お客さまの取引時確認（本人確認）は、以下の場合に行います。
 - （1）生命保険契約の締結、契約者貸付、契約者変更、満期保険金・年金・解約返戻金支払等の取引
 - （2）現金等による200万円を超える取引
 - （3）過去に確認したお客さまになりすましている疑いがある取引
 - （4）過去の確認の際に確認事項を偽っていた疑いがあるお客さまとの取引

＊取引時確認（本人確認）が必要な取引・商品等については、対象外となるものがあります。
3. 取引時確認（本人確認）では、お客さまが個人の場合は氏名・住居・生年月日・取引目的・職業等を、法人の場合は名称・本店または主たる事務所の所在地・取引目的・事業内容・実質的支配者等を確認します。また、マネー・ローンダリングのリスクの高い取引の場合、通常の取引よりも厳格な方法で確認し、ならびに、資産および収入の状況（200万円を超える財産の移転を伴う取引のみ）を確認します。
4. 取引時確認（本人確認）で確認した事項に後日変更が生じた場合には、当社までご連絡ください。

39 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きについて

1. 「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下、実特法といいます。）」の改正により、「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」が創設され、当社では、実特法に基づき、保険契約（※1）の締結等に際し、お客さまより、お客さまの氏名・住所（名称・所在地）や居住地国（※2）等を記載した届出書を提出いただいております。

これは、金融機関が非居住者に係る金融口座情報を税務当局に報告し、各国の税務当局間で互いに提供することにより、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処することを目的としたものです。

（※1）当社ではキャッシュバリュー保険契約・年金保険契約等の当社所定の保険契約を指します。

（※2）居住地国とは、税務上の居住地国を指します。

2. 届出書の提出をお願いするお客さまおよび手続きは、以下の通りです。

- (1) 届出書の提出をお願いするお客さま
個人・法人（法人の実質的支配者を含みます。）
- (2) 届出書の提出をお願いする手続き
 - ・契約の締結
 - ・契約者の変更
 - ・契約者貸付の申込
 - ・解約返戻金の支払
 - ・満期保険金／年金の支払
 - ・海外渡航

なお、当社が「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」にともなう手続きにより取得したお客さまの個人情報、同制度上の目的のために利用します。当社は、同制度に基づく本人確認および税務当局への報告（それらの要否の判定を含みます。）を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

- ① 当社が非居住者の該当有無、納税者番号等の必要な情報を取得・保存すること
- ② 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告（提供）の要否判定に利用すること
- ③ 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて税務当局へ報告（提供）すること

3. お客さまに届出書の提出に応じていただけない場合には、当社は、保険契約の締結を行いません。また、実特法に基づき、当社は届出書の記録を保存いたします。届出内容に変更が生じた場合には、当社までご連絡をお願いいたします。届出書の不提出・虚偽記載等があった場合には、実特法上罰則の対象となる可能性がありますのでご注意ください。

40

FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きについて

当社は、米国の「FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）」および日本国政府と米国政府の「国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」に対応するため、生命保険契約の締結等に際し、お客さまが「米国税制上の特定米国人」または「米国人所有の外国事業体」に該当するかについてご申告いただいております。

なお、当社がFATCA（外国口座税務コンプライアンス法）にともなう手続きにもとづき取得したお客さまの個人情報は、同法上の目的のために利用します。

<米国内国歳入法（米国税法）の対応について>

FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者による租税回避を防ぐため、米国内国歳入法の一部として制定されています。当社は、米国内国歳入法にもとづく本人確認および米国内国歳入庁への報告（それらの要否の判定を含む）を適切に行うために以下の取扱いをいたします。

- ① 当社が米国納税義務者の該当有無、米国納税者番号等の必要な情報を取得すること
- ② 当社が取得した情報および保険契約に関する情報を本人確認や報告の要否判定に利用

すること

- ③当社が取得した情報および保険契約に関する情報を必要に応じて米国内国歳入庁へ報告（提供）すること

＜対象となる米国納税義務者について＞

「米国納税義務者」とは以下のお客さまが対象となります。

1. 特定米国人

○米国納税義務者から一定の要件に該当する者を除いた個人・法人をいいます。

【特定米国人に該当する例（報告対象）】

- ・米国市民 ・米国居住者（※1）
- ・米国パートナーシップ ・米国法人 ・米国財団 ・米国信託 など

（※1）一般的に米国での滞在日数が183日以上の方をいいます。滞在日数の計算には、対象年度の滞在日数に加え、前年の日数の3分の1に相当する日数と前々年の日数の6分の1に相当する日数も考慮されます。また、永住権所有者は米国居住者に含まれます。

【特定米国人に該当しない例】

- ・米国上場法人 ・米国政府 ・米国非課税団体 ・米国銀行 など

2. 米国人所有の外国事業体

○実質的米国人所有者が1人以上いる外国事業体（※2）をいいます。

（※2）支配者のなかに直接または間接的に25%を超える議決権または価値を有する特定米国人が1人以上いる外国事業体

○外国事業体のうち、一定の条件を満たす事業体は報告が免除されています。

【免除対象となる外国事業体の例】

- ・上場法人およびその関連会社
- ・政府機関等（政府、行政機関、国際組織、中央銀行など）
- ・過年度の総所得のうち、投資所得が50%未満の事業体
- ・一定の非営利団体、公益法人 など

○FATCA対応に協力する金融機関は、原則、報告が免除されています。

お客さまに確認手続きに応じていただけない場合、および米国内国歳入庁への報告に同意いただけない場合には、当社は、生命保険契約の締結を行いません。また、契約締結後において、確認手続きに応じていただけない等の場合には、米国内国歳入庁の要請に基づき、該当のご契約情報等を日米当局間で交換することとされています。

41 このような場合、ただちにご連絡ください。

ご契約に関する各種お手続きや、ご相談・ご照会・苦情につきましては、FWD富士生命 総合サービスセンターへご連絡ください。

たとえばこんなときご連絡を！

- 改姓・改名、受取人変更
- 住所変更、町名変更
- 保険料の払込方法の変更
- 保険料払込口座の変更
- 保険金等のご請求
- 具体的なお手続等
- 保険証券の再発行
- 本人確認事項等(*)の変更
*「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項



お電話
ください！

総合サービスセンター
受付時間

0120-211-901 (通話料無料)
月～金(祝日・年末年始を除く)
9:00～18:00

1. 各種お手続き、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人（高度障害年金のご請求は被保険者または指定代理請求人、遺族年金のご請求は受取人）からお願いいたします。
2. 各種お問い合わせの際には保険証券番号、ご契約者の氏名、生年月日、ご登録の住所、電話番号をお知らせください。
3. お申出の内容・契約形態により、支店・営業課で対応させていただく場合があります。
4. あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券は大切に保管してください。
5. 当社のお手続きに関する事項や保険契約に関する諸利率等の各種情報につきましては、当社ホームページをご覧ください。



FWD富士生命ホームページ
www.fwdfujilife.co.jp

6. この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
7. 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAX

は不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)

8. 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社へ連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款 目次

1. 用語の意味	3
第1条 用語の意味	3
2. 当社の責任開始期	3
第2条 当社の責任開始期	3
3. 保険証券の交付	4
第3条 保険証券の交付	4
4. 年金の支払い・保険料払込みの免除	4
第4条 遺族年金の支払い	4
第5条 高度障害年金の支払い	5
第6条 年金の支払いに関するその他の事項	6
第7条 年金の現価の一時支払い等	6
第8条 保険料払込みの免除	6
第9条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	7
第10条 年金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き	7
第11条 年金の支払時期および支払い等に必要な確認	8
5. 告知義務・解除・取消し・無効	9
第12条 告知義務	9
第13条 告知義務違反による解除	9
第14条 告知義務違反による解除ができない場合	9
第15条 重大事由による解除	10
第16条 詐欺による取消し	11
第17条 不法取得目的による無効	11
6. 保険料の払込み	11
第18条 保険料の払込み	11
第19条 保険料の払込方法（経路）	12
第20条 保険料の前納および一括払	12
7. 失効・復活	13
第21条 保険契約の失効	13
第22条 失効した保険契約の復活	13
8. 保険契約の消滅時等の取扱い	13
第23条 保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い	13
9. 保険契約者の住所等の変更	14
第24条 保険契約者の住所等の変更	14
10. 保険契約の解約・解約返戻金	14
第25条 保険契約の解約	14
第26条 解約返戻金	15
第27条 債権者等による解約の効力と年金の受取人による保険契約の存続	15
11. 契約内容の変更	16
第28条 年金月額額の減額	16
第29条 保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更	16
第30条 年金支払期間における年金の受取人に関する取扱い	16
第31条 当社への通知による年金の受取人の変更	16
第32条 遺言による遺族年金受取人の変更	17
第33条 遺族年金受取人が死亡した場合の取扱い	17
第34条 保険契約者の変更	17
第35条 保険契約者または年金の受取人の代表者	17
12. 被保険者の年齢計算・年齢・性別の誤りの訂正処理	17
第36条 被保険者の年齢の計算	17
第37条 被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理	17
13. 契約者配当	18

第38条 契約者配当	18
14. 他の保険への加入に関する特則	18
第39条 他の保険への加入に関する特則	18
15. 時効	18
第40条 時効	18
16. 被保険者の業務の変更、転居および旅行	18
第41条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	18
17. 管轄裁判所	19
第42条 管轄裁判所	19
18. 生命保険協会への契約内容の登録	19
第43条 生命保険協会への契約内容の登録	19
【年金の未支払分の現価（年払・半年払・月払）】（平成29年4月2日改定）	20

無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款

(平成27年4月2日改正)

1. 用語の意味

第1条 (用語の意味)

この普通保険約款において使用する用語の意味は次の表のとおりです。

用語	意味
年金月額	この保険契約締結の際、年金 ^{*1} を支払う場合に基準となる金額として、保険契約者の申出によって当社所定の範囲内で定めた金額をいいます。 ^{*2}
年金支払期間	年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日から、最終回の年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この保険契約は消滅します。
最低支払保証期間	この保険契約締結の際、年金を支払う場合の最低保証年数として1年、2年、5年、10年または「最低支払保証期間を設定しない」のうちから保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。

2. 当社の責任開始期

第2条 (当社の責任開始期)

- 当社は、保険契約の申込みを承諾した場合は、次のいずれか遅い時から保険契約における責任を負い、これを責任開始期といたします。
 - 第1回保険料^{*1}を受け取った時^{*2}
 - 告知が行われた時
- 本条1.により当社の責任が開始される日(責任開始日^{*3})を契約日とし、保険期間および保険料払込期間はこの日から起算し、被保険者の年齢および保険料の計算はこの日を基準とします。
- 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、保険契約者に対し保険証券を交付します。^{*4}

備 考

第1条 備考

- *1 遺族年金および高度障害年金をいいます。以下同じ。
- *2 保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

第2条 備考

- *1 当社が保険契約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といたします。以下同じ。
- *2 第1回保険料がクレジットカード決済により払い込まれる場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時(当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時)を「第1回保険料を受け取った時」とみなして取り扱います。この場合は、保険契約者に責任開始日^{*3}を通知します。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。
- *4 保険契約の復活の場合は、保険証券は交付しません。

3. 保険証券の交付

第3条 （保険証券の交付）

1. 当社は、保険契約者に、次のそれぞれの事項を記載した保険証券を交付します。
 - (1) 当社の名称
 - (2) 保険契約者の氏名または名称
 - (3) 被保険者の氏名
 - (4) 年金の受取人の氏名、名称またはその他受取人を特定するために必要な事項
 - (5) 保険期間
 - (6) 保険料払込期間
 - (7) 年金月額
 - (8) 保険料およびその払込方法
 - (9) 契約日
 - (10) 保険証券を作成した年月日
2. 特約の中途付加の場合は、本条1. の記載事項以外に中途付加日を記載します。

4. 年金の支払い・保険料払込みの免除

第4条 （遺族年金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり遺族年金を支払います。

支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	年金月額
受取人	遺族年金受取人
免責事由*1	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期*2 の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意*3 (3) 遺族年金受取人の故意*4 (4) 戦争その他の変乱

2. 年金は、年金の支払事由が生じた日以後、最初に到来する契約日の月単位の応当日の前日を第1回の年金の支払日とし、以後年金支払満了日*6 まで契約日の毎月の応当日の前日に支払います。
3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、遺族年金を支払います。
4. 次の表のいずれかの場合は、当社は、年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、保険契約*7 は、次の表の時期に消滅します。

備 考

第4条 備考

- *1 支払事由に該当しても年金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 本条1. の免責事由(1)に該当する場合を除きます。
- *4 本条1. の免責事由(1)または(2)に該当する場合を除きます。被保険者を死亡させた遺族年金受取人以外に、遺族年金受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた遺族年金を支払い、免責となる部分の遺族年金に対応する責任準備金*5 を保険契約者に支払います。
- *5 当社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の年金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。
- *6 第1回の年金の支払日から年金支払満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払日から最低支払保証期間を経過した日までとします。
- *7 遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。

年金の未支払分の現価を一時に支払う場合	受取人	保険契約の消滅時期
遺族年金の支払事由が生じた時に、遺族年金受取人が死亡しており、その法定相続人*8が遺族年金の受取人となる時	遺族年金受取人の法定相続人	被保険者の死亡時
遺族年金の支払事由が生じた後、遺族年金の支払期間中に遺族年金受取人が死亡したとき	遺族年金受取人の法定相続人	遺族年金受取人の死亡時

5. 免責事由に該当し、遺族年金を支払わないときは、責任準備金*5を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意のときは、責任準備金その他の返戻金はありません。

第5条 （高度障害年金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり高度障害年金を支払います。

支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表2）になったとき*1 *2
支払額	年金月額
受取人	被保険者
免責事由*3	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき （1）保険契約者または被保険者の故意 （2）戦争その他の変乱

2. 年金の支払日については、第4条（遺族年金の支払い）2.と同様とします。
3. 本条1.にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、責任開始期前の疾病等*4を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして高度障害年金を支払います。
- （1）この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。
- （2）責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断*5において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

備 考

第4条 備考

- *8 遺族年金の支払事由の発生時に生存している者に限ります。

第5条 備考

- *1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）になったときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限ります。
- *2 被保険者が保険期間中に、回復の見込みが明らかでないことを除いては高度障害状態（別表2）となった場合で、保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、保険期間の満了後に回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表2）になったときは、保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）になったものとみなして高度障害年金を支払います。
- *3 支払事由に該当しても年金を支払わない場合をいいます。
- *4 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害のことをいいます。以下、本条において同じ。
- *5 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

4. 保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人^{*6} が保険契約者である場合は、本条 1. にかかわらず、高度障害年金の受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者を高度障害年金の受取人とします。
5. 高度障害年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に高度障害年金の受取人が死亡したときは、当社は、年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、保険契約は、その受取人の死亡時に消滅します。

第 6 条 （年金の支払いに関するその他の事項）

1. 高度障害年金を支払う前に遺族年金の請求を受け、遺族年金が支払われるときは、当社は、高度障害年金を支払いません。
2. 第 1 回の高度障害年金が支払われた場合は、被保険者がその高度障害状態（別表 2）になった時から、遺族年金を請求する権利は消滅したものとします。
3. 被保険者が高度障害状態（別表 2）に複数該当することとなる場合でも、当社は、高度障害年金を重複しては支払いません。

第 7 条 （年金の現価の一時支払い等）

1. 年金の受取人は年金支払期間中、将来の年金の支払いにかえて、年金の未支払分の現価の一時支払いを請求することができます。
2. 当社が、年金の未支払分の現価を一時に支払った場合は、保険契約^{*1} は消滅します。
3. 保険契約者^{*2} は、本条 1. の年金の未支払分の現価の一時支払いにかえて、すえ置支払いまたは年金支払い^{*3} を選択することができます。^{*4} ^{*5}

第 8 条 （保険料払込みの免除）

1. 当社は、被保険者が次の表の保険料払込みの免除事由^{*1} に該当した場合、元の払込方法（回数）にかかわらず、月払契約として、以後到来する保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表 1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表 3）になったとき ^{*2}
免除となる対象	次に到来する保険料期間 ^{*3} 以降の保険料
	被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、保険料の払込みを免除しません。

備 考

第 5 条 備考

^{*6} 遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。

第 7 条 備考

- ^{*1} 年金の受取人が 2 人以上であるときは、当該受取人に対応する部分とします。
- ^{*2} 年金の支払事由発生後は年金の受取人とします。
- ^{*3} 本条 3. の年金支払いは年 1 回の支払いとします。
- ^{*4} すえ置支払いの場合の年金の現価または年金支払いの場合の本条の年金支払いによる年金額は、当社所定の金額以上とします。
- ^{*5} すえ置支払いの場合のすえ置く期間または年金支払いの場合の年金支払期間は、当社所定の範囲内とします。

第 8 条 備考

- ^{*1} 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
- ^{*2} 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表 3）になったときを含みます。
- ^{*3} 本条の場合は保険料の払込方法（回数）を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。

免責事由*4	(1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 地震、噴火または津波 (8) 戦争その他の変乱
--------	--

2. 責任開始期前に生じた不慮の事故（別表1）による傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除する取扱いは、第5条（高度障害年金の支払い）3. に準じます。
3. 保険料払込みの免除事由に該当した時以後は、第28条（年金額の減額）の取扱いをしません。

第9条 （戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合または高度障害状態（別表2）になった場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、遺族年金または高度障害年金の全額を支払い、または年金を削減して支払います。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態（別表3）になった場合でも、その原因によって身体障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。

第10条 （年金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き）

1. 年金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその年金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. この保険契約に基づく年金の支払い*1 についてはその年金の受取人が、保険料払込みの免除については保険契約者が、当社所定の請求に必要な書類*2 を提出して請求してください。
3. 団体*3 が保険契約者および遺族年金の受取人で、かつ、その団体から給与の支払いを受ける者が被保険者である保険契約（事業保険契約）の場合、団体がその保険契約の年金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*4 として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、年金の請求の際に、本条2. に定める書類のほかに、次の(1)または(2)のいずれかの書類および(3)の書類を提出してください。*5
 - (1) 被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - (2) 被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証明する書類
 - (3) 受給者が支払いを受けるべき本人であることを団体が確認した書類
4. 当社は、支払うべき年金について年金証書を作成して、その受取人に交付します。

備 考

第8条 備考

- *4 保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

第10条 備考

- *1 年金の未支払分の現価の一時支払いを請求するときを含みます。
- *2 請求権者であることを証する書類、年金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *3 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。以下、本条において同じ。
- *4 遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。以下、本条において同じ。
- *5 受給者が2人以上であるときは、そのうちの1人に対する書類で足りるものとします。

第11条 (年金の支払時期および支払い等に必要な確認)

1. 遺族年金または高度障害年金は、請求日*¹ の翌営業日から起算して5営業日以内または第4条（遺族年金の支払い）2. に定める年金の支払日のいずれか遅い日に当社の本店で支払います。
2. 当社は年金の支払い*² のために次の表の確認が必要な場合において、保険契約の締結時から年金の支払い*² の請求時まで当社に提出された書類だけでは次の表の事項の確認ができないときは、改めてその確認を行います。*³ この場合、本条1.にかかわらず、年金の支払期限は請求日の翌日から起算して60日を経過する日とします。

確認が必要な場合		確認が必要な事項
(1)	年金の支払* ² 事由発生の有無の確認が必要な場合	年金の支払* ² 事由に該当する事実の有無
(2)	年金の支払い* ² の免責事由* ⁴ に該当する可能性がある場合	年金の支払* ² 事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	次の①および②の事項 ① 当社が告知を求めた事項 ② 告知義務違反に至った原因
(4)	重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の①、②または③の事項 ① 本表の(2)および(3)に定める事項 ② 第15条（重大事由による解除）1. (4)に該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金の支払い* ² の請求の意図に関する、保険契約の締結時から請求時までにおける事実

3. 本条2. の確認をするため、次の表の特別な照会や調査が不可欠な場合は、本条1. および2. にかかわらず、年金の支払期限は、請求日の翌日から起算して、本表の支払期限の日数を経過する日とします。ただし、本表の(1)から(6)のうち2つ以上に該当する場合は、180日を経過する日とします。

特別な照会や調査		対象となる事項	支払期限
(1)	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	本条2.(1)から(4)の事項	90日
(2)	弁護士法（昭和24年法律第205号）およびその他の法令に基づく照会		180日
(3)	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定		
(4)	保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条2.(1)から(4)の事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会		
(5)	日本国外における調査		
(6)	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査		

備 考

第11条 備考

- *1 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 当社が指定する医師による診断を求めることを含みます。
- *4 支払事由に該当しても年金を支払わない場合および保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

4. 本条2.または3.による確認を行う場合、当社は、年金の支払い*2 の請求者*5 にその旨を通知します。
5. 本条2.または3. による確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれ*3 に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

5. 告知義務・解除・取消し・無効

第12条 （告知義務）

保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込みの免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者*1 は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第13条 （告知義務違反による解除）

1. 第12条（告知義務）により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実が告知されなかったとき、または事実でないことが告知されたときは、当社は、将来に向かって保険契約を解除することができます。
2. 年金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができます。この場合は、年金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。*1
ただし、年金の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がないことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、年金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除した場合は、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第14条 （告知義務違反による解除ができない場合）

1. 次のいずれかの場合は、当社は、第13条（告知義務違反による解除）による保険契約の解除をすることができません。
（1）保険契約の締結または復活の際に、当社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき

備 考

第11条 備考

*5 年金の受取人が2人以上の場合はその代表者とします。

第12条 備考

*1 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第13条 備考

*1 すでに年金を支払っていたときは年金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは免除した保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

- (2) 保険媒介者*1 が、保険契約者または被保険者*2 が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でない告知をすることを勧めたとき
 - (4) 保険契約の締結または復活の後、当社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 責任開始期の属する日から起算して2年以内に、年金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じなかったとき
2. 本条1.(2)および(3)の場合において、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でない告知をしたと認められる場合は、当社は保険契約を解除することができます。

第15条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致*1	保険契約者、被保険者*2 または年金の受取人が、年金*3 *4 を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1 をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この保険契約の年金*4 の請求に関し、その年金の受取人*5 が詐欺行為*1 をしたとき
(3)	著しく過大な年金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる年金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*6 への関与	保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

備 考

第14条 備考

- *1 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において同じ。
- *2 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同じ。

第15条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 遺族年金については、被保険者を除きます。
- *3 遺族年金については、他の保険契約の遺族年金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *6 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。

(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*7
-----	------------------	--

2. 年金の支払*4 事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができません。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払*4 事由による年金*8 の支払い*4 をしません。*9
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額*10 の返戻金を保険契約者に支払います。*11

第16条 (詐欺による取消し)

保険契約者、被保険者または年金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

第17条 (不法取得目的による無効)

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

6. 保険料の払込み

第18条 (保険料の払込み)

1. 第2回以後の保険料の払込みにおける保険料期間*1、払込期月*2 および猶予期間*3 は、払込方法(回数)により、次の表のとおりです。

備 考

第15条 備考

- *7 例えば、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、当社または他の保険者(他の保険会社等をいいます。)と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1.(4)のみに該当した場合で、本条1.(4)に該当したのが遺族年金受取人のみであり、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、遺族年金のうち、その遺族年金受取人に支払われるべき遺族年金をいいます。
- *9 すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。
- *10 年金の支払事由発生後(年金の未支払分の現価の年金支払いを選択した後を含みます。)は、第7条(年金の現価の一時支払い等)に定める一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額。また、年金の未支払分の現価のすえ置支払いを選択した後は、すえ置いた年金の未支払分の現価とその利息の合計額とします。
- *11 本条1.(4)により保険契約を解除した場合で、遺族年金の一部の受取人に対して本条2. により遺族年金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない遺族年金に対応する解約返戻金と同額*10の返戻金を保険契約者に支払います。

第18条 備考

- *1 保険料の払込方法(回数)に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。
- *2 保険料期間*1 に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。
- *3 第2回以後の保険料が払込期月*2 内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。

払込方法（回数）	保険料期間	払込期月	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日から次の月単位の応当日の前日までの期間	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
年払	契約日の年単位の応当日から次の年単位の応当日の前日までの期間	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日*4まで
半年払	契約日の半年単位の応当日から次の半年単位の応当日の前日までの期間	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	

2. 保険契約者は、本条1.により第2回以後の保険料を保険料払込期間中、払込期月内に払い込んでください。*5
3. 月払の保険契約が年金月額の変額等によって当社所定の月払の取扱範囲外となったときは、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

第19条 （保険料の払込方法（経路））

1. 保険料の払込方法（経路）は次のとおりです。

口座振替扱	当社指定の金融機関等の口座振替により払い込む方法
送金扱	当社指定の金融機関等の当社指定口座に送金することにより払い込む方法
団体扱	所属団体を通じて払い込む方法*1
集団扱	所属集団を通じて払い込む方法*2
クレジットカード扱	当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法*3

2. 本条1.により保険契約者が選択した払込方法（経路）で払込期月内に保険料の払込みができないときは、その保険料についてのみ、猶予期間内に当社所定の方法により払い込んでください。
3. 本条1.の送金扱以外の払込方法（経路）が選択されている保険契約について、当社所定の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、当社の承諾を得て、他の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、変更の手続きが完了するまでの間の保険料については、当社所定の方法により払い込んでください。

第20条 （保険料の前納および一括払）

1. 年払または半年払の契約において、保険契約者は、将来の保険料を当社所定の範囲内で前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引いて計算した前納保険料を払い込んでください。
（1）前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てられ、契約日の年単位または半年

備 考

第18条 備考

- *4 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までをいいます。
- *5 年金が支払われる場合は、本条2.にかかわらず、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対する保険料の払込みは要しません。

第19条 備考

- *1 所属団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りします。
- *2 所属集団と当社との間に集団取扱に関する協定が締結されている場合に限りします。
- *3 当社所定の保険契約である場合に限りします。

単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。

(2) 保険料の前納期間の満了時に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者*1 に払い戻します。

2. 月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を、当月分を含めて3か月から12か月分まで一括で払い込むことができます。この場合、当社所定の割引率で計算した一括払保険料を払い込んでください。

7. 失効・復活

第21条 (保険契約の失効)

猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。この場合、保険契約者は失効した保険契約の解約返戻金を請求することができます。

第22条 (失効した保険契約の復活)

1. 保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、保険契約者は、当社所定の書類を提出し、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときは復活することはできません。

2. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日までに延滞保険料*1を当社所定の方法により払い込んでください。この場合、当社は、次のいずれか遅い時から、復活後の保険契約における責任を負い、その責任が開始される日を復活日とします。

(1) 延滞保険料を受け取った時

(2) 告知が行われた時

8. 保険契約の消滅時等の取扱い

第23条 (保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い)

1. 払込期月に対応する保険料が払い込まれた後に、保険契約の消滅等*1が生じた場合は、次のとおり取り扱います。

(1) その払込期月の契約日の応当日の前日までに保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料*2を保険契約者*3に払い戻します。

(2) その払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料*2は次の表のとおり取り扱います。*4

備 考

第20条 備考

*1 年金の支払いの際は、年金の受取人とします。

第22条 備考

*1 復活する日までに保険料期間が到来する未払込保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第23条 備考

*1 次のいずれかをいいます。以下、本条において同じ。

1. 解約または解除による消滅（年金額の減額による減額部分の消滅を含みます。）

2. 年金の支払事由の発生による年金の支払い（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）

3. 保険料払込みの免除事由の発生による保険料払込みの免除

*2 年金額の減額の際は、減額部分に対応する保険料とします。また、保険料の払込みを免除した後に、払い込まれたものとして取り扱う保険料を除きます。

*3 年金の支払いの際は、年金の受取人とします。

*4 第1回保険料についても、これに準じて取り扱います。

①	月払契約	保険料* ² の払戻しはありません。
②	年払契約・半年払契約	保険契約の消滅等の事由が生じた次の契約日の月単位の応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社所定の方法により計算した未経過保険料があるときは、これを保険契約者* ³ に払い戻します。* ⁵

2. 保険料の前納または一括払を行った場合で、保険契約の消滅等が発生したときは、前納保険料または一括払保険料の残額があるときは、これを保険契約者*³ に払い戻します。
3. 払込期月に対応する保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じた場合は、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - (1) 年金の支払事由が生じたとき
 - ① 第1回の年金*⁶ からその未払込保険料*⁷ を差し引きます。
 - ② 本条3.(1)①において、その未払込保険料が第1回の年金*⁶ の額をこえるときは、年金の責任準備金からその未払込保険料の残額を差し引き、第2回以後の年金月額を改めます。
 - ③ 本条3.(1)②の場合、改められた年金月額が当社の定める金額に満たないときは、年金の支払いを行わず、差し引き後の金額を年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、年金の支払事由が生じたときに消滅します。
 - (2) 保険料払込みの免除事由が生じたとき
猶予期間満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、保険料の払込みを免除しません。

9. 保険契約者の住所等の変更

第24条 (保険契約者の住所等の変更)

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、当社に通知してください。
2. 本条1. の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとします。

10. 保険契約の解約・解約返戻金

第25条 (保険契約の解約)

保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

備 考

第23条 備考

- *5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、遺族年金が支払われないときは、未経過保険料は払い戻しません。
- *6 第1回の年金とともに支払われるその他の支払金を含めます。
- *7 本条1.(2)②の未経過保険料部分を除いた保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第26条 （解約返戻金）

1. 解約返戻金は、次のとおりとします。
 - （1）保険料払込期間中の解約返戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約返戻金はありません。
 - （2）保険料払込済の場合の解約返戻金は、その経過年月数により計算します。
2. 次の表の事項に関する解約返戻金の計算をする場合、次の表の判定基準日が保険料払込期間に属するときは、解約返戻金はありません。

解約返戻金を計算する事項	判定基準日
第13条（告知義務違反による解除）による告知義務違反による解除および第15条（重大事由による解除）による重大事由による解除	解除の通知が保険契約者* ¹ に到達した日
第21条（保険契約の失効）による保険契約の失効	保険料払込みの猶予期間満了の日の翌日
第25条（保険契約の解約）による解約	当社所定の書類* ² が当社の本店に到達した日
第28条（年金月額額の減額）による年金月額額の減額	当社所定の書類が当社の本店に到達した日

3. 解約返戻金は、その請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。当社は、請求日*³ の翌営業日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

第27条 （債権者等による解約の効力と年金の受取人による保険契約の存続）

1. 債権者等*¹ による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
2. 本条1. にかかわらず、年金の受取人*² が、保険契約者の同意を得て、本条1. の解約の効力が生じるまでの間に、解約時支払額*³ を債権者等に支払い、かつその旨を当社に通知した*⁴ ときは、本条1. の解約はその効力を生じません。
3. 本条1. の解約の通知が当社に到達した日以後、本条1. の解約の効力が生じまたは本条2. により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に年金の支払事由の発生により当社が年金を支払うべきときは、次のとおりとします。

備 考

第26条 備考

- *1 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金の受取人とします。
- *2 請求権者であることを証する書類、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。以下、本条において同じ。
- *3 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。

第27条 備考

- *1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 特約の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人を含み、保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
 1. 保険契約者の親族
 2. 被保険者の親族
 3. 被保険者
- *3 本条1. の解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額をいいます。以下、本条において同じ。
- *4 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

(1) 第1回の年金額が解約時支払額以上であるとき

第1回の年金を支払うときに、第1回の年金額から解約時支払額を債権者等に支払い、本条1.の解約の効力は生じません。この場合、第1回の年金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。また、第2回以後の年金は、年金の受取人に支払います。

(2) 第1回の年金額が解約時支払額未満であるとき

本条1.の解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過したときに、第1回の年金額および第2回以後の年金の未支払分の現価をあわせた金額を限度に解約時支払額を債権者等に一括して支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。

11. 契約内容の変更

第28条 (年金月額の変額)

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、年金月額を減額することができます。^{*1} ただし、減額後の年金月額は当社所定の金額以上とします。
2. 年金月額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
3. 年金月額を減額したときは、その後の保険料を改めます。

第29条 (保険料の払込方法(回数)および払込方法(経路)の変更)

保険契約者は、当社の承諾を得て、保険料の払込方法(回数)または払込方法(経路)を変更することができます。^{*1}

第30条 (年金支払期間における年金の受取人に関する取扱い)

年金が支払われる場合は、その支払事由が生じた時に、保険契約にかかわる一切の権利義務は年金の受取人に承継されます。

第31条 (当社への通知による年金の受取人の変更)

1. 保険契約者^{*1} は、年金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、遺族年金受取人を変更することができます。^{*2}
2. 本条1.の変更をしたときは、保険証券に表示します。
3. 本条1.の通知が当社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の遺族年金受取人から年金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. 高度障害年金の受取人は被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人^{*3} が保険契約者である場合は、高度障害年金の受取人を保険契約者に変更することができます。

備 考

第28条 備考

- ^{*1} その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

第29条 備考

- ^{*1} その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第31条 備考

- ^{*1} 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継人を含みます。
^{*2} その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。
^{*3} 遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。

第32条 （遺言による遺族年金受取人の変更）

1. 第31条（当社への通知による年金の受取人の変更）によるほか、保険契約者は、年金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、遺族年金受取人を変更することができます。
2. 本条1. の遺族年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条1. および2. による遺族年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知*1 しなければ、これを当社に対抗することができません。
4. 本条1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第33条 （遺族年金受取人が死亡した場合の取扱い）

1. 年金の支払事由の発生以前に、遺族年金受取人が死亡した後、保険契約者が、その死亡した遺族年金受取人の変更を行っていない場合は、次の者を遺族年金受取人とします。
 - （1）その死亡した遺族年金受取人の法定相続人
 - （2）本条1.（1）により遺族年金受取人となった者が死亡した場合は、さらにその死亡した者の法定相続人*1
2. 本条1. により遺族年金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は法定相続分にかかわらず均等とします。

第34条 （保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。*1
2. 本条1. の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第35条 （保険契約者または年金の受取人の代表者）

1. 保険契約者または年金の受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の年金の受取人を代理するものとします。
2. 本条1. の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、当社が保険契約者または年金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

12. 被保険者の年齢計算・年齢・性別の誤りの訂正処理

第36条 （被保険者の年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに本条1. の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第37条 （被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
 - （1）実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲内であったとき

備 考

第32条 備考

- *1 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第33条 備考

- *1 法定相続人がいないときは、本条1.（1）により遺族年金受取人となった者のうち生存している者を遺族年金受取人とします。

第34条 備考

- *1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

その年齢に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

(2) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき

保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したものとして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

13. 契約者配当

第38条 (契約者配当)

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

14. 他の保険への加入に関する特則

第39条 (他の保険への加入に関する特則)

1. この保険の被保険者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、当社所定の個人保険契約への申込みをすることができます。
2. 本条1. の取扱いは、次の条件を満たす場合に取扱いします。
 - (1) この保険の消滅時に2年をこえて継続してこの保険の被保険者であったこと
 - (2) 個人保険契約の保険金額は、当社所定の保険金額以下であること
3. 本条1. の場合、新たに加入する個人保険契約にも、この保険に付加されていた特約と同一の特約を付加することができます。ただし、この特約の保険金額等は、当社所定の保険金額等以下とします。

15. 時効

第40条 (時効)

年金、解約返戻金、その他この保険契約に基づく支払金の支払いまたは保険料払込みの免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

16. 被保険者の業務の変更、転居および旅行

第41条 (被保険者の業務の変更、転居および旅行)

保険契約の継続中に次の事由が生じた場合でも、当社は保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- (1) 被保険者が従事する業務を変更したとき*1
- (2) 被保険者が転居したとき
- (3) 被保険者が旅行をしたとき

備 考

第41条 備考

*1 第15条（重大事由による解除）1.（4）に該当する場合を除きます。

17. 管轄裁判所

第42条 (管轄裁判所)

この保険契約における年金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、当社の本店または年金の受取人*¹の住所地と同一の都道府県内にある支店*²の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

18. 生命保険協会への契約内容の登録

第43条 (生命保険協会への契約内容の登録)

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - (2) 契約日における保険金換算額
 - (3) 契約日*¹
 - (4) 当社の名称
2. 本条1.の登録の期間は、契約日*¹から5年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条1.により登録された被保険者について、保険契約*²の申込み*³を受けたときは、協会に対して本条1.により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、本条2.の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、本条3.によって連絡された内容を保険契約の承諾*⁴の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日*⁵から5年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条1.により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*⁴の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条3.、4.および5.のうち、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

備 考

第42条 備考

- *1 年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
- *2 同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店とします。

第43条 備考

- *1 復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。
- *2 特約を含めて死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。以下、本条において同じ。
- *3 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- *4 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- *5 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

【年金の未支払分の現価（年払・半年払・月払）】（平成29年4月2日改定）

[無配当]

(年金月額1万円について)					
年金支払残余年数	年金の未支払分の現価	年金支払残余年数	年金の未支払分の現価	年金支払残余年数	年金の未支払分の現価
年	円	年	円	年	円
		60	5,478,019	30	3,144,811
		59	5,410,943	29	3,054,404
		58	5,343,197	28	2,963,092
		57	5,274,774	27	2,870,868
		56	5,205,666	26	2,777,721
		55	5,135,867	25	2,683,643
		54	5,065,370	24	2,588,624
		53	4,994,169	23	2,492,654
		52	4,922,255	22	2,395,725
		51	4,849,622	21	2,297,827
		50	4,776,263	20	2,198,950
		49	4,702,170	19	2,099,084
		48	4,627,336	18	1,998,219
77	6,521,862	47	4,551,754	17	1,896,346
76	6,465,225	46	4,475,416	16	1,793,454
75	6,408,022	45	4,398,314	15	1,689,533
74	6,350,246	44	4,320,442	14	1,584,573
73	6,291,893	43	4,241,791	13	1,478,563
72	6,232,957	42	4,162,353	12	1,371,493
71	6,173,431	41	4,082,121	11	1,263,353
70	6,113,310	40	4,001,087	10	1,154,131
69	6,052,587	39	3,919,243	9	1,043,816
68	5,991,257	38	3,836,579	8	932,399
67	5,929,315	37	3,753,090	7	819,868
66	5,866,752	36	3,668,765	6	706,211
65	5,803,564	35	3,583,597	5	591,417
64	5,739,744	34	3,497,578	4	475,476
63	5,675,286	33	3,410,698	3	358,375
62	5,610,184	32	3,322,950	2	240,103
61	5,544,430	31	3,234,324	1	120,649

(注) 上表は年金支払残余年数が1年単位の場合の金額です。年金支払残余年数に端月数がある場合、年金支払残余年数が上表に記載されていない場合には、当社にご照会ください。

無解約返戻金型優良体収入保障保険普通保険約款 目次

1. 用語の意味	23
第1条 用語の意味	23
2. 適用料率種類	23
第2条 適用料率種類	23
3. 当社の責任開始期	24
第3条 当社の責任開始期	24
4. 保険証券の交付	24
第4条 保険証券の交付	24
5. 年金の支払い・保険料払込みの免除	25
第5条 遺族年金の支払い	25
第6条 高度障害年金の支払い	26
第7条 年金の支払いに関するその他の事項	26
第8条 年金の現価の一時支払い等	27
第9条 保険料払込みの免除	27
第10条 戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例	28
第11条 年金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き	28
第12条 年金の支払時期および支払い等に必要な確認	28
6. 告知義務・解除・取消し・無効	30
第13条 告知義務	30
第14条 告知義務違反による解除	30
第15条 告知義務違反による解除ができない場合	30
第16条 重大事由による解除	31
第17条 詐欺による取消し	32
第18条 不法取得目的による無効	32
7. 保険料の払込み	32
第19条 保険料の払込み	32
第20条 保険料の払込方法（経路）	33
第21条 保険料の前納および一括払	33
8. 失効・復活	33
第22条 保険契約の失効	33
第23条 失効した保険契約の復活	34
9. 保険契約の消滅時等の取扱い	34
第24条 保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い	34
10. 保険契約者の住所等の変更	35
第25条 保険契約者の住所等の変更	35
11. 保険契約の解約・解約返戻金	35
第26条 保険契約の解約	35
第27条 解約返戻金	35
第28条 債権者等による解約の効力と年金の受取人による保険契約の存続	35
12. 契約内容の変更	36
第29条 年金月額額の減額	36
第30条 保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更	36
第31条 年金支払期間における年金の受取人に関する取扱い	37
第32条 当社への通知による年金の受取人の変更	37
第33条 遺言による遺族年金受取人の変更	37
第34条 遺族年金受取人が死亡した場合の取扱い	37
第35条 保険契約者の変更	38
第36条 保険契約者または年金の受取人の代表者	38
13. 被保険者の年齢計算・年齢・性別および喫煙歴の誤りの訂正処理	38
第37条 被保険者の年齢の計算	38

第38条 被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理	38
第39条 喫煙歴の誤りの処理	38
14. 契約者配当	39
第40条 契約者配当	39
15. 他の保険への加入に関する特則	39
第41条 他の保険への加入に関する特則	39
16. 時効	39
第42条 時効	39
17. 被保険者の業務の変更、転居および旅行	39
第43条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	39
18. 管轄裁判所	39
第44条 管轄裁判所	39
19. 生命保険協会への契約内容の登録	40
第45条 生命保険協会への契約内容の登録	40
【年金の未支払分の現価（年払・半年払・月払）】（平成29年4月2日改定）	41

無解約返戻金型優良体収入保障保険普通保険約款

(平成27年4月2日改正)

1. 用語の意味

第1条 (用語の意味)

この普通保険約款において使用する用語の意味は次の表のとおりです。

用語	意味
年金月額	この保険契約締結の際、年金 ^{*1} を支払う場合に基準となる金額として、保険契約者の申出によって当社所定の範囲内で定めた金額をいいます。 ^{*2}
年金支払期間	年金が支払われる場合に、その支払事由が生じた日から、最終回の年金の支払日までの期間をいいます。なお、年金支払期間が満了したときは、この保険契約は消滅します。
最低支払保証期間	この保険契約締結の際、年金を支払う場合の最低保証年数として1年、2年、5年、10年または「最低支払保証期間を設定しない」のうちから保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。

2. 適用料率種類

第2条 (適用料率種類)

この保険契約の適用料率種類^{*1}は次の表のとおりです。

適用料率種類 ^{*1}	適用条件
優良体保険料率	この保険契約の締結の際、被保険者の健康状態 ^{*2} 、既往症等が、当社の所定の基準に適合していること
非喫煙者優良体保険料率	この保険契約の締結の際、本表の優良体保険料率の適用条件に加え被保険者の喫煙歴が、当社の所定の基準に適合していること

備 考

第1条 備考

- *1 遺族年金および高度障害年金をいいます。以下同じ。
- *2 保険契約締結後にその金額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。

第2条 備考

- *1 適用する保険料率の種類をいいます。以下同じ。
- *2 体格、血圧等をいいます。

3. 当社の責任開始期

第3条 （当社の責任開始期）

1. 当社は、保険契約の申込みを承諾した場合は、次のいずれか遅い時から保険契約における責任を負い、これを責任開始期といいます。
 - （1）第1回保険料*1 を受け取った時*2
 - （2）告知が行われた時
2. 本条1. により当社の責任が開始される日（責任開始日*3）を契約日とし、保険期間および保険料払込期間はこの日から起算し、被保険者の年齢および保険料の計算はこの日を基準とします。
3. 当社が保険契約の申込みを承諾した場合は、保険契約者に対し保険証券を交付します。*4

4. 保険証券の交付

第4条 （保険証券の交付）

1. 当社は、保険契約者に、次のそれぞれの事項を記載した保険証券を交付します。
 - （1）当社の名称
 - （2）保険契約者の氏名または名称
 - （3）被保険者の氏名
 - （4）年金の受取人の氏名、名称またはその他受取人を特定するために必要な事項
 - （5）保険期間
 - （6）保険料払込期間
 - （7）年金月額
 - （8）保険料およびその払込方法
 - （9）契約日
 - （10）保険証券を作成した年月日
2. 特約の中途付加の場合は、本条1. の記載事項以外に中途付加日を記載します。

備 考

第3条 備考

- *1 当社が保険契約の申込みを承諾する前に受領した場合は、第1回保険料相当額といいます。以下同じ。
- *2 第1回保険料がクレジットカード決済により払い込まれる場合は、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時）を「第1回保険料を受け取った時」とみなして取り扱います。この場合は、保険契約者に責任開始日*3 を通知します。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。
- *4 保険契約の復活の場合は、保険証券は交付しません。

5. 年金の支払い・保険料払込みの免除

第5条 （遺族年金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり遺族年金を支払います。

支払事由	被保険者が保険期間中に死亡したとき
支払額	年金月額
受取人	遺族年金受取人
免責事由*1	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき (1) 責任開始期*2 の属する日から起算して3年以内の自殺 (2) 保険契約者の故意*3 (3) 遺族年金受取人の故意*4 (4) 戦争その他の変乱

2. 年金は、年金の支払事由が生じた日以後、最初に到来する契約日の月単位の応当日の前日を第1回の年金の支払日とし、以後年金支払満了日*6 まで契約日の毎月 of 応当日の前日に支払います。

3. 被保険者の生死が不明の場合でも、当社が死亡したものと認めたときは、遺族年金を支払います。

4. 次の表のいずれかの場合は、当社は、年金の未支払分の現価を一時に支払います。この場合、保険契約*7 は、次の表の時期に消滅します。

年金の未支払分の現価を一時に支払う場合	受取人	保険契約の消滅時期
遺族年金の支払事由が生じた時に、遺族年金受取人が死亡しており、その法定相続人*8 が遺族年金の受取人となる時	遺族年金受取人の法定相続人	被保険者の死亡時
遺族年金の支払事由が生じた後、遺族年金の支払期間中に遺族年金受取人が死亡したとき	遺族年金受取人の法定相続人	遺族年金受取人の死亡時

5. 免責事由に該当し、遺族年金を支払わないときは、責任準備金*5 を保険契約者に支払います。ただし、保険契約者の故意のときは、責任準備金その他の返戻金はありません。

備 考

第5条 備考

- *1 支払事由に該当しても年金を支払わない場合をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とします。以下同じ。
- *3 本条1. の免責事由(1)に該当する場合を除きます。
- *4 本条1. の免責事由(1)または(2)に該当する場合を除きます。被保険者を死亡させた遺族年金受取人以外に、遺族年金受取人が存在するときは、その受取人の受取割合に応じた遺族年金を支払い、免責となる部分の遺族年金に対応する責任準備金*5 を保険契約者に支払います。
- *5 当社が受け取った保険料のうち、この保険契約の将来の年金等の支払いに充当するもので、保険料等を算出するための当社所定の計算の基礎を用いて計算します。以下同じ。
- *6 第1回の年金の支払日から年金支払満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合は、第1回の年金の支払日から最低支払保証期間を経過した日までとします。
- *7 遺族年金受取人が2人以上であるときは、死亡した受取人に対応する部分とします。
- *8 遺族年金の支払事由の発生時に生存している者に限ります。

第6条 （高度障害年金の支払い）

1. 当社は、次の表のとおり高度障害年金を支払います。

支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として保険期間中に高度障害状態（別表2）になったとき*1 *2
支払額	年金額
受取人	被保険者
免責事由*3	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき （1）保険契約者または被保険者の故意 （2）戦争その他の変乱

2. 年金の支払日については、第5条（遺族年金の支払い）2.と同様とします。

3. 本条1.にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、当社は、責任開始期前の疾病等*4を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして高度障害年金を支払います。

（1）この保険契約の締結または復活の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

（2）責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断*5において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

4. 保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人*6が保険契約者である場合は、本条1.にかかわらず、高度障害年金の受取人は保険契約者とします。ただし、保険契約者から申出があったときは被保険者を高度障害年金の受取人とします。

5. 高度障害年金の支払事由発生後、その年金支払期間中に高度障害年金の受取人が死亡したときは、当社は、年金の未支払分の現価を、死亡した受取人の法定相続人に一時に支払います。この場合、保険契約は、その受取人の死亡時に消滅します。

第7条 （年金の支払いに関するその他の事項）

1. 高度障害年金を支払う前に遺族年金の請求を受け、遺族年金が支払われるときは、当社は、高度障害年金を支払いません。

2. 第1回の高度障害年金が支払われた場合は、被保険者がその高度障害状態（別表2）になった時から、遺族年金を請求する権利は消滅したものとします。

3. 被保険者が高度障害状態（別表2）に複数該当することとなる場合でも、当社は、高度障害年金を重複しては支払いません。

備 考

第6条 備考

*1 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表2）になったときを含みます。ただし、責任開始期前と責任開始期以後で障害の原因となった傷害または疾病の間に因果関係がない場合に限りません。

*2 被保険者が保険期間中に、回復の見込みが明らかでないことを除いては高度障害状態（別表2）となった場合で、保険期間の満了時をこえてその状態が継続し、保険期間の満了後に回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表2）になったときは、保険期間の満了時に被保険者が高度障害状態（別表2）になったものとみなして高度障害年金を支払います。

*3 支払事由に該当しても年金を支払わない場合をいいます。

*4 被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害のことをいいます。以下、本条において同じ。

*5 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

*6 遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。

第8条 （年金の現価の一時支払い等）

1. 年金の受取人は年金支払期間中、将来の年金の支払いにかえて、年金の未支払分の現価の一時支払いを請求することができます。
2. 当社が、年金の未支払分の現価を一時に支払った場合は、保険契約*¹ は消滅します。
3. 保険契約者*² は、本条1.の年金の未支払分の現価の一時支払いにかえて、すえ置支払いまたは年金支払い*³ を選択することができます。*⁴ *⁵

第9条 （保険料払込みの免除）

1. 当社は、被保険者が次の表の保険料払込みの免除事由*¹ に該当した場合、元の払込方法（回数）にかかわらず、月払契約として、以後到来する保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表3）になったとき* ²
免除となる対象	次に到来する保険料期間* ³ 以降の保険料
免責事由* ⁴	被保険者が次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、保険料の払込みを免除しません。 （1）保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 （2）被保険者の犯罪行為 （3）被保険者の精神障害を原因とする事故 （4）被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 （5）被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 （6）被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 （7）地震、噴火または津波 （8）戦争その他の変乱

2. 責任開始期前に生じた不慮の事故（別表1）による傷害を責任開始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除する取扱いは、第6条（高度障害年金の支払い）3. に準じます。
3. 保険料払込みの免除事由に該当した時以後は、第29条（年金月額額の減額）の取扱いをしません。

備 考

第8条 備考

- *¹ 年金の受取人が2人以上であるときは、当該受取人に対応する部分とします。
- *² 年金の支払事由発生後は年金の受取人とします。
- *³ 本条3.の年金支払いは年1回の支払いとします。
- *⁴ すえ置支払いの場合の年金の現価または年金支払いの場合の本条の年金支払いによる年金額は、当社所定の金額以上とします。
- *⁵ すえ置支払いの場合のすえ置く期間または年金支払いの場合の年金支払期間は、当社所定の範囲内とします。

第9条 備考

- *¹ 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
- *² 責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態（別表3）になったときを含みます。
- *³ 本条の場合は保険料の払込方法（回数）を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。
- *⁴ 保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

第10条 （戦争その他の変乱、地震、噴火および津波の場合の特例）

1. 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合または高度障害状態（別表2）になった場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その影響の程度に応じて、遺族年金または高度障害年金の全額を支払い、または年金を削減して支払います。
2. 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によって身体障害の状態（別表3）になった場合でも、その原因によって身体障害の状態（別表3）になった被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除します。

第11条 （年金の支払いおよび保険料払込みの免除の請求手続き）

1. 年金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者、被保険者またはその年金の受取人は遅滞なく当社に通知してください。
2. この保険契約に基づく年金の支払い^{*1} についてはその年金の受取人が、保険料払込みの免除については保険契約者が、当社所定の請求に必要な書類^{*2} を提出して請求してください。
3. 団体^{*3} が保険契約者および遺族年金の受取人で、かつ、その団体から給与の支払いを受ける者が被保険者である保険契約（事業保険契約）の場合、団体がその保険契約の年金の全部またはその相当部分を死亡退職金等^{*4} として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、年金の請求の際に、本条2. に定める書類のほかに、次の（1）または（2）のいずれかの書類および（3）の書類を提出してください。^{*5}
 - （1）被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書
 - （2）被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証明する書類
 - （3）受給者が支払いを受けるべき本人であることを団体が確認した書類
4. 当社は、支払うべき年金について年金証書を作成して、その受取人に交付します。

第12条 （年金の支払時期および支払い等に必要な確認）

1. 遺族年金または高度障害年金は、請求日^{*1} の翌営業日から起算して5営業日以内または第5条（遺族年金の支払い）2. に定める年金の支払日のいずれか遅い日に当社の本店で支払います。
2. 当社は年金の支払い^{*2} のために次の表の確認が必要な場合において、保険契約の締結時から年金の支払い^{*2} の請求時まで当社に提出された書類だけでは次の表の事項の確認ができないときは、改めてその確認を行います。^{*3} この場合、本条1. にかかわらず、年金の支払期限は請求日の翌日から起算して60日を経過する日とします。

備 考

第11条 備考

- *1 年金の未支払分の現価の一時支払いを請求するときを含みます。
- *2 請求権者であることを証する書類、年金等の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *3 官公庁、会社、組合または工場等の団体をいい、団体の代表者を含みます。以下、本条において同じ。
- *4 遺族補償規定等に基づく死亡退職金または弔慰金等をいいます。以下、本条において同じ。
- *5 受給者が2人以上であるときは、そのうちの1人に対する書類で足りるものとします。

第12条 備考

- *1 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 保険料払込みの免除を含みます。
- *3 当社が指定する医師による診断を求めることを含みます。

確認が必要な場合		確認が必要な事項
(1)	年金の支払* ² 事由発生の有無の確認が必要な場合	年金の支払* ² 事由に該当する事実の有無
(2)	年金の支払い* ² の免責事由* ⁴ に該当する可能性がある場合	年金の支払* ² 事由が発生した原因
(3)	告知義務違反に該当する可能性がある場合	次の①および②の事項 ① 当社が告知を求めた事項 ② 告知義務違反に至った原因
(4)	重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	次の①、②または③の事項 ① 本表の(2)および(3)に定める事項 ② 第16条（重大事由による解除）1. (4)に該当する事実の有無 ③ 保険契約者、被保険者または年金の受取人の保険契約締結の目的もしくは年金の支払い* ² の請求の意図に関する、保険契約の締結時から請求時までにおける事実

3. 本条2. の確認をするため、次の表の特別な照会や調査が不可欠な場合は、本条1. および2. にかかわらず、年金の支払期限は、請求日の翌日から起算して、本表の支払期限の日数を経過する日とします。ただし、本表の(1)から(6)のうち2つ以上に該当する場合は、180日を経過する日とします。

特別な照会や調査		対象となる事項	支払期限
(1)	医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	本条2.(1)から(4)の事項	90日
(2)	弁護士法（昭和24年法律第205号）およびその他の法令に基づく照会		180日
(3)	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定		
(4)	保険契約者、被保険者または年金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続きが開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条2.(1)から(4)の事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会		
(5)	日本国外における調査		
(6)	災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査		

4. 本条2. または3. による確認を行う場合、当社は、年金の支払い*² の請求者*⁵ にその旨を通知します。

5. 本条2. または3. による確認に際し、保険契約者、被保険者または年金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれ*³ に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

備考

第12条 備考

*4 支払事由に該当しても年金を支払わない場合および保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。

*5 年金の受取人が2人以上の場合はその代表者とします。

6. 告知義務・解除・取消し・無効

第13条 （告知義務）

保険契約の締結または復活の際、支払事由および保険料払込みの免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち当社が書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者*1 は、その書面で告知してください。ただし、当社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第14条 （告知義務違反による解除）

1. 第13条（告知義務）により当社が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により事実が告知されなかったとき、または事実でないことが告知されたときは、当社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
2. 年金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができます。この場合は、年金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。*1
ただし、年金の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がないことを保険契約者、被保険者または年金の受取人が証明したときは、年金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。
3. 本条により保険契約を解除するときは、当社はその旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者の住所またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由によって保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条により保険契約を解除した場合は、当社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

第15条 （告知義務違反による解除ができない場合）

1. 次のいずれかの場合は、当社は、第14条（告知義務違反による解除）による保険契約の解除をすることができません。
 - （1）保険契約の締結または復活の際に、当社が、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - （2）保険媒介者*1 が、保険契約者または被保険者*2 が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - （3）保険媒介者が、保険契約者または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でない告知をすることを勧めたとき
 - （4）保険契約の締結または復活の後、当社が解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から起算して1か月を経過したとき
 - （5）責任開始期の属する日から起算して2年以内に、年金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じなかったとき
2. 本条1.（2）および（3）の場合において、その保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者

備 考

第13条 備考

- *1 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。

第14条 備考

- *1 すでに年金を支払っていたときは年金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは免除した保険料の払込みはなかったものとして取り扱います。

第15条 備考

- *1 当社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。以下、本条において同じ。
- *2 保険契約者または被保険者の親権者または後見人を含みます。以下、本条において同じ。

または被保険者が、解除の原因となる事実の告知をしなかったかまたは事実でない告知をしたと認められる場合は、当社は保険契約を解除することができます。

第16条 （重大事由による解除）

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、保険契約を将来に向かって解除することができます。

(1)	詐取目的での事故招致*1	保険契約者、被保険者*2 または年金の受取人が、年金*3 *4 を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致*1 をしたとき
(2)	請求時の詐欺行為*1	この保険契約の年金*4 の請求に関し、その年金の受取人*5 が詐欺行為*1 をしたとき
(3)	著しく過大な年金額	他の保険契約との重複によって、被保険者にかけられる年金等の合計額が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
(4)	反社会的勢力*6 への関与	保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
(5)	本表(1)から(4)と同等の事由	保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする本表(1)から(4)と同等の重大な事由があるとき*7

2. 年金の支払*4 事由が生じた後でも、当社は、本条1. により保険契約を解除することができます。この場合は、本条1. の重大事由の発生時以後に生じた支払*4 事由による年金*8 の支払い*4 をしません。*9

3. 本条により保険契約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。

備 考

第16条 備考

- *1 未遂を含みます。
- *2 遺族年金については、被保険者を除きます。
- *3 遺族年金については、他の保険契約の遺族年金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。
- *4 保険料払込みの免除を含みます。
- *5 保険料払込みの免除の請求の場合は保険契約者とします。
- *6 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。以下同じ。
- *7 例えば、保険契約者、被保険者または年金の受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *8 本条1.（4）のみに該当した場合で、本条1.（4）に該当したのが遺族年金受取人のみであり、その受取人が遺族年金の一部の受取人であるときは、遺族年金のうち、その遺族年金受取人に支払われるべき遺族年金をいいます。
- *9 すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求し、すでに保険料の払込みを免除していたときは、保険料の払込みを免除しなかったものとして取り扱います。

4. 本条により保険契約を解除した場合は、解約返戻金があるときは、当社は、解約返戻金と同額*10の返戻金を保険契約者に支払います。*11

第17条 （詐欺による取消し）

保険契約者、被保険者または年金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活したときは、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

第18条 （不法取得目的による無効）

保険契約者が年金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活したときは、保険契約は無効とします。この場合、受け取った保険料は払い戻しません。

7. 保険料の払込み

第19条 （保険料の払込み）

1. 第2回以後の保険料の払込みにおける保険料期間*1、払込期月*2 および猶予期間*3 は、払込方法（回数）により、次の表のとおりです。

払込方法（回数）	保険料期間	払込期月	猶予期間
月払	契約日の月単位の応当日から次の月単位の応当日の前日までの期間	契約日の月単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日まで
年払	契約日の年単位の応当日から次の年単位の応当日の前日までの期間	契約日の年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約日の月単位の応当日*4まで
半年払	契約日の半年単位の応当日から次の半年単位の応当日の前日までの期間	契約日の半年単位の応当日の属する月の1日から末日までの期間	

2. 保険契約者は、本条1.により第2回以後の保険料を保険料払込期間中、払込期月内に払い込んでください。*5
3. 月払の保険契約が年金月額の減額等によって当社所定の月払の取扱範囲外となったときは、保険料

備 考

第16条 備考

- *10 年金の支払事由発生後（年金の未支払分の現価の年金支払いを選択した後を含みます。）は、第8条（年金の現価の一時支払い等）に定める一時支払いの請求を受け付けたものとして計算した支払額。また、年金の未支払分の現価のすえ置支払いを選択した後は、すえ置いた年金の未支払分の現価とその利息の合計額とします。
- *11 本条1.（4）により保険契約を解除した場合で、遺族年金の一部の受取人に対して本条2.により遺族年金を支払わないときは、保険契約のうち支払わない遺族年金に対応する解約返戻金と同額*10の返戻金を保険契約者に支払います。

第19条 備考

- *1 保険料の払込方法（回数）に応じた、それぞれの契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。以下同じ。
- *2 保険料期間*1に対応する保険料を払い込む期間をいいます。以下同じ。
- *3 第2回以後の保険料が払込期月*2内に払い込まれなかった場合の払込みの猶予期間をいいます。以下同じ。
- *4 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日までをいいます。
- *5 年金が支払われる場合は、本条2.にかかわらず、その支払事由が生じた日後に到来する保険料期間に対する保険料の払込みは要しません。

の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

第20条 （保険料の払込方法（経路））

1. 保険料の払込方法（経路）は次のとおりです。

口座振替扱	当社指定の金融機関等の口座振替により払い込む方法
送金扱	当社指定の金融機関等の当社指定口座に送金することにより払い込む方法
団体扱	所属団体を通じて払い込む方法*1
集団扱	所属集団を通じて払い込む方法*2
クレジットカード扱	当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法*3

2. 本条1.により保険契約者が選択した払込方法（経路）で払込期月内に保険料の払込みができないときは、その保険料についてのみ、猶予期間内に当社所定の方法により払い込んでください。

3. 本条1.の送金扱以外の払込方法（経路）が選択されている保険契約について、当社所定の取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、当社の承諾を得て、他の払込方法（経路）に変更することができます。この場合、変更の手続きが完了するまでの間の保険料については、当社所定の方法により払い込んでください。

第21条 （保険料の前納および一括払）

1. 年払または半年払の契約において、保険契約者は、将来の保険料を当社所定の範囲内で前納することができます。この場合、当社所定の利率で保険料を割り引いて計算した前納保険料を払い込んでください。

（1）前納保険料は、当社所定の利率による利息をつけて積み立てられ、契約日の年単位または半年単位の応当日が到来するごとに保険料として充当されます。

（2）保険料の前納期間の満了時に前納保険料の残額があるときは、これを保険契約者*1に払い戻します。

2. 月払契約において、保険契約者は、当月分以後の保険料を、当月分を含めて3か月から12か月分まで一括で払い込むことができます。この場合、当社所定の割引率で計算した一括払保険料を払い込んでください。

8. 失効・復活

第22条 （保険契約の失効）

猶予期間中に保険料が払い込まれないときは、保険契約は猶予期間満了の日の翌日に効力を失います。この場合、保険契約者は失効した保険契約の解約返戻金を請求することができます。

備 考

第20条 備考

- *1 所属団体と当社との間に団体取扱に関する協定が締結されている場合に限りします。
- *2 所属集団と当社との間に集団取扱に関する協定が締結されている場合に限りします。
- *3 当社所定の保険契約である場合に限りします。

第21条 備考

- *1 年金の支払いの際は、年金の受取人としてします。

第23条 （失効した保険契約の復活）

1. 保険契約が効力を失った日から起算して3年以内は、保険契約者は、当社所定の書類を提出し、当社の承諾を得て保険契約を復活することができます。ただし、すでに解約返戻金の請求があったときは復活することはできません。
2. 復活後の保険契約の適用料率種類は、失効前の保険契約の適用料率種類と同一とします。
3. 保険契約の復活を当社が承諾したときは、保険契約者は、当社の指定する日までに延滞保険料*1を当社所定の方法により払い込んでください。この場合、当社は、次のいずれか遅い時から、復活後の保険契約における責任を負い、その責任が開始される日を復活日とします。
 - (1) 延滞保険料を受け取った時
 - (2) 告知が行われた時

9. 保険契約の消滅時等の取扱い

第24条 （保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い）

1. 払込期月に対応する保険料が払い込まれた後に、保険契約の消滅等*1が生じた場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) その払込期月の契約日の応当日の前日までに保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料*2を保険契約者*3に払い戻します。
 - (2) その払込期月の契約日の応当日以後に保険契約の消滅等が生じたときは、その払込期月に対応する保険料*2は次の表のとおり取り扱います。*4

① 月払契約	保険料*2の払戻しはありません。
② 年払契約・半年払契約	保険契約の消滅等の事由が生じた次の契約日の月単位の応当日から当該保険料期間の末日までの期間に対して、当社所定の方法により計算した未経過保険料があるときは、これを保険契約者*3に払い戻します。*5

2. 保険料の前納または一括払を行った場合で、保険契約の消滅等が発生したときは、前納保険料または一括払保険料の残額があるときは、これを保険契約者*3に払い戻します。
3. 払込期月に対応する保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約日の応当日以後猶予期間満了の日までに次の事由が生じた場合は、それぞれ次のとおり取り扱います。
 - (1) 年金の支払事由が生じたとき
 - ① 第1回の年金*6からその未払込保険料*7を差し引きます。
 - ② 本条3.(1)①において、その未払込保険料が第1回の年金*6の額をこえるときは、年金

備 考

第23条 備考

*1 復活する日までに保険料期間が到来する未払込保険料をいいます。以下、本条において同じ。

第24条 備考

- *1 次のいずれかをいいます。以下、本条において同じ。
1. 解約または解除による消滅（年金月額の減額による減額部分の消滅を含みます。）
 2. 年金の支払事由の発生による年金の支払い（保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときを除きます。）
 3. 保険料払込みの免除事由の発生による保険料払込みの免除
- *2 年金月額減額の際は、減額部分に対応する保険料とします。また、保険料の払込みを免除した後に、払い込まれたものとして取り扱う保険料を除きます。
- *3 年金の支払いの際は、年金の受取人とします。
- *4 第1回保険料についても、これに準じて取り扱います。
- *5 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、遺族年金が支払われないときは、未経過保険料は払い戻しません。
- *6 第1回の年金とともに支払われるその他の支払金を含めます。
- *7 本条1.(2)②の未経過保険料部分を除いた保険料をいいます。以下、本条において同じ。

の責任準備金からその未払込保険料の残額を差し引き、第2回以後の年金月額を改めます。

- ③ 本条3.(1)②の場合、改められた年金月額が当社の定める金額に満たないときは、年金の支払いを行わず、差し引き後の金額を年金の受取人に一時に支払い、保険契約は、年金の支払事由が生じたときに消滅します。
- (2) 保険料払込みの免除事由が生じたとき
猶予期間満了の日までに、未払込保険料を払い込んでください。払込みのないときは、保険料の払込みを免除しません。

10. 保険契約者の住所等の変更

第25条 (保険契約者の住所等の変更)

1. 保険契約者が住所または通信先を変更したときは、すみやかに、当社に通知してください。
2. 本条1. の通知がなく、保険契約者の住所または通信先を当社が確認できなかった場合、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に着いたものとしします。

11. 保険契約の解約・解約返戻金

第26条 (保険契約の解約)

保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。この場合、解約返戻金があるときは、当社は、これを保険契約者に支払います。

第27条 (解約返戻金)

1. 解約返戻金は、次のとおりとします。
 - (1) 保険料払込期間中の解約返戻金はありません。また、保険料払込期間満了の日までの保険料が払い込まれていないときも、解約返戻金はありません。
 - (2) 保険料払込済の場合の解約返戻金は、その経過年月数により計算します。
2. 次の表の事項に関する解約返戻金の計算をする場合、次の表の判定基準日が保険料払込期間に属するときは、解約返戻金はありません。

解約返戻金を計算する事項	判定基準日
第14条（告知義務違反による解除）による告知義務違反による解除および第16条（重大事由による解除）による重大事由による解除	解除の通知が保険契約者*1 に到達した日
第22条（保険契約の失効）による保険契約の失効	保険料払込みの猶予期間満了の日の翌日
第26条（保険契約の解約）による解約	当社所定の書類*2 が当社の本店に到達した日
第29条（年金月額の減額）による年金月額の減額	当社所定の書類が当社の本店に到達した日

3. 解約返戻金は、その請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。当社は、請求日*3 の翌営業日から起算して5営業日以内に当社の本店で支払います。

第28条 (債権者等による解約の効力と年金の受取人による保険契約の存続)

備考

第27条 備考

- *1 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合は、被保険者または保険金の受取人としします。
- *2 請求権者であることを証する書類、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。以下、本条において同じ。
- *3 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。

1. 債権者等*¹ による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した日の翌日から起算して1か月を経過した日にその効力を生じます。
2. 本条1. にかかわらず、年金の受取人*² が、保険契約者の同意を得て、本条1. の解約の効力が生じるまでの間に、解約時支払額*³ を債権者等に支払い、かつその旨を当社に通知した*⁴ ときは、本条1. の解約はその効力を生じません。
3. 本条1. の解約の通知が当社に到達した日以後、本条1. の解約の効力が生じまたは本条2. により生じないこととなるまでの間（解約停止期間）に年金の支払事由の発生により当社が年金を支払うべきときは、次のとおりとします。

（1）第1回の年金額が解約時支払額以上であるとき

第1回の年金を支払うときに、第1回の年金額から解約時支払額を債権者等に支払い、本条1. の解約の効力は生じません。この場合、第1回の年金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。また、第2回以後の年金は、年金の受取人に支払います。

（2）第1回の年金額が解約時支払額未満であるとき

本条1. の解約の通知が当社に到達した時から1か月を経過したときに、第1回の年金額および第2回以後の年金の未支払分の現価をあわせた金額を限度に解約時支払額を債権者等に一括して支払います。この場合、当該支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、年金の受取人に支払います。

12. 契約内容の変更

第29条 （年金月額の変額）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、いつでも将来に向かって、年金月額を減額することができます。*¹ ただし、減額後の年金月額は当社所定の金額以上とします。
2. 年金月額が減額されたときは、減額部分は解約されたものとして取り扱い、その部分に対する解約返戻金があるときは、当社はこれを保険契約者に支払います。
3. 年金月額を減額したときは、その後の保険料を改めます。

第30条 （保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）の変更）

保険契約者は、当社の承諾を得て、保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）を変更する

備 考

第28条 備考

- *1 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約を解約することができる者をいいます。以下、本条において同じ。
- *2 特約の保険金等（給付の名称の如何を問いません。）の受取人を含み、保険契約者以外の者で次のいずれかの者に限ります。
 1. 保険契約者の親族
 2. 被保険者の親族
 3. 被保険者
- *3 本条1. の解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額をいいます。以下、本条において同じ。
- *4 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第29条 備考

- *1 その減額の請求に必要な当社所定の書類を提出して請求してください。

ことができます。*1

第31条 （年金支払期間における年金の受取人に関する取扱い）

年金が支払われる場合は、その支払事由が生じた時に、保険契約にかかわる一切の権利義務は年金の受取人に承継されます。

第32条 （当社への通知による年金の受取人の変更）

1. 保険契約者*1 は、年金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当社に対する通知により、遺族年金受取人を変更することができます。*2
2. 本条 1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。
3. 本条 1. の通知が当社に到達する前に変更前の遺族年金受取人に年金を支払ったときは、その支払い後に変更後の遺族年金受取人から年金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
4. 高度障害年金の受取人は被保険者以外の者に変更することはできません。ただし、保険契約者が法人で、かつ、遺族年金受取人*3 が保険契約者である場合は、高度障害年金の受取人を保険契約者に変更することができます。

第33条 （遺言による遺族年金受取人の変更）

1. 第32条（当社への通知による年金の受取人の変更）によるほか、保険契約者は、年金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、遺族年金受取人を変更することができます。
2. 本条 1. の遺族年金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条 1. および 2. による遺族年金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当社に通知*1 しなければ、これを当社に対抗することができません。
4. 本条 1. の変更をしたときは、保険証券に表示します。

第34条 （遺族年金受取人が死亡した場合の取扱い）

1. 年金の支払事由の発生以前に、遺族年金受取人が死亡した後、保険契約者が、その死亡した遺族年金受取人の変更を行っていない場合は、次の者を遺族年金受取人とします。
 - (1) その死亡した遺族年金受取人の法定相続人
 - (2) 本条 1. (1) により遺族年金受取人となった者が死亡した場合は、さらにその死亡した者の法定相続人*1
2. 本条 1. により遺族年金受取人となった者が2人以上いる場合は、その受取割合は法定相続分にかかわらず均等とします。

備 考

第30条 備考

- *1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

第32条 備考

- *1 保険契約者の死亡等により保険契約を受け継ぐ、保険契約者の相続人等の承継人を含みます。
- *2 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。
- *3 遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。

第33条 備考

- *1 その通知に必要な当社所定の書類を提出してください。

第34条 備考

- *1 法定相続人がいないときは、本条 1. (1) により遺族年金受取人となった者のうち生存している者を遺族年金受取人とします。

第35条 （保険契約者の変更）

1. 保険契約者は、年金の支払事由発生前に限り、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。*1
2. 本条 1. の承継をしたときは、保険証券に表示します。

第36条 （保険契約者または年金の受取人の代表者）

1. 保険契約者または年金の受取人が2人以上いるときは、それぞれ代表者1人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険契約者または他の年金の受取人を代理するものとします。
2. 本条 1. の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときは、当社が保険契約者または年金の受取人の1人に対してした行為は、他の者に対してもその効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。

13. 被保険者の年齢計算・年齢・性別および喫煙歴の誤りの訂正処理

第37条 （被保険者の年齢の計算）

1. 被保険者の契約年齢は契約日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 被保険者の契約後の年齢は、契約日の年単位の応当日ごとに本条 1. の契約年齢に1歳を加えて計算します。

第38条 （被保険者の契約年齢および性別の誤りの処理）

1. 保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。
 - (1) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲内であったとき
その年齢に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
 - (2) 実際の契約年齢が、当社所定の契約年齢の範囲外であったとき
保険契約は無効とし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢未満であったが、年齢の誤りが判明した日においては最低契約年齢以上になっている場合は、最低契約年齢に達した日に契約したものととして保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。
2. 保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を改め、過去の保険料の差額を精算します。

第39条 （喫煙歴の誤りの処理）

非喫煙者優良体保険料率を適用した契約で、告知書に記載された被保険者の喫煙歴に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。

- (1) 年金の支払事由が生じる前に誤りが発見されたときは、優良体保険料率を適用した保険料に改め、改められた保険料とすでに払い込まれた保険料との差額を受領します。
- (2) 年金の支払事由が生じた後に誤りが発見され保険料が不足するときは、次の計算式により計算した金額を支払います。

$$\text{年金月額} \times \frac{\text{既に払い込まれた保険料}}{\text{優良体保険料率を適用した払い込むべき保険料}}$$

備 考

第35条 備考

- *1 その変更の請求に必要な当社所定の書類を提出してください。

14. 契約者配当

第40条 （契約者配当）

この保険契約に対しては、契約者配当はありません。

15. 他の保険への加入に関する特則

第41条 （他の保険への加入に関する特則）

1. この保険の被保険者は、保険期間満了の日または解約の日の翌日から起算して1か月以内であれば、被保険者選択を受けることなく、当社所定の個人保険契約への申込みをすることができます。
2. 本条1. の取扱いは、次の条件を満たす場合に取扱いします。
 - （1）この保険の消滅時に2年をこえて継続してこの保険の被保険者であったこと
 - （2）個人保険契約の保険金額は、当社所定の保険金額以下であること
3. 本条1. の場合、新たに加入する個人保険契約にも、この保険に付加されていた特約と同一の特約を付加することができます。ただし、この特約の保険金額等は、当社所定の保険金額等以下とします。

16. 時効

第42条 （時効）

年金、解約返戻金、その他この保険契約に基づく支払金の支払いまたは保険料払込みの免除を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

17. 被保険者の業務の変更、転居および旅行

第43条 （被保険者の業務の変更、転居および旅行）

保険契約の継続中に次の事由が生じた場合でも、当社は保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

- （1）被保険者が従事する業務を変更したとき*1
- （2）被保険者が転居したとき
- （3）被保険者が旅行をしたとき

18. 管轄裁判所

第44条 （管轄裁判所）

この保険契約における年金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、当社の本店または年金の受取人*1 の住所地と同一の都道府県内にある支店*2 の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

備 考

第43条 備考

*1 第16条（重大事由による解除）1.（4）に該当する場合を除きます。

第44条 備考

- *1 年金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
- *2 同一の都道府県内に支店がないときは、最寄りの支店とします。

19. 生命保険協会への契約内容の登録

第45条 （生命保険協会への契約内容の登録）

1. 当社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。
 - （１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
 - （２）契約日における保険金換算額
 - （３）契約日*¹
 - （４）当社の名称
2. 本条１．の登録の期間は、契約日*¹ から５年以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条１．により登録された被保険者について、保険契約*² の申込み*³ を受けたときは、協会に対して本条１．により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
4. 各生命保険会社等は、本条２．の登録の期間中に保険契約の申込みがあった場合、本条３．によって連絡された内容を保険契約の承諾*⁴ の判断の参考とすることができるものとします。
5. 各生命保険会社等は、契約日*⁵ から５年以内に保険契約について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条１．により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができるものとします。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*⁴ の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いないものとします。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条３．、４．および５．のうち、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

備 考

第45条 備考

- *¹ 復活が行われた場合は、最後の復活の日とします。
- *² 特約を含めて死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。以下、本条において同じ。
- *³ 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。
- *⁴ 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
- *⁵ 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われた場合は、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

【年金の未支払分の現価（年払・半年払・月払）】（平成29年4月2日改定）

[無配当]

(年金月額1万円について)					
年金支払残余年数	年金の未支払分の現価	年金支払残余年数	年金の未支払分の現価	年金支払残余年数	年金の未支払分の現価
年	円	年	円	年	円
		60	5,478,019	30	3,144,811
		59	5,410,943	29	3,054,404
		58	5,343,197	28	2,963,092
		57	5,274,774	27	2,870,868
		56	5,205,666	26	2,777,721
		55	5,135,867	25	2,683,643
		54	5,065,370	24	2,588,624
		53	4,994,169	23	2,492,654
		52	4,922,255	22	2,395,725
		51	4,849,622	21	2,297,827
		50	4,776,263	20	2,198,950
		49	4,702,170	19	2,099,084
		48	4,627,336	18	1,998,219
77	6,521,862	47	4,551,754	17	1,896,346
76	6,465,225	46	4,475,416	16	1,793,454
75	6,408,022	45	4,398,314	15	1,689,533
74	6,350,246	44	4,320,442	14	1,584,573
73	6,291,893	43	4,241,791	13	1,478,563
72	6,232,957	42	4,162,353	12	1,371,493
71	6,173,431	41	4,082,121	11	1,263,353
70	6,113,310	40	4,001,087	10	1,154,131
69	6,052,587	39	3,919,243	9	1,043,816
68	5,991,257	38	3,836,579	8	932,399
67	5,929,315	37	3,753,090	7	819,868
66	5,866,752	36	3,668,765	6	706,211
65	5,803,564	35	3,583,597	5	591,417
64	5,739,744	34	3,497,578	4	475,476
63	5,675,286	33	3,410,698	3	358,375
62	5,610,184	32	3,322,950	2	240,103
61	5,544,430	31	3,234,324	1	120,649

(注) 上表は年金支払残余年数が1年単位の場合の金額です。年金支払残余年数に端月数がある場合、年金支払残余年数が上表に記載されていない場合には、当社にご照会ください。

無解約返戻金型優良体収
入保障保険普通保険約款

保険料払込免除特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	43
第1条 特約の締結	43
第2条 特約の責任開始期	43
2. 保険料払込みの免除	43
第3条 保険料払込みの免除	43
第4条 戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例	45
第5条 保険料払込み免除の請求手続き	45
第6条 保険料率	45
3. 特約の失効・消滅	45
第7条 特約の失効	45
第8条 特約の消滅とみなす場合	45
4. 特約の復活	45
第9条 失効した特約の復活	45
5. 特約の復旧	46
第10条 特約の復旧	46
6. 特約の更新	46
第11条 特約の更新	46
7. 特約の解約・解約返戻金	46
第12条 特約の解約	46
第13条 特約の解約返戻金	46
8. 特約の契約者配当	47
第14条 特約の契約者配当	47
9. 主約款の定め準用	47
第15条 主約款等の定め準用	47
10. その他の取扱い	47
第16条 主契約について保険料の振替貸付の定めを適用する場合	47
第17条 主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い	47
11. 特則	47
第18条 医療保険に付加した場合の特則	47
第19条 がん保険に付加した場合の特則	47

保険料払込免除特約条項

(平成27年4月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

1. 保険契約者は、主契約^{*1}の締結の際、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を当社所定の主契約に付加して締結することができます。
2. 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約とあわせて被保険者の選択を行います。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期は、主契約の責任開始期と同一とします。

2. 保険料払込みの免除

第3条 (保険料払込みの免除)

1. 当社は、被保険者^{*1}が主契約の保険料払込期間中に、次の表の保険料払込みの免除事由^{*2}のいずれかに該当した場合^{*3}、当社は、以後到来する主契約および主特約^{*4}の保険料の払込みを免除し、保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

保険料払込みの免除事由	(1) 所定の悪性新生物	被保険者がこの特約の責任開始期 ^{*5} 前を含めて初めて悪性新生物（別表5）に罹患したと医師により病理組織学的所見（生検）、細胞学的所見、理学的所見（X線、内視鏡等）、臨床学的所見および手術の全部またはいずれかにより診断確定されたとき
	(2) 急性心筋梗塞または脳卒中による所定の状態	被保険者がこの特約の責任開始期以後の疾病を原因として、次のいずれかの状態になったとき ① 急性心筋梗塞（別表5）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態 ^{*6} が継続したと医師によって診断されたとき ② 脳卒中（別表5）を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき

備考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 主契約の被保険者をいいます。以下同じ。
*2 保険料の払込みを免除する場合をいいます。以下同じ。
*3 主契約の普通保険約款に定める保険料払込みの免除事由に該当したときを除きます。
*4 主契約に付加される当社所定の特約をいいます。以下同じ。
*5 復活または復旧の取扱いが行われた後は最後の復活または復旧の際の責任開始期とします。以下同じ。
*6 軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。

保険料払込みの免除事由	(3) 所定の身体障害状態	この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、身体障害の状態（別表15）になったとき。 この場合、責任開始期前にすでに生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病 ^{*7} を原因とする障害状態が新たに加わって身体障害の状態になったときを含みます。 ^{*8}
	(4) 所定の要介護状態	被保険者が次の条件のすべてを満たすことが医師によって診断確定されたとき ① この特約の責任開始期以後の傷害または疾病を原因として、要介護状態（別表14）になったこと ② 要介護状態が、その状態になった日から起算して継続して180日あること
対象となる保険料		次に到来する主約款 ^{*9} に定める保険料期間 ^{*10} 以降の主契約および主特約の保険料
免責事由 ^{*11}		次のいずれかによって本表の保険料払込みの免除事由が生じたとき (1) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の犯罪行為 (3) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (4) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (7) 被保険者の薬物依存（別表11） (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 本条1. 保険料払込みの免除事由(1)に該当した場合でも、この特約の責任開始期の属する日から起算して90日以内に乳房の悪性新生物^{*12}に罹患したと医師により診断確定されたときは、保険料^{*13}の払込みを免除しません。ただし、その後（乳房の悪性新生物についてはこの特約の責任開始期の属する日から起算して90日経過後）、被保険者が新たに悪性新生物（別表5）に罹患したと医師により診断確定されたときは、保険料の払込みを免除します。

3. 次のいずれかに該当する場合は、当社は、被保険者が本条1. 保険料払込みの免除事由(1)に該当した場合を除き、この特約の責任開始期前の疾病等^{*14}を、この特約の責任開始期以後に生じたものとみなして保険料の払込みを免除します。

(1) この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合。ただし、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知

備考

第3条 備考

- *7 責任開始期前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。
- *8 被保険者がこの特約の責任開始期前に生じた傷害または疾病を原因として身体障害の状態（別表15）になった場合でも、その傷害または疾病に関して主契約に定める告知義務違反がないときは、その傷害または疾病はこの特約の責任開始期以後に生じたものとみなします。
- *9 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *10 本条の場合は、保険料の払込方法（回数）を月払とした契約日の応当日から翌契約日の応当日の前日までの期間をいいます。
- *11 保険料払込みの免除事由に該当しても保険料の払込みを免除しない場合をいいます。
- *12 別表5の表2中、基本分類表番号174または175の悪性新生物をいいます。以下同じ。
- *13 主契約および主特約の保険料をいいます。
- *14 この特約の責任開始期前に生じた保険料払込みの免除事由の原因となった傷害または疾病をいいます。

されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。

- (2) 責任開始期前の疾病等について、責任開始期前に被保険者が医師の診察を受けたことがなく、かつ、責任開始期前に健康診断^{*15}において異常の指摘を受けたことがない場合。ただし、責任開始期前の疾病等による症状について、保険契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

第4条 (戦争その他の変乱、地震、噴火または津波の場合の特例)

被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により保険料払込みの免除事由が生じた場合でも、その原因によって保険料払込みの免除事由が生じた被保険者の数の増加が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときは、保険料の払込みを免除することがあります。

第5条 (保険料払込み免除の請求手続き)

1. 保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、遅滞なく当社に通知してください。
2. 保険契約者は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出して、保険料の払込み免除を請求してください。
3. 本条2.の請求を受けた場合、当社が必要と認めたときは、事実の確認を行い、または当社が指定した医師による被保険者の診断を求めます。
4. 本条3.の確認に際し、保険契約者または被保険者が、当社からの事実の照会について正当な理由がなくその確認を妨げ、またはこれ^{*2}に応じなかったときは、当社は、これによってその確認が遅延した期間について支払いの遅滞の責任を負いません。

第6条 (保険料率)

この特約が付加される場合、主契約および主特約は、この特約が付加される場合の保険料率を適用します。

3. 特約の失効・消滅

第7条 (特約の失効)

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第8条 (特約の消滅とみなす場合)

次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (2) 主契約の年金の支払事由が生じたとき
- (3) 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき

4. 特約の復活

第9条 (失効した特約の復活)

備 考

第3条 備考

^{*15} 定期健康診断または人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

第5条 備考

- ^{*1} 請求権者であることを証する書類、保険料払込み免除事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- ^{*2} 当社が指定した医師による被保険者の診断を含みます。

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. 当社がこの特約の復活を承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

5. 特約の復旧

第10条 （特約の復旧）

1. 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について、元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第8条（特約の消滅とみなす場合）（3）によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
2. この特約の復旧を当社が承諾したときは、主契約の復旧の取扱いに準じて、この特約の復旧の取扱いをします。

6. 特約の更新

第11条 （特約の更新）

1. 主契約または主特約が更新された場合は、この特約についてもそれぞれ同時に更新されたものとします。
2. この特約が更新された場合は、その旨を保険契約者に通知し、次のとおり取り扱います。
 - （1）更新後のこの特約には、更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
 - （2）第3条（保険料払込みの免除）に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
3. 更新時に当社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新されることがあります。

7. 特約の解約・解約返戻金

第12条 （特約の解約）

1. 保険契約者は、保険料払込みの免除事由*1 の発生前に限り、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。
2. 本条1. にかかわらず、保険料払込期間満了の日の属する保険料期間*2 に対応する保険料が払い込まれた後は、この特約のみの解約は取り扱いません。

第13条 （特約の解約返戻金）

1. この特約が解約または解除されたときは、当社は、当社所定の方法で計算した解約返戻金があるときはこれを保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の定めによる保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
2. 主約款またはこの特約条項の定めによって保険料の払込みが免除された場合は、保険料払込みの免除事由の発生時以後、この特約の解約返戻金はありません。
3. この特約が第8条（特約の消滅とみなす場合）（1）により消滅したときは、本条1. に準じます。主約款の定めによって、主契約の責任準備金を払い戻す場合は、この特約の責任準備金を主約款の定めに従って払い戻します。
4. 主契約について契約者貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加算しません。

備 考

第12条 備考

- *1 主約款に定める保険料払込みの免除事由を含みます。
- *2 保険料の払込方法（回数）に応じて主約款に定める期間をいいます。

8. 特約の契約者配当

第14条 （特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

9. 主約款の定め の 準用

第15条 （主約款等の定め の 準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款および主特約の特約条項に準じて取り扱います。

10. その他の取扱い

第16条 （主契約について保険料の振替貸付の定めを適用する場合）

1. 主契約について保険料の振替貸付の取扱いを行う場合は、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加算して取り扱います。
2. 本条 1. の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、この特約*1 の保険料との合計額について行うものとします。

第17条 （主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い）

主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合は、この特約の解約返戻金を主契約の解約返戻金に加算して、払済保険または延長定期保険への変更を取り扱います。

11. 特則

第18条 （医療保険に付加した場合の特則）

この特約を医療保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替え前の語句	読み替え後の語句
被保険者	主たる被保険者

第19条 （がん保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（特約の責任開始期）	主契約の責任開始期	主約款に定める保険期間の始期
	被保険者	主たる被保険者

備 考

第16条 備考

*1 更新後のこの特約を含みます。

リビング・ニーズ特約条項 目次

1. 特約の締結・責任開始期	50
第1条 特約の締結	50
第2条 特約の責任開始期	50
2. 特約保険金の支払い	50
第3条 特定状態保険金の支払い	50
第4条 特定状態保険金の支払いに関する補則	51
第5条 特定状態保険金の支払いに関するその他の事項	51
3. 特約保険金の請求手続き	51
第6条 特定状態保険金の支払いの請求手続き	51
第7条 特定状態保険金の支払時期および支払い等に必要な確認	51
4. 告知義務・解除	52
第8条 告知義務および告知義務違反による解除	52
第9条 重大事由による解除	52
5. 特約保険料の払込み	52
第10条 特約保険料	52
6. 特約の失効・復活	52
第11条 特約の失効	52
第12条 失効した特約の復活	52
7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅	52
第13条 特約の解約	52
第14条 特約の解約返戻金	52
第15条 特約の消滅とみなす場合	52
8. 特約の復旧	52
第16条 特約の復旧	52
9. 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い	52
第17条 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い	52
10. 主約款の準用	53
第18条 主約款の定めを準用	53
11. 特則	53
第19条 主契約等に特別条件付保険特約(2015)等に定める保険金削減支払法が適用されている場合の特則	53
第20条 主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則	53
第21条 主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則	54
第22条 主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則	54
第23条 主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則	55
第24条 主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則	56
第25条 主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則	56
第26条 主契約に付加されている入院給付金等のある特約等の取扱い	57
第27条 定期保険等に付加した場合の特則	57
第28条 終身保険等に付加した場合の特則	58
第29条 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険等に付加した場合の特則	58
第30条 5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則	58
第31条 逡減定期保険等に付加した場合の特則	59
第32条 収入保障保険等に付加した場合の特則	60
第33条 平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則	60
第34条 平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則	61
第35条 主契約にがん死亡保障特約(2014)等が付加されている場合の特則	62
第36条 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則	62
第37条 低解約返戻金型介護認定一時金給付保険(一時払)(11)に付加した場合の特則	63

第38条	引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)(2012)等に付加した場合の特則	64
第39条	生活障害型定期保険に付加した場合の特則	64

リビング・ニーズ特約条項

(平成28年3月2日改正)

1. 特約の締結・責任開始期

第1条 (特約の締結)

保険契約者は、主契約*¹の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者の同意および当社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の責任開始期)

この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。

- (1) 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合
主契約の責任開始期と同一とします。
- (2) 主契約の契約日後にこの特約を付加する場合
当社が保険契約者からの特約付加の申込みを承諾したときからこの特約上の責任を負い、これをこの特約の責任開始期とします。

2. 特約保険金の支払い

第3条 (特定状態保険金の支払い)

1. 当社は、次の表のとおり、特定状態保険金を支払います。

(1) 支払事由	被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき
(2) 支払額	主契約の保険金額のうち、特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、当社所定の方法で計算した特定状態保険金の請求日* ¹ から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額を差し引いた金額
(3) 受取人	被保険者* ²
(4) 免責事由* ³	次のいずれかにより本表の支払事由が生じたとき ① 保険契約者または被保険者の故意 ② 戦争その他の変乱

2. 本条1.(1)支払事由にかかわらず、特定状態保険金の請求日が主契約の保険期間の満了前1年以内である場合は、当社は、特定状態保険金を支払いません。
3. 年払契約で、特定状態保険金の請求日の翌月の契約日の応当日から次の年単位の契約日の応当日の前日までの期間が6か月間をこえるときは、そのこえた月単位の期間に対して、当社は、当社所定の方法により計算した未経過保険料がある場合はこれを保険契約者に払い戻します。

備 考

第1条 備考

- *¹ 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *¹ 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下同じ。
- *² 特定状態保険金の受取人は、本条4.の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。
- *³ 支払事由に該当しても特定状態保険金を支払わない場合をいいます。

4. 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人*4 および主契約の満期保険金受取人*5 が保険契約者である場合は、本条 1. にかかわらず、特定状態保険金の受取人は保険契約者とします。*6

第4条 (特定状態保険金の支払いに関する補則)

1. 特定状態保険金を支払った場合は、次の表に定めるところによります。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
(1)	主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
(2)	主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。この場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

2. 特定状態保険金を支払うときに主約款*1 の定めによる保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第5条 (特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)

1. 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
2. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
3. 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われたときは、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、特定状態保険金を支払いません。

3. 特約保険金の請求手続き

第6条 (特定状態保険金の支払いの請求手続き)

特定状態保険金の受取人は、当社所定の請求*1 に必要な書類*2 を提出して特定状態保険金を請求してください。

第7条 (特定状態保険金の支払時期および支払い等に必要な確認)

この特約による特定状態保険金の支払いは、主約款の「保険金の支払時期および支払等に必要な確認」の定めに従います。

備 考

第3条 備考

- *4 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。
- *5 満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。
- *6 保険契約者から申出があったときは、被保険者を特定状態保険金の受取人とします。

第4条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第6条 備考

- *1 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）による主契約の保険金額の指定を含みます。
- *2 請求権者であることを証する書類、特定状態保険金の支払事由が生じたことを証する書類その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

4. 告知義務・解除

第8条 （告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の告知義務および告知義務違反による解除の取扱いは、主約款の「告知義務」、「告知義務違反による解除」および「告知義務違反による解除ができない場合」の定めに準じます。

第9条 （重大事由による解除）

この特約の重大事由による解除の取扱いは、主約款の「重大事由による解除」の定めに準じます。

5. 特約保険料の払込み

第10条 （特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

6. 特約の失効・復活

第11条 （特約の失効）

主契約が効力を失った場合は、この特約も同時に将来に向けて効力を失います。

第12条 （失効した特約の復活）

1. 主契約の復活請求の際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
2. この特約の復活を当社が承諾したときは、主契約の復活の取扱いに準じて、この特約の復活の取扱いをします。

7. 特約の解約・解約返戻金・特約の消滅

第13条 （特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向けて、この特約を解約することができます。

第14条 （特約の解約返戻金）

この特約の解約返戻金はありません。

第15条 （特約の消滅とみなす場合）

次の場合は、この特約は消滅したものとみなします。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）により特定状態保険金が支払われたとき
- (2) 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長定期保険に変更されたとき

8. 特約の復旧

第16条 （特約の復旧）

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合は、別段の申出がない限り、第15条（特約の消滅とみなす場合）(3)によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

9. 主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い

第17条 （主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用する場合の取扱い）

特定状態保険金の支払いに際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱いに準じて、主約款の契約者配当金の割当ておよび支払いの定めを適用します。

10. 主約款の準用

第18条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

11. 特則

第19条 (主契約等に特別条件付保険特約(2015)等に定める保険金削減支払法が適用されている場合の特則)

主契約に特別条件付保険特約(2015)または特別条件付保険特約が付加され、保険金削減支払法が主契約または平準定期保険特約等^{*1}に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、次の(1)の金額から(2)の金額を差し引いた金額を支払います。

- (1) 指定保険金額に特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項(2015)等^{*2}に定める所定の割合を乗じて得た金額
- (2) 当社所定の方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第20条 (主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	平準定期保険特約 優良体平準定期保険特約 生存給付金付定期保険特約 特定疾病保障定期保険特約
---------------	---

2. 本条1.の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約等^{*1}の保険金額を加えます。
- (2) 第3条(特定状態保険金の支払い)1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約および平準定期保険特約等の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い)1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則)および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じます。
- (4) 平準定期保険特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了^{*2}前1年以内である場合は、本特則は適用しません。
- (5) 特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合で、特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けた場合は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

備 考

第19条 備考

- *1 平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約、逦減定期保険特約、逦増定期保険特約または収入保障特約をさします。
- *2 特別条件付保険特約(2015)または特別条件付保険特約をさします。

第20条 備考

- *1 本条1.に定める特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 次の場合を除きます。
 1. それぞれの特約条項の定めにより満了の日の翌日に特約の更新が可能な場合
 2. 優良体平準定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に平準定期保険特約に自動変更が可能な場合

第21条 （主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則）

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	逡減定期保険特約 優良体逡減定期保険特約
---------------	-------------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める主契約の保険金額に逡減定期保険特約等^{*1}の保険金額を加えます。この場合、逡減定期保険特約等の保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日^{*2}における保険金額とします。
- (2) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	逡減定期保険特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における逡減定期保険特約等の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 逡減定期保険特約等は、指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、逡減定期保険特約等の特約基本保険金額は、逡減定期保険特約等の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

- (4) 逡減定期保険特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了^{*3}前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第22条 （主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則）

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	逡増定期保険特約
---------------	----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める主契約の保険金額に逡増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逡増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。
- (2) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逡増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

備 考

第21条 備考

- *1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 応当日のない場合は、その月の末日とします。以下同じ。
- *3 次の場合を除きます。
 1. 逡減定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に逡減定期保険特約の更新が可能な場合
 2. 優良体逡減定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に逡減定期保険特約に自動変更が可能な場合

(3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	通増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における通増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. 通増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア.の場合、通増定期保険特約の特約基本保険金額は、通増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

(4) 通増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*1 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第23条 （主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則）

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	収入保障特約 優良体収入保障特約
---------------	---------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める主契約の保険金額に収入保障特約等*1の年金の現価を加えます。この場合、収入保障特約等の年金の現価は、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に特約遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき特約遺族年金の現価*2 とします。
- (2) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。この場合、特約基本年金月額を指定することにより、指定保険金額を指定するものとします。
- (3) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価の全部が指定保険金額として指定された場合	収入保障特約等は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		ア. 指定保険金額に対応する収入保障特約等の特約基本年金

備考

第22条 備考

*1 通増定期保険特約条項の定めにより満了の日の翌日に通増定期保険特約の更新が可能な場合を除きます。

第23条 備考

*1 本条1. に定める特約をさします。以下、本条において同じ。

*2 第1回の年金の支払いを含みます。

②	本条(1)に定める収入保障特約等の年金の現価の一部が指定保険金額として指定された場合	月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、収入保障特約等の特約基本年金月額是指定保険金額に対応する特約基本年金月額を差し引いた金額に改められます。

(4) 収入保障特約等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了*³ 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第24条 (主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	配偶者定期保険特約
---------------	-----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1.(1)により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 主契約の保険金額*¹ または逡減定期保険特約等*² の特約基本保険金額が改められるとき*³ でも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

第25条 (主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則)

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	こども定期保険特約
---------------	-----------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1.(1)により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。
- (2) 主契約の保険金額*¹ または逡減定期保険特約等*² の特約基本保険金額が改められるとき*³ でも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

備 考

第23条 備考

*³ 次の場合を除きます。

- 収入保障特約条項の定めにより満了の日の翌日に収入保障特約の更新が可能な場合
- 優良体収入保障特約条項の定めにより満了の日の翌日に収入保障特約の自動変更が可能な場合

第24条 備考

- *¹ 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *² 逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約または逡増定期保険特約をさします。
- *³ 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1.(2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2.(3)、第21条(主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2.(3)または第22条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 2.(3)に準じます。

第25条 備考

- *¹ 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *² 逡減定期保険特約、優良体逡減定期保険特約または逡増定期保険特約をさします。
- *³ 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1.(2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2.(3)、第21条(主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2.(3)または第22条(主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則) 2.(3)に準じます。

第26条 (主契約に付加されている入院給付金等のある特約等の取扱い)

第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1.(1)により主契約が消滅したときまたは主契約の保険金額*¹ もしくは通減定期保険特約等*² の特約基本保険金額が改められる*³ ときは、次の表のとおり取り扱います。

(1)	入院給付金または療養給付金のある当社所定の特約	主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いに準じます。
(2)	介護年金または介護給付金のある当社所定の特約	主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している要介護状態の取扱いに準じます。
(3)	入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある当社所定の特約	主契約の保険金額* ¹ または通減定期保険特約等* ² の特約基本保険金額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

第27条 (定期保険等に付加した場合の特則)

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	定期保険 優良体定期保険 通増定期保険 養老保険 5年ごと利差配当付養老保険
-----	--

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条(特定状態保険金の支払い) 2.	主契約の保険期間の満了前	主契約の保険期間の満了(満了の日の翌日に更新または自動変更が可能な主契約を除きます。)前

3. 本条2.のほか、この特約を通増定期保険に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条(特定状態保険金の支払い) 1.(2)に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- (2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条(特定状態保険金の支払い) 1.(3)、4.、第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 2. および第5条(特定状態保険金の支払いに関するその他の事項)に準じるほか、次の表のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

備 考

第26条 備考

- *1 主契約に付加されている平準定期保険特約、優良体平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
- *2 通減定期保険特約、優良体通減定期保険特約または通増定期保険特約をさします。
- *3 第4条(特定状態保険金の支払いに関する補則) 1.(2)、第20条(主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2.(3)、第21条(主契約に通減定期保険特約等が付加されている場合の特則) 2.(3)、第22条(主契約に通増定期保険特約が付加されている場合の特則) 2.(3)に準じます。

②	特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合	ア．主契約は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ．上記ア．の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

第28条 （終身保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	終身保険
	5年ごと利差配当付終身保険
	低解約返戻金型終身保険
	5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。
- (2) 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第15条（特約の消滅とみなす場合）(2)	主契約	主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分

第29条 （5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険
	特定疾病保障定期保険

2. この特約を本条1.の主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けた場合は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。
- (2) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条（特定状態保険金の支払い）2.	主契約の保険期間の満了前	主契約の保険期間の満了（満了の日の翌日に更新が可能な主契約を除きます。）前

第30条 （5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	5年ごと利差配当付個人年金保険
-----	-----------------

2. この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合は、次のとおり取扱います。

- (1) この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、次の表の特約を付加してください。

付加する特約	平準定期保険特約
	優良体平準定期保険特約
	逓減定期保険特約
	優良体逓減定期保険特約
	逓増定期保険特約
	生存給付金付定期保険特約

	特定疾病保障定期保険特約 収入保障特約 優良体収入保障特約
--	-------------------------------------

(2) この特約を本条 1. の主契約に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第 3 条（特定状態保険金の支払い） 4.	主契約の死亡保険金受取人*4および主契約の満期保険金受取人*5	主契約の死亡給付金受取人*4および主契約の年金受取人*5
第 3 条（特定状態保険金の支払い） 備考*4	死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。	死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。
第 3 条（特定状態保険金の支払い） 備考*5	満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。	年金の一部の受取人である場合を含みます。
第 5 条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金	平準定期保険特約条項等*1 に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金、特約特定疾病保険金、特約遺族年金または特約高度障害年金

(3) 第15条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している本条 2. (1) に定める特約がすべて消滅したときも、この特約は消滅します。

(4) 次の定め適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

- ① 第20条（主契約に平準定期保険特約等が付加されている場合の特則）
- ② 第21条（主契約に逡減定期保険特約等が付加されている場合の特則）
- ③ 第22条（主契約に逡増定期保険特約が付加されている場合の特則）
- ④ 第23条（主契約に収入保障特約等が付加されている場合の特則）

第31条 （逡減定期保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	逡減定期保険 優良体逡減定期保険
-----	---------------------

2. この特約を本条 1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

(1) 第 3 条（特定状態保険金の支払い） 1. (2) に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から起算して 6 か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

(2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第 3 条（特定状態保険金の支払い） 1. (3)、4.、第 4 条（特定状態保険金の支払いに関する補則） 2. および第 5 条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日から起算して 6 か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		ア. 主契約は指定保険金額に対応する基本保険

備 考

第30条 備考

- *1 平準定期保険特約条項、優良体平準定期保険特約条項、逡減定期保険特約条項、優良体逡減定期保険特約条項、逡増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項、収入保障特約条項または優良体収入保障特約条項をさします。

②	特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ. 上記ア. の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

第32条 （収入保障保険等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	収入保障保険 優良体収入保障保険 無解約返戻金型収入保障保険 無解約返戻金型優良体収入保障保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、主契約の基本年金月額または年金月額のうち、指定年金月額^{*1} に対応する、特定状態保険金の請求日から起算して6か月後の月単位の応当日に遺族年金の支払事由が生じたものとして支払うべき遺族年金の現価^{*2} とします。
- (2) 特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）および第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. に準じるほか、次の表のとおり読み替えて取り扱います。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条（特定状態保険金の支払い）4.	主契約の死亡保険金受取人*4 および主契約の満期保険金受取人*5	主契約の遺族年金受取人*4
第3条（特定状態保険金の支払い）備考*4	死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。	遺族年金の一部の受取人である場合を含みます。
第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）1.（1）および（2）	保険金額	年金月額 ^{*1}
	指定保険金額	指定年金月額 ^{*1}
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	死亡保険金または高度障害保険金	遺族年金または高度障害年金
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）2.	保険金	年金
第6条（特定状態保険金の支払いの請求手続き）備考*1	第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）による主契約の保険金額の指定	第32条（収入保障保険等に付加した場合の特則）2.（1）による主契約の基本年金月額または年金月額の指定

第33条 （平成20年5月12日以前に締結された特約の取扱いに関する特則）

平成20年5月12日以前に締結されたこの特約が、主契約とともに更新され、かつ、主契約に指定代理請求人特約が付加されていないときは、次のとおり取り扱います。

備 考

第32条 備考

- *1 特定状態保険金の受取人が指定した基本年金月額または年金月額をいいます。
- *2 第1回の年金の支払いを含みます。

- (1) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または本条(5)により変更した指定代理請求人*1が請求に必要な書類および特別な事情を示す書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
- (2) 本条(1)により当社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- (3) 第3条(特定状態保険金の支払い) 1.(4)①については次の表のとおり読み替えます。*2

読み替え前の語句	読み替え後の語句
保険契約者または被保険者の故意	保険契約者、被保険者または指定代理請求人の故意

- (4) 第8条(告知義務および告知義務違反による解除)または第9条(重大事由による解除)により当社が主契約を解除する場合で、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。また、第9条(重大事由による解除)により、主約款の「重大事由による解除」の定めによる場合は、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。
- (5) 保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。*3
- (6) 主契約に特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合は、次のとおり取り扱います。
- ① この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人とします。
 - ② この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更*4が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更*4が行われたものとします。
- (7) この特約を特定疾病保障定期保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。
- ① この特約と主契約の指定代理請求人は、同一人とします。
 - ② この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更*4が行われたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更*4が行われたものとします。

第34条 (平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合の取扱いに関する特則)
平成22年3月2日以後にこの特約が更新または特約中途付加される場合は、次の表のとおり取り扱います。

	更新または特約中途付加の内容	取扱い
(1)	平成22年3月2日以後に締結もしくは更新された主契約に付加されたこの特約が主契約とともに更新される場合、または中途付加される場合	第3条(特定状態保険金の支払い) 3.の定めを適用します。
(2)	平成22年3月1日以前に締結もしくは更新された主契約にこの特約が中途付加される場合	第3条(特定状態保険金の支払い) 3.の定めは適用しません。

備考

第33条 備考

- *1 指定代理請求人(変更後を含みます。)は、次の範囲内の者を指定してください。以下、本条において同じ。
1. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 請求時において、被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- *2 指定代理請求人による故意の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
- *3 保険契約者またはその承継人は、当社所定の書類を提出してください。指定代理請求人の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。
- *4 指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

第35条 （主契約にがん死亡保障特約（2014）等が付加されている場合の特則）

1. 本特則は、主契約に次の表の特約が付加されている場合に適用します。

主契約に付加されている特約	がん死亡保障特約（2014） がん死亡保障特約（10）
---------------	--------------------------------

2. 本条1. の場合、次のとおり取り扱います。

- （1）第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める主契約の保険金額にがん死亡保障特約（2014）等^{*1} の保険金額を加えます。
- （2）第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日^{*2} における主契約およびがん死亡保障特約（2014）等の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- （3）特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）、4.、第4条（特定状態保険金の支払いに関する補則）2. および第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	がん死亡保障特約（2014）等は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日におけるがん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア. がん死亡保障特約（2014）等は指定保険金額に対応する特約保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。 イ. 上記ア.の場合、がん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額は、がん死亡保障特約（2014）等の特約保険金額から指定保険金額に対応する特約保険金額を差し引いた金額に改められます。

- （4）がん死亡保障特約（2014）等については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間の満了^{*3} 前1年以内である場合は、本特則は適用しません。

第36条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10）
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- （1）この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）等^{*1} に付加する場合、次の表の特約を付加してください。

付加する特約	がん死亡保障特約（2014） がん死亡保障特約（10）
--------	--------------------------------

- （2）第2条（特約の責任開始期）を次のとおり読み替えます。

備 考

第35条 備考

- *1 本条1. の特約をさします。以下、本条において同じ。
- *2 請求に必要な書類（必要事項が完備されているものとします。）が当社に到着した日をいいます。以下、本条において同じ。
- *3 特約条項の規定により満了の日の翌日に特約の更新が可能な場合を除きます。

第36条 備考

- *1 本条1. の主契約をさします。以下、本条において同じ。

第2条（特約の責任開始期） この特約の責任開始期については、この特約を主契約に付加する時期により、次のいずれかとします。 （1）主契約の締結の際にがん死亡保障特約（2014）等*2 と同時にこの特約を付加する場合 主契約の責任開始期と同一とします。 （2）主契約の契約日後にこの特約を付加する場合 当社が保険契約者からがん死亡保障特約（2014）等の特約付加の申込みを承諾したときからこの特約上の責任を負います。 （3）がん死亡保障特約（2014）等の責任開始期の前日までにこの特約を主契約に付加する場合で、当社が特約付加の申込を承諾したとき 本条（2）にかかわらず、がん死亡保障特約（2014）等に定める責任開始期からこの特約上の責任を負います。

（3）次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第3条（特定状態保険金の支払い）1.（1）	被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき	被保険者が責任開始期以後に診断確定されたがんを直接の原因として、被保険者の余命が6か月以内と判断されているとき
第3条（特定状態保険金の支払い）4.	主契約の死亡保険金受取人および主契約の満期保険金受取人	「主契約の悪性新生物診断給付金受取人」または「主契約のがん診断給付金受取人」
第5条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金	がん死亡保障特約条項（2014）等に定める特約がん死亡保険金

（4）第15条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加しているがん死亡保障特約（2014）等が消滅したときも、この特約は消滅します。

（5）第35条（主契約にがん死亡保障特約（2014）等が付加されている場合の特則）の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

第37条 （低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	低解約返戻金型介護認定一時金給付保険（一時払）（11）
-----	-----------------------------

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

（1）第3条（特定状態保険金の支払い）1.（2）に定める指定保険金額は、主契約の死亡給付金の全額とします。

（2）特定状態保険金の支払いに際しては、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）に準じるほか、次のとおりとします。

① 特定状態保険金が支払われた場合は、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

② 保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡給付金受取人*1 および介護一時金の受取人が保険契約者である場合は、第3条（特定状態保険金の支払い）1.（3）にかかわらず、特定状態

備 考

第36条 備考

*2 本条2.（1）の特約をさします。以下、本条において同じ。

第37条 備考

*1 死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

保険金の受取人は保険契約者とします。

- ③ 特定状態保険金を支払う前に、主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受けたときは、当社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
- ④ 主約款に定める介護一時金または死亡給付金の請求を受け、その介護一時金または死亡給付金を支払うときは、当社は、特定状態保険金を支払いません。
- ⑤ 主約款に定める介護一時金または死亡給付金が支払われた場合は、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当社は、これを支払いません。
- ⑥ 特定状態保険金を支払った後、特定状態保険金の支払前に支払事由に該当していた介護一時金の請求があった場合は、当社は介護一時金から特定状態保険金を差し引いた金額を介護一時金の受取人に支払います。
- ⑦ 特定状態保険金を支払うときに主約款の定めによる契約者貸付があるときは、当社は、特定状態保険金からその元利息を差し引きます。
- ⑧ 特定状態保険金の受取人は、本条２．（２）②の場合を除き、被保険者以外の者に変更することはできません。

第38条 （引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012）等に付加した場合の特則）

- １．本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）（2012） 無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）
-----	---

- ２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

- （１）無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）については、主契約の契約日から起算して２年以内の特定状態保険金の請求はできません。
- （２）第３条（特定状態保険金の支払い）１．（２）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。
- （３）特定状態保険金の支払いに際しては、第３条（特定状態保険金の支払い）１．（３）、４．、第４条（特定状態保険金の支払いに関する補則）および第５条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）に準じるほか、次のとおりとします。

特定状態保険金の指定範囲		取扱い
①	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の全部が指定保険金額として指定された場合	主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
②	特定状態保険金の請求日における主契約の死亡保険金額の一部が指定保険金額として指定された場合	ア．主契約は、指定保険金額に対応する基本保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。
		イ．上記ア．の場合、主契約の基本保険金額は、主契約の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改めます。

- （４）次の条項について次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第５条（特定状態保険金の支払いに関するその他の事項）	死亡保険金または高度障害保険金	災害死亡保険金または死亡保険金

第39条 （生活障害型定期保険に付加した場合の特則）

- １．本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	生活障害型定期保険
-----	-----------

- ２．この特約を本条１．の主契約に付加した場合、生活障害保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねて受けたときは、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

指定代理請求人特約条項 目次

第1条	特約の締結	66
第2条	特約の対象となる保険金等	66
第3条	指定代理請求人による保険金等の請求	66
第4条	指定代理請求人の指定および変更	66
第5条	解除の通知	67
第6条	特約の解約	67
第7条	主約款の定め of 準用	67
第8条	主約款等の代理請求不適用に関する特則	68
第9条	保険金等の一時支払に関する特則	68
第10条	契約者配当金に関する特則	68
第11条	5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則	68
第12条	医療保険またはがん保険に付加した場合の特則	68

指定代理請求人特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

この特約は、主契約*¹の契約日以後、当社所定の取扱いに基づき、被保険者*²の同意および当社の承諾を得て、主契約の保険契約者の申出により、主契約に付加して締結することができます。

第2条 (特約の対象となる保険金等)

この特約の対象となる保険金等(以下「保険金等」といいます。)は、次に定めるとおりとします。

- (1) 被保険者と受取人が同一人である保険金、給付金、年金および祝金
- (2) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除
- (3) 保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金

第3条 (指定代理請求人による保険金等の請求)

1. 第2条(特約の対象となる保険金等)に定める保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の事情があるときは、指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。*¹
 - (1) 保険金等の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合
 - (2) 当社が認める傷病名の告知を受けていない場合
 - (3) その他これに準じる状態であると当社が認めた場合
2. 本条1.により当社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後保険金等の請求を受け、ても、当社は、これを支払いません。
3. 事実の確認*²に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく、回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等を支払いません。
4. 本条にかかわらず、次のいずれかに該当する者は指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。
 - (1) 故意に保険金等の支払事由*³を生じさせた者
 - (2) 故意に保険金等の受取人を保険金等の請求ができない状態にさせた者

第4条 (指定代理請求人の指定および変更)

1. 保険契約者は、被保険者の同意を得て、あらかじめ次の表の範囲内で指定代理請求人を指定してください。*¹ただし、請求時においてもその者が次の表の(1)または(2)の範囲内の者であることを必要とします。

備 考

第1条 備考

- *¹ 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *² 主契約の被保険者をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *¹ 当社所定の請求に必要な書類およびその事情を示す書類を提出してください。
- *² 当社が指定した医師による被保険者の診断を求めたときを含みます。
- *³ 保険料の払込免除事由を含みます。

第4条 備考

- *¹ 指定代理請求人は1人とします。

(1)	① 被保険者の戸籍上の配偶者 ② 被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族 ③ 被保険者の直系血族 ④ 被保険者の兄弟姉妹*2
(2) *3	① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている本表(1)②以外の者 ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者 ③ その他、本表(2)①および②に掲げる者と同等の特別な事情がある者として当社が認めた者

2. 本条1. の指定代理請求人が指定されていない場合*4 または指定代理請求人が本条の代理請求をすることができない特別な事情がある場合は、次の者を代理請求人とします。

(1)	死亡保険金受取人、遺族年金受取人または死亡給付金受取人*5	
(2)	本表(1)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の戸籍上の配偶者*5
(3)	本表(1)または(2)に該当する者がいない場合またはこれに該当する者が代理請求をすることができない特別な事情がある場合	被保険者の3親等内の親族*5

3. 本条1. および2. にかかわらず、保険契約者は、被保険者の同意を得て、本条1. および2. に定める範囲内で、指定代理請求人を変更*6 することができます。*7

4. 保険金等の受取人が法人に変更された場合は、同時に指定代理請求人を指定しない変更が行われたものとします。

5. 本条3. の変更は、保険証券に表示または承認書による通知を受けてからでなければ、当社に対抗することができません。

第5条 (解除の通知)

この特約を付加している場合、主契約または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の通知については、主約款*1 または特約条項に定めるほか、正当な理由によっていずれにも通知できない場合は、指定代理請求人に通知します。

第6条 (特約の解約)

この特約のみの解約は取り扱いません。

第7条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

備 考

第4条 備考

- *2 兄弟姉妹がいないときは甥姪、伯父伯母、叔父叔母。
- *3 当社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求すべき適当な理由があると当社が認めた者に限ります。
- *4 指定代理請求人が死亡しているときもしくは請求時に本条1. (1)または(2)の範囲のいずれの者にも該当しないときを含みます。
- *5 請求時に被保険者と同居し、または、被保険者と生計を一にしている者に限ります。
- *6 指定代理請求人を指定しない変更を含みます。
- *7 当社所定の請求に必要な書類を提出してください。

第5条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第8条 （主約款等の代理請求不適用に関する特則）

この特約を付加している場合、主約款または主契約に付加されている特約条項中、保険金等の受取人の生存中に所定の者が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求できる旨の取扱い*¹ は適用せず、この特約条項に定めるところにより取り扱います。

第9条 （保険金等の一時支払に関する特則）

指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、主約款に定める保険金等の支払方法の選択の定めは適用しません。

第10条 （契約者配当金に関する特則）

被保険者が年金受取人となる場合、その受け取ることとなる契約者配当金については第2条（特約の対象となる保険金等）に含むものとします。

第11条 （5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合は、次のとおり取り扱います。

（1）第1条（特約の締結）および第4条（指定代理請求人の指定および変更）における、被保険者の同意を得る取扱いは適用しません。

（2）次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象		読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（特約の対象となる保険金等）	（1）	被保険者	保険契約者
	（2）	保険契約者と被保険者が同一人である場合の保険料払込みの免除	保険料の払込免除（養育年金が支払われるときを除きます。）
	（3）	保険契約者と被保険者が同一人である場合の契約者配当金	契約者配当金
第4条（指定代理請求人の指定および変更）1. および2.		被保険者	保険契約者

第12条 （医療保険またはがん保険に付加した場合の特則）

この特約を医療保険またはがん保険に付加した場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条（特約の締結）	被保険者	主たる被保険者
第2条（特約の対象となる保険金等）		
第4条（指定代理請求人の指定および変更）1. および2.		

備考

第8条 備考

*1 次の取扱いをさします。

1. 指定代理請求人に関する取扱い
2. 介護年金受取人の代理人に関する取扱い
3. 入院給付金等の代理請求に関する取扱い

5年ごと利差配当付年金払特約条項 目次

第1条	特約の締結	70
第2条	年金基金の設定	70
第3条	年金支払日	70
第4条	基本年金額の計算	70
第5条	年金の種類および型	70
第6条	年金の支払い	71
第7条	年金の分割支払い	71
第8条	年金の一括払	71
第9条	年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認	72
第10条	特約の解約、減額等の取扱い	72
第11条	特約の消滅	72
第12条	相続人の代表者	72
第13条	特約の更新	72
第14条	契約者配当準備金の積立て	72
第15条	契約者配当金の割当て	73
第16条	契約者配当金の支払い	73
第17条	年齢の計算	73
第18条	年齢または性別の誤りの処理	73
第19条	時効	74
第20条	主約款の定め準用	74
第21条	収入保障保険等に付加した場合の特則	74
第22条	重大事由による解除	74
【未払年金の現価】（平成29年4月2日改定）		76

5年ごと利差配当付年金払特約条項

(平成27年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約の締結については次のとおり取り扱います。
 - 主契約*1の契約日以後は保険契約者の申出により締結します。
 - 保険金等*2の支払事由が生じた後はその受取人の申出により締結します。
- 保険金等を支払った後は、この特約は締結しません。

第2条 (年金基金の設定)

- 年金基金設定日*1に、当社所定の範囲内で、保険金等*2の全部または一部を年金基金に充当して設定されます。*3
- 年金基金が設定されたときは、年金証書を年金受取人に交付します。

第3条 (年金支払日)

- 年金支払開始日*1は、年金基金設定日とします。
- 第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第4条 (基本年金額の計算)

- 第2条(年金基金の設定)の定めにより年金基金が設定されたときは、年金基金に充当された金額をもとに、年金基金設定日における当社所定の率により年金額を定めます。(以下「基本年金額」といいます。)
- 基本年金額が当社所定の金額に満たない場合は、この特約の付加はなかったものとして取り扱います。

第5条 (年金の種類および型)

年金の種類および型は次の表のとおりとします。

年金の種類	(1) 確定年金 (2) 保証期間付終身年金
年金の型	毎年の年金額が基本年金額と同額の定額型とします。

備 考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約または主契約に付加された他の特約において支払われる保険金または給付金をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 保険金等の支払事由が生じた時または保険金等の受取人の申出によりこの特約が締結されたときは締結の時とします。以下同じ。
- *2 保険金等とともに支払われる金銭を含みます。
- *3 保険金等の受取人は、当社所定の範囲内で、年金基金を追加することができます。

第3条 備考

- *1 第1回の年金支払日をいいます。以下同じ。

第6条 （年金の支払い）

1. 当社は、年金の種類により次の表のとおり年金を年金受取人に支払います。

支払事由	(1) 確定年金の場合 年金支払期間中、年金を支払います。 (2) 保証期間付終身年金の場合 年金受取人が年金支払日に生存しているときは、年金を支払います。
年金額	第4条（基本年金額の計算）および第5条（年金の種類および型）によって定められた年金額
年金受取人	年金基金に充当された保険金等の受取人*1 *2

2. 年金受取人が死亡したときの取扱いは、年金の種類により次に定めるところによります。

(1) 確定年金の場合

年金受取人が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、年金支払期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

(2) 保証期間付終身年金の場合

年金受取人が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、保証期間中の未払年金の現価を年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

3. 本条1. にかかわらず、保険契約者と年金受取人が異なる場合、年金受取人は、年金基金設定日以後、保険契約上の一切の権利義務を承継するものとします。

第7条 （年金の分割支払い）

1. 年金受取人から請求があったときは、当社所定の利率および方法により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が当社所定の金額に満たないときは、年金の分割支払いは取り扱いません。
2. 本条1. により、年金額を分割して支払うときは、当社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

第8条 （年金の一括払）

1. 年金受取人は、将来の年金の支払いにかえて、年金の種類により次の表のとおり未払年金の一括払を請求することができます。

(1) 請求時期	① 確定年金の場合 年金支払開始日以後、年金支払期間の最後の年金支払日前 ② 保証期間付終身年金の場合 年金支払開始日以後、保証期間中の最後の年金支払日前
(2) 支払額	① 確定年金の場合 残余年金支払期間の未払年金の現価*1 ② 保証期間付終身年金の場合 残余保証期間の未払年金の現価

2. 本条1. (1)②および(2)②により年金の一括払が行われたときは、次のとおり取り扱います。

(1) 保証期間経過後の毎年の年金支払日に年金受取人が生存しているときは、年金を継続して支払います。

備 考

第6条 備考

- *1 保険金の受取人が2人以上の場合は、その代表者とします。
- *2 保証期間付終身年金において保険金等の受取人が法人の場合は、その法人の指定した者を年金受取人とします。

第8条 備考

- *1 年金の一括払を行ったときは、この特約は消滅します。

- (2) 年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に年金受取人が死亡したときは、年金受取人の死亡時にこの特約は消滅します。
- (3) 年金の一括払をした場合は、年金証書に表示します。

第9条 (年金の請求、支払時期および支払い等に必要な確認)

- 1. 年金を請求するときは、年金受取人は、当社所定の請求に必要な書類^{*1}を提出してください。
- 2. この特約年金の支払時期および支払い等に必要な確認については、主約款^{*2}の定めに従って取扱います。

第10条 (特約の解約、減額等の取扱い)

- 1. 保険契約者は、年金基金設定日前に限り、いつでも将来に向かって、この特約を解約することができます。
- 2. 年金基金設定日以後は、次の取扱いは行いません。
 - (1) 基本年金額の減額
 - (2) 契約者貸付
 - (3) 年金の種類、保証期間および年金支払期間の変更

第11条 (特約の消滅)

- 次のいずれかに該当したとき、この特約は消滅します。
- (1) 主契約が保険金等の支払事由以外の事由により消滅したとき
 - (2) 保険金等の支払事由の発生日以後、保険金等の受取人が保険金等の全部について一時に受け取ったとき

第12条 (相続人の代表者)

- 1. 年金受取人が死亡したときで、年金受取人の法定相続人が2人以上の場合は、代表者1人を定めてください。^{*1}
- 2. 本条1.の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当社が法定相続人の1人に対してした行為は、他の法定相続人に対しても効力を生じます。

第13条 (特約の更新)

主契約が更新された場合は、この特約も同時に更新されたものとします。

第14条 (契約者配当準備金の積立て)

当社は、年金基金設定日の直後の事業年度末において年金基金の責任準備金および運用利率に基づく運用益が当社の予定した利率^{*1}に基づく運用益をこえた場合、そのこえた部分の運用益のうち、当社所定の方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立て、さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末において当該事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当社の予定した利率に基づく運用益との差額のうち当社所定の方法により計算された

備 考

第9条 備考

- *1 請求権者であることを証する書類、年金等の支払事由が生じたことを証する書類とその他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第12条 備考

- *1 代表者は他の法定相続人を代理するものとします。

第14条 備考

- *1 基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。以下、本条において同じ。

金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

第15条 （契約者配当金の割当て）

1. 当社は、第14条（契約者配当準備金の積立て）によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の年金基金を設定したこの特約に対して、当社所定の方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、本条1.（3）に該当する保険契約については本条1.（2）に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。
 - （1）次の事業年度中に年金基金設定日の5年ごとの応当日が到来するこの特約
 - （2）年金の種類が確定年金で次の事業年度中に年金支払期間が満了するこの特約または次の事業年度中に年金受取人の死亡により消滅するこの特約^{*1}
 - （3）次の事業年度中に第8条（年金の一括払）1.（1）①および（2）①の年金の一括払により消滅するこの特約^{*1}
2. 本条1. のほか、年金基金設定日から起算して所定年数を経過し、かつ、所定の条件を満たすこの特約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第16条 （契約者配当金の支払い）

1. 当社は、第15条（契約者配当金の割当て）1.（1）によって割り当てた契約者配当金に基づき、当社所定の方法により計算した金額を、次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日にこの特約が有効に継続している場合に限り、次の方法で分配します。
 - （1）次の事業年度の年金基金設定日の年単位の応当日から当社所定の利率による複利計算の利息をつけて当社に積み立てて置いて、この特約が消滅したとき、または年金受取人から請求があったときに支払います。
 - （2）本条1.（1）によって支払う契約者配当金は、年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。
2. 当社は、第15条（契約者配当金の割当て）1.（2）および（3）によって割り当てた契約者配当金に基づき当社所定の方法により計算した金額を、年金受取人に支払います。^{*1}
3. 当社は、本条1. および2. のほか、本条1. に該当したこの特約がその直後の事業年度末までに消滅したときに、当社の定めるところにより、契約者配当金を支払います。
4. 第15条（契約者配当金の割当て）2. によって割り当てた契約者配当金は、当社の定めるところにより支払います。

第17条 （年齢の計算）

1. 保証期間付終身年金において、年金受取人の年齢は、年金基金設定日現在の満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。
2. 年金基金設定後の年金受取人の年齢は、本条1. の年齢に、年金基金設定日の年単位の応当日ごとに1歳を加えて計算します。

第18条 （年齢または性別の誤りの処理）

1. 保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の年齢に誤りがあった場合は、次のとおり取り扱います。

備 考

第15条 備考

- ^{*1} 本条1.（1）に該当するこの特約を除きます。

第16条 備考

- ^{*1} 年金受取人の死亡により消滅するときは、年金受取人の死亡時の法定相続人に支払います。

年金基金設定日における実際の年齢の範囲	取扱い
当社所定の範囲内	実際の年齢に基づいて計算した基本年金額に改めます。*1
当社所定の範囲外	年金の種類を確定年金に変更してください。*1

2. 保証期間付終身年金において、当社所定の特約付加申込書に記載された年金受取人の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて計算した基本年金額に改めます。*1
3. 本条1. および2. において、すでに支払った年金がある場合は、その支払った年金額と実際の年齢または性別に基づいて計算した年金額との過不足を精算します。

第19条 (時効)

年金その他この特約に基づく諸支払金の支払いを請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から起算して3年以内に請求がない場合は消滅します。

第20条 (主約款の定め準用)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第21条 (収入保障保険等に付加した場合の特則)

1. この特約を次の主契約に付加した場合は、遺族年金または高度障害年金の受取人の申出によって、遺族年金または高度障害年金の未支払分の現価の一時支払いが選択されたときに限って取り扱います。

主契約	収入保障保険
	優良体収入保障保険
	無解約返戻金型収入保障保険
	無解約返戻金型優良体収入保障保険

2. 本条1. によって、この特約の年金支払いを行う場合は、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第1条(特約の締結)1.(2)	保険金等	年金の未支払分の現価

第22条 (重大事由による解除)

1. 当社は次の表のいずれかの事由がある場合は、この特約を将来に向かって解除することができます。

(1)	反社会的勢力*1への関与	保険契約者、被保険者または年金の受取人が、次のいずれかに該当するとき ① 反社会的勢力に該当すると認められること ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること ④ 保険契約者または年金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
-----	--------------	--

備 考

第18条 備考

- *1 当社所定の金額以上の年金額に変更してください。

第22条 備考

- *1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

(2)	本表(1)と同等の事由	保険契約者、被保険者または年金の受取人に対する当社の信頼を損ない、この特約の存続を困難とする本表(1)と同等の重大な事由があるとき*2
-----	-------------	---

2. 年金基金設定日以後でも、当社は、本条1.によりこの特約を解除することができます。この場合は、本条1.の重大事由の発生時以後の年金の支払いをしません。*3
3. 本条によりこの特約を解除するときは、当社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明である等の正当な理由により保険契約者に通知できないときは、被保険者または年金の受取人に通知します。
4. 本条によりこの特約を解除した場合は、当社は、第8条（年金の一括払）に定める一括払の請求を受け付けたものとして計算した支払額を保険契約者に支払います。

備 考

第22条 備考

- *2 例えば、この保険契約の保険契約者、被保険者または年金受取人が、当社または他の保険者（他の保険会社等をいいます。）と締結した保険契約もしくは共済契約、またはこの保険契約に付加されている特約が重大事由に該当する場合等をいいます。
- *3 すでに年金を支払っていたときは、年金の返還を請求します。

【未払年金の現価】（平成29年4月2日改定）

（基本年金額1,000円について）

年金受取人の死亡日 または 年金の一括払の請求日	3年確定年金	5年確定年金	10年確定年金	15年確定年金
	定額型	定額型	定額型	定額型
	円	円	円	円
第1回の年金支払日以後、第2回の年金支払日前	2,002	3,994	8,931	13,807
第2回の年金支払日以後、第3回の年金支払日前	1,002	2,999	7,949	12,837
第3回の年金支払日以後、第4回の年金支払日前	—	2,002	6,964	11,864
第4回の年金支払日以後、第5回の年金支払日前	—	1,002	5,976	10,889
第5回の年金支払日以後、第6回の年金支払日前	—	—	4,987	9,911
第6回の年金支払日以後、第7回の年金支払日前	—	—	3,994	8,931
第7回の年金支払日以後、第8回の年金支払日前	—	—	2,999	7,949
第8回の年金支払日以後、第9回の年金支払日前	—	—	2,002	6,964
第9回の年金支払日以後、第10回の年金支払日前	—	—	1,002	5,976
第10回の年金支払日以後、第11回の年金支払日前	—	—	—	4,987
第11回の年金支払日以後、第12回の年金支払日前	—	—	—	3,994
第12回の年金支払日以後、第13回の年金支払日前	—	—	—	2,999
第13回の年金支払日以後、第14回の年金支払日前	—	—	—	2,002
第14回の年金支払日以後、第15回の年金支払日前	—	—	—	1,002

（注）上表の金額を被保険者の死亡日または年金の一括払の請求日からその直後の年金支払日の前日までの期間について当社所定の利率によって割り引いて計算します。

特別条件付保険特約条項（2015） 目次

1. 特別条件の適用	78
第1条 特別条件の適用	78
2. 特別条件	78
第2条 特別条件	78
3. 特約の解約返戻金	80
第3条 特約の解約返戻金	80
4. 復活の制限	81
第4条 復活の制限	81
第5条 復活の制限に関する特則	81
5. 主約款および特約条項の規定の適用除外	81
第6条 主約款および特約条項の規定の適用除外	81

特別条件付保険特約条項（2015）

（平成27年12月2日改正）

1. 特別条件の適用

第1条 （特別条件の適用）

次の表のいずれかの場合に、主契約*¹ の被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しないときに、主契約または主特約*² に、保険契約者の承諾を得て、この特約を付加します。この場合、この特約の特別条件の適用日は次の表のとおりです。

特別条件を適用する場合	特別条件の適用日
主契約の締結の際	主契約の契約日
主契約の復活の際	復活の際の責任開始日* ³
主契約の契約日後に主特約* ² を付加する際	主特約* ² の責任開始日* ³

2. 特別条件

第2条 （特別条件）

1. この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、次のうちいずれか1または2以上の方法によります。

（1）保険金削減支払法

① 適用日から起算して当社所定の保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款*¹ または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額を削減して支払います。

- ア. 死亡したこと
- イ. 特定の疾病により所定の状態に該当したこと
- ウ. 高度障害状態になったこと
- エ. 介護一時金の支払事由に該当したこと

② 本条1.(1)①の場合、次の算式により計算した金額を支払います。この場合、主契約の被保険者が災害または別表4に定める感染症により、死亡し、高度障害状態または介護一時金の支払事由に該当したときは、経過期間に応じた割合を100%とします。

$$\text{支払金額} = \frac{\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額}}{\text{次の表の経過期間に応じた割合}} \times \text{次の表の経過期間に応じた割合}$$

ただし、保険料払込済みの主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の算式により計算した金額を支払います。

備 考

第1条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 主契約に付加する当社所定の特約をいいます。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

$$\text{支払金額} = (\text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき保険金等の金額} - \text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}) \times \text{次の表の経過期間に応じた割合} + \text{支払事由に該当した時における責任準備金の金額}$$

保険金等の支払事由に 該当した時までの経過期間	削減期間				
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年
1 年以内	5 0 %	3 0 %	2 5 %	2 0 %	1 5 %
1 年超 2 年以内		6 0 %	5 0 %	4 0 %	3 0 %
2 年超 3 年以内			7 5 %	6 0 %	4 5 %
3 年超 4 年以内				8 0 %	6 0 %
4 年超 5 年以内					8 0 %

(2) 給付金削減支払法

- ① 適用日から起算して当社所定の給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のいずれかに該当したときは、主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額を削減して支払います。
 - ア. 入院したこと
 - イ. 手術をしたこと
 - ウ. 入院したのちに退院したこと
 - エ. 先進医療による療養を受けたこと
 - オ. 放射線治療を受けたこと
- ② 本条 1. (2)①の場合、次の算式により計算した金額を基準として支払います。この場合、災害または別表 4 に定める感染症によるときは、経過期間に応じた割合を 100% とします。

$$\text{給付金の基準とする金額} = \text{主約款または主特約の特約条項により支払うべき給付金等の金額} \times \text{本条 1. (1)②の表の経過期間に応じた割合}$$

(3) 特別保険料領収法

- ① 主契約または主特約の保険料に、当社所定の特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。
- ② 主約款または主特約の特約条項によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

(4) 特定部位・特定疾病不担保法

- ① 適用日から起算して当社所定の不担保期間内に、別表 6 に定める身体部位または特定疾病*2 のうちこの特別条件を適用する際に当社が指定した部位に生じた疾病または特定疾病の治療を目的として、主契約の被保険者が次のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、別表 4 に定める感染症によるときは、給付金を支払います。
 - ア. 入院をしたこと
 - イ. 手術を受けたこと
 - ウ. 入院をしたのちに退院したこと
 - エ. 先進医療による療養を受けたこと
 - オ. 放射線治療を受けたこと
- ② 主契約の被保険者が当社所定の不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

(5) 特定障害不担保法

この方法により不担保とする特定障害は、次の①または②のとおりとします。

- ① 視力障害

備 考

第 2 条 備考

*2 医学上重要な関係があると当社が認めた疾病を含みます。

主契約の被保険者が身体の障害状態*³のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金もしくは障害給付金*⁴の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合は、当社は高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表4に定める感染症による場合は、高度障害保険金もしくは障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

- ア．両眼の視力を全く永久に失ったもの
- イ．1眼の視力を全く永久に失ったもの
- ウ．両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの

② 聴力障害

主契約の被保険者が身体の障害状態のうち、次のいずれかに該当し、主約款または主特約の特約条項に定める障害給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由に該当した場合は、当社は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行いません。ただし、別表4に定める感染症による場合は、障害給付金の支払いまたは保険料払込みの免除を行います。

- ア．両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- イ．1耳の聴力を全く永久に失ったもの
- ウ．両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの

(6) 年増法

この方法を適用した場合は、当社は、被保険者の健康状態その他が当社所定の基準に適合しない程度に応じて、被保険者の主約款に定める契約年齢に、当社所定の年数を加算した年齢を契約年齢とし、その年齢に基づいて主契約または主特約の保険料および解約返戻金等の金額を計算します。

2. 保険金削減支払法または特定障害不担保法が適用された収入保障保険普通保険約款、無解約返戻金型収入保障保険普通保険約款または収入保障特約条項により遺族年金、特約遺族年金、高度障害年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは、本条1.(1)または(5)に準じて取り扱います。

3. 特約の解約返戻金

第3条 (特約の解約返戻金)

第2条(特別条件)1.(3)の特別保険料領収法が適用されている保険契約の場合、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約の特別保険料に対する解約返戻金および責任準備金は、主約款または主特約の特約条項の定めにより計算します。
- (2) 主契約の解約返戻金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金をあわせて支払い、主契約の責任準備金が支払われる場合は、この特約の特別保険料に対する責任準備金をあわせて支払います。
- (3) 主契約において次の取扱いを行う場合は、この特約の特別保険料に対する解約返戻金があるときはこれを主契約の解約返戻金に加算します。
 - ① 保険料の自動振替貸付
 - ② 契約者貸付

備 考

第2条 備考

- *3 主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態をいいます。
- *4 名称の如何を問わず、身体の障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

4. 復活の制限

第4条 （復活の制限）

この特約を付加した保険契約が効力を失った場合、保険契約の復活の請求は保険契約が効力を失った日から起算して2年以内とします。

第5条 （復活の制限に関する特則）

1. 本則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型入院一時金給付保険（2015） 無解約返戻金型医療保険（2013） 無解約返戻金型医療保険（08） 無解約返戻金型介護認定一時金給付保険（11） 医療保険
-----	--

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合には、次の表の定めについて、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第4条（復活の制限）	2年以内	当社所定の期間内（1年以内で定めます。）

5. 主約款および特約条項の規定の適用除外

第6条 （主約款および特約条項の規定の適用除外）

1. この特約の特別条件を主契約に適用した場合、次の取扱いはい行いません。ただし、保険金削減支払法もしくは給付金削減支払法の場合で、保険金削減期間経過後もしくは給付金削減期間経過後のとき、特定部位・特定疾病不担保法または特定障害不担保法のときは取り扱います。

- （1）延長定期保険への変更
- （2）払済保険への変更
- （3）保険期間の変更
- （4）保険料払込期間の変更
- （5）保険料の払込完了の特則の適用
- （6）保険契約の更新

2. この特約の特別条件を主特約に適用した場合、取り扱わない契約内容の変更等は次の表の左欄のとおりです。ただし、次の表の右欄の場合は、その契約内容の変更等を取り扱います。

取り扱わない契約内容の変更等	左欄の変更等を例外として取り扱う場合
延長定期保険への変更 払済保険への変更	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した、主特約の保険期間の変更または保険料払込期間の変更をとまう次の変更等 （1）主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更 （2）特約の付加 （3）特則の適用	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき
特別条件を適用した主特約の更新および復旧	① 保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき ② 給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき ③ 特定部位・特定疾病不担保法のとき ④ 特定障害不担保法のとき

保険料口座振替特約条項 目次

第1条	特約の締結	83
第2条	責任開始期および契約日の特則	83
第3条	保険料率	83
第4条	保険料の払込み	84
第5条	保険料口座振替ができなかった場合の取扱い	84
第6条	諸変更	84
第7条	特約の消滅	84
第8条	主約款の定め of 準用	85
第9条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則	85
第10条	責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則	85

保険料口座振替特約条項

(平成29年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は、保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
2. この特約を締結するには、次の条件を満たすものとします。
 - (1) 指定口座^{*1} が、提携金融機関^{*2} に設置してあること
 - (2) 保険契約者が、提携金融機関に対し、指定口座から当社の口座^{*3} へ保険料の口座振替を委任していること

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

1. 第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款^{*1} の定めにかかわらず、第4条(保険料の払込み)1. に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日^{*2} とし、この日を契約日とします。
2. 月払の契約の締結の際にこの特約を付加する場合、主約款および本条1. にかかわらず、当社の責任開始日の属する月の翌月1日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
3. 本条2. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
4. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条2. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

1. この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替料率とします。
2. 本条1. にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、普通保険料率を適用します。
 - (1) 当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたとき
当社所定の割引率で保険料を割引します。
 - (2) 保険料の振替貸付が行われたとき

備 考

第1条 備考

- *1 保険契約者の指定する口座をいいます。以下同じ。
- *2 当社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等をいい、当社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関を含みます。
- *3 当社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合は、当該金融機関の口座とします。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 (保険料の払込み)

1. 保険料は、振替日*1 *2 に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
2. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は当社に対しその振替順序を指定できません。
3. 保険契約者は、振替日の前日までに、払込保険料相当額を指定口座に預け入れてください。
4. 口座振替によって払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

第5条 (保険料口座振替ができなかった場合の取扱い)

1. 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を猶予期間内に当社の指定する払込方法(経路)により払い込んでください。この場合、第2条(責任開始期および契約日の特則) 1. の取扱いは適用しません。
2. 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、次の表のとおり取り扱います。

(1) 月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。*1
(2) 年払契約または半年払契約の場合	振替月の翌月の応当日*2 に再度口座振替を行います。
(3) 本表の取扱いによる保険料の口座振替ができなかった場合	保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

第6条 (諸変更)

1. 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該金融機関に申し出てください。
2. 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合は、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
3. 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合は、当社はその旨を保険契約者に通知します。この場合は、保険契約者は、指定口座を他の金融機関に変更するか他の保険料の払込方法(経路)を選択してください。
4. 当社は、当社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第7条 (特約の消滅)

1. 次のいずれかの場合は、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約が消滅または失効したとき
 - (2) 保険料が前納されたとき
 - (3) 保険料が一括払込みされたとき

備 考

第4条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の当社の定めた日とします。
- *2 当社の定めた日とします。ただし、当社の定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第5条 備考

- *1 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に不足し、かつ、1か月分の保険料相当額に足りるときは、払込期月の過ぎた1か月分保険料について払込みがあったものとします。
- *2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

- (4) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (5) 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - (6) 第1条（特約の適用）2. に定める条件に該当しなくなったとき
2. 本条1.(3)にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払後も引き続きこの特約を適用する旨の申出があったときは、この特約は消滅しません。

第8条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めのない場合は、主約款に準じて取り扱います。

第9条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017） 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（責任開始期および契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

第10条 （責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を責任開始期に関する特約とあわせて主契約に付加した場合、次のとおり取り扱います。

- (1) 責任開始日、保険期間の始期および契約日については、責任開始期に関する特約条項の取扱いによるものとし、第2条（責任開始期および契約日の特則）、第9条（無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014)等に付加した場合の特則）は適用しません。
- (2) 第1回保険料から口座振替を行う場合、第1回保険料は、第4条（保険料の払込み）1.および責任開始期に関する特約条項の取扱いにかかわらず、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中の当社の定めた日を第1回保険料の振替日とし、その日に指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込まれるものとします。
- (3) 第1回保険料から口座振替を行う場合で、第1回保険料の振替日*1 に口座振替ができなかった場合*2 は、第5条（保険料口座振替ができなかった場合の取扱い）1.および本条(2)の取扱いにかかわらず、次の表のとおり取り扱います。

① 月払契約の場合	月払契約の場合、第1回保険料の振替日*1の属する月の翌月の応当日に第1回保険料と第2回保険料を合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。*3
② 年払契約または半年払契約の場合	第1回保険料の振替日*1 の属する月の翌月の応当日に口座振替を行います。
③ 本表①または②による口座振替ができなかった場合*2	保険契約者は、責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の猶予期間満了日までに、第1回保険料および払込期月が到来している第2回以後の保険料を、当社が指定する方法で払い込んでください。

備 考

第10条 備考

- *1 責任開始期に関する特約条項に定める第1回保険料の払込期間中に複数の振替日がある場合は、その最終の振替日とします。
- *2 提携金融機関に対して第1回保険料の口座振替請求が行われなかった場合を含みます。
- *3 指定口座の預入額が2か月分の保険料相当額に満たず、1か月分の保険料の口座振替のみが可能な場合は、1か月分の保険料の口座振替を行い、第1回保険料について払込みがあったものとします。

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用） 目次

第1条	特約の締結	87
第2条	責任開始期の特則	87
第3条	保険料の払込み	87
第4条	保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い	87
第5条	特約の失効	88
第6条	主約款および特約の定め準用	88
第7条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則	88

保険料口座振替特約条項（団体扱・集団扱用）

（平成29年4月2日改正）

第1条 （特約の締結）

- この特約は、次の条件をすべて満たす場合に締結します。
 - 当社と団体取扱に関する協定または集団取扱に関する協定を締結した団体または集団（以下「団体等」といいます。）に属する保険契約者が、団体等の指定する金融機関等に口座をもっている場合
 - 本条1.（1）の口座から団体等が定める方法により、団体等の金融機関等の口座への振替により保険料を払い込むことができる場合
- 保険契約者は、本条1. により保険料の振替を行う口座（以下「指定口座」といいます。）を指定してください。

第2条 （責任開始期の特則）

第1回保険料から口座振替を行う場合、主約款^{*1} の定めにかかわらず、第3条（保険料の払込み）

- に定める第1回保険料の振替日を当社の責任開始日^{*2} とします。

第3条 （保険料の払込み）

- この特約を付加した保険契約の保険料は、団体等が定めた日^{*1}（以下「振替日^{*2}」といいます。）に、指定口座から保険料相当額を当社の口座に振り替えることによって、当社に払い込んでください。
- 本条1. の場合、指定口座から振り替えられた保険料が実際に当社に払い込まれるまでの間に、保険契約者の申出によりその振替が取り消された場合は、保険料の払込みがなかったものとします。

第4条 （保険料口座振替ができなかった場合の特別取扱い）

- 振替日に第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、保険契約者は、第1回保険料を団体等が定める次のいずれかの方法^{*1} により払い込んでください。

保険料の払込み方法	責任開始期の取扱い
（1）当社の指定する払込方法により払い込む方法	第2条（責任開始期の特則）の定めは適用しません。
（2）第1回保険料の口座振替ができなかった日の翌月の振替日に口座振替により払い込む方法	第2条（責任開始期の特則）の定めにかかわらず、振り替えられた日を当社の責任開始期とします。

- 振替日に第2回以後の保険料の口座振替ができなかった場合は、その保険料を当社所定の方法により払い込んでください。

備 考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期が属する日をいいます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 第2回以後の保険料は、主約款の定めにかかわらず、払込期月中の団体等の定めた日とします。
- *2 振替日が金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日とします。以下同じ。

第4条 備考

- *1 本条1.（2）による取扱いは、契約年齢に変更が生じない場合に限りです。

3. 本条2. の保険料については、団体等の定めにより、次のとおり取り扱うことがあります。

(1) 月払契約の場合	翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて2か月分の保険料の口座振替を行います。
(2) 年払契約または半年払契約の場合	払込期月の翌月の応当日*2 に再度口座振替を行います。

第5条 (特約の失効)

次の場合は、この特約は効力を失います。

- (1) 保険契約者が指定口座を解約したとき
- (2) 団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約が効力を失ったとき

第6条 (主約款および特約の定めの特約)

この特約に別段の定めのない場合は、主約款、団体扱特約Ⅰ、団体扱特約Ⅱまたは集団扱特約の定めに基づいて取扱います。

第7条 (無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特約)

1. 本特約は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2014) 無解約返戻金型がん療養保険(10) がん保険
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条(責任開始期の特約)	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

備考

第4条 備考

*2 応当日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日とします。

団体扱特約条項Ⅰ 目次

第1条	特約の締結	90
第2条	契約日の特則	90
第3条	保険料率	90
第4条	保険料の払込み	91
第5条	保険料の一括払	91
第6条	猶予期間	91
第7条	特約の失効	91
第8条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則	92

団体扱特約条項 I

(平成29年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

- この特約は、官公庁、会社、組合、工場その他の団体(以下「団体」といいます。)において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - 保険契約者がその団体から給与*¹の支払いを受ける者である保険契約(以下「個人契約」といいます。)であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約(以下「事業保険」といいます。)であること
 - 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
- 本条1.の条件を満たす場合は、主約款*²のほかこの特約を締結して団体年払、半年払、または月払の取扱いをします。
- 本条1.(2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
- 本条1.の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

- 主契約*¹の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日*²の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- 本条1.にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。*³
- 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1.にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

- この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の表のとおりとします。

(1) 団体保険料率 A を適用する場合	- その事業所に個人契約の保険契約者が20名以上あるとき - その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき - その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき - その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても本条1.(1)①から③のいずれかに該当する事業所が他にあるとき
-------------------------	---

備 考

第1条 備考

- *1 役員報酬を含みます。
- *2 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

- *1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。
- *2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

(2) 団体保険料率 B を適用する場合	団体が本条 1. (1) の①から④のいずれにも該当しない場合
-------------------------	---------------------------------

2. 団体保険料率 A を適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条 1. (1) に定める人数未満に減少し、その後 6 か月を経過しても、その定める人数にもどらないときは、当社は、適用する保険料率を団体保険料率 B に変更します。

第 4 条 (保険料の払込み)

1. 第 1 回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
2. 第 2 回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 本条 1. および 2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

第 5 条 (保険料の一括払)

団体月払取扱いの場合、団体保険料率 B が適用されるときは、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が 3 か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第 6 条 (猶予期間)

1. 第 2 回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法(回数)	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第 1 回保険料の払込みについて本条 2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第 1 回保険料の払込みについて本条 2. に準じます。

第 7 条 (特約の失効)

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
 - (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第 1 条 (特約の締結) (1) および (2) に定める人数未満に減少し、その後 3 か月*1 を経過しても、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき

備 考

第 6 条 備考

- *1 契約日の応当日が 2 月、6 月、11 月の各末日の場合は、それぞれ 4 月、8 月、1 月の各末日まで。

第 7 条 備考

- *1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後 6 か月とします。

2. 本条 1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて改めます。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第 8 条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017） 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条 1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第 2 条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

団体扱特約条項Ⅱ 目次

第1条	特約の締結	94
第2条	契約日の特則	94
第3条	保険料率	94
第4条	保険料の払込み	94
第5条	保険料の一括払	95
第6条	猶予期間	95
第7条	特約の失効	95
第8条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則	95

団体扱特約条項Ⅱ

(平成29年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は、組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - (1) 保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（この場合を「事業保険」といいます。）
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が10名以上であること
 - (3) 団体を代表する者がいることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること
2. 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*1} のほかこの特約を締結して年払、半年払または月払の取扱いをします。
3. 本条1. (2)の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすものとします。
4. 本条1. の取扱いを行うときは、当社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

1. 主契約^{*1} の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2} の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*3}
3. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Bとします。

第4条 (保険料の払込み)

1. 第1回保険料は、団体を経由して払い込むことができます。
2. 第2回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。
3. 本条1. および2. の保険料は、団体の代表者が当社に払い込んだ日をもって払い込みのあった日とします。
4. 団体の代表者から保険料が払い込まれた場合は、当社は、払込金額に対する領収証を団体に交付

備 考

第1条 備考

*1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

*1 主たる保険契約をいいます。以下同じ。

*2 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

*3 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

し、個々の領収証は発行しません。

第5条 （保険料の一括払）

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当社の定めるところにより、当月分以後の保険料を一括で支払うことができます。この場合、一括で支払う保険料が3か月分以上あるときは、普通保険料率を基準として、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第6条 （猶予期間）

1. 第2回以後の保険料の払込みについては、次のとおり猶予期間があります。

保険料払込方法（回数）	猶予期間
団体月払	払込期月の翌月初日から末日まで
団体年払または半年払	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約日の応当日まで*1

2. 猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。
3. 保険契約を更新する場合は、更新後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。
4. 保険契約を自動変更する場合は、自動変更後第1回保険料の払込みについて本条2. に準じます。

第7条 （特約の失効）

1. 次の場合は、この特約は効力を失います。
- (1) 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき
 - (2) 保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の締結）1. (1)および(2)に定める人数未満に減少し、その後3か月*1 を経過しても、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 保険金額、年金額または給付金額の減額その他により、保険金額、年金額または給付金額が当社所定の金額を下回るとき
 - (4) 保険料の振替貸付を行ったとき
 - (5) 保険料の前納取扱いをしたとき
 - (6) 保険料の払込みが不要となったとき
 - (7) 当社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき
2. 本条1. の場合は、個人扱いの年払、半年払または月払の取扱いに変更します。
3. 団体月払取扱いを個人扱いの年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

第8条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

備 考

第6条 備考

- *1 契約日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで。

第7条 備考

- *1 団体年払または半年払の取扱いの場合はその後6か月とします。

2. この特約を本条 1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第 2 条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

集団扱特約条項 目次

第1条	特約の締結	98
第2条	契約日の特則	98
第3条	保険料率	98
第4条	保険料の払込み	98
第5条	保険料の前納または一括払	98
第6条	一括保険証券	99
第7条	保険契約の復活	99
第8条	保険期間の変更	99
第9条	特約の解約	99
第10条	特約の消滅	99
第11条	この特約を付加した保険契約の更新	99
第12条	この特約を付加した保険契約の自動変更	99
第13条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則	100

集団扱特約条項

(平成29年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は、官公庁、会社、組合、工場、連合会、同業団体その他の団体であって、保険料の一括集金ができる集団（以下「集団」といいます。）の所属員またはその同居の親族もしくは使用人を被保険者とし、集団またはその代表者もしくは所属員を保険契約者とする保険契約について、次の条件をすべて満たすときに締結します。
 - (1) 集団の所属員である保険契約者の数が10名以上あるとき
 - (2) 集団またはその代表者が保険契約者であって、被保険者の数が10名以上あるとき
 - (3) その集団に第1号の保険契約者の数と第2号の被保険者の数とが名寄せ合算して10名以上あるとき
2. 本条1. の条件を満たす場合は、主約款^{*1} のほかこの特約を締結して集団扱をします。
3. 集団扱を行う場合は、当社は、集団代表者と協定書を取りかわします。

第2条 (契約日の特則)

1. 集団扱を行う保険契約の契約日は、主約款の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*1} の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
2. 本条1. にかかわらず、当社の責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当社は、当社の責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*2}
3. 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条1. にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

この特約を適用する保険契約の保険料率は、集団扱保険料率とします。

第4条 (保険料の払込み)

1. 保険料の払込方法は集団を通じて同一とします。
2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中払込期月内に集団代表者を經由して払い込んでください。
3. 本条2. の保険料は、集団代表者が当社に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。
4. 保険料が払い込まれた場合は、当社は集団代表者に対する一括領収証をもって個々の保険契約に対する領収証にかえます。
5. 保険料の払込方法が月払の場合は、第2回以後の保険料の払込みについては、猶予期間は払込期月の翌月初日から末日までとします。

第5条 (保険料の前納または一括払)

備 考

第1条 備考

^{*1} 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。

第2条 備考

^{*1} 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。

^{*2} 保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

この特約を付加した保険契約については保険料の前納または一括払は取り扱いません。

第6条 （一括保険証券）

当社は、個々の保険証券にかえて集団またはその代表者に一括保険証券を発行することがあります。

第7条 （保険契約の復活）

この特約を付加した保険契約が失効した場合は、復活することができる期間は、主約款に定める保険契約の復活の取扱いにかかわらず、保険契約が効力を失った日から起算して3か月以内とします。

第8条 （保険期間の変更）

この特約を付加した保険契約については保険期間の変更は取り扱いません。

第9条 （特約の解約）

保険契約者は、この特約だけを解約することはできません。

第10条 （特約の消滅）

1. 次の場合は、この特約は消滅します。
 - (1) 保険契約者または被保険者がその所属集団から脱退したとき
 - (2) 集団扱を受ける保険契約者または被保険者の数が第1条（特約の締結）1.（1）から（3）までに定める人数未満に減少し、その後6か月を経過して、その定める人数にもどらないとき
 - (3) 当社と集団代表者との間に締結された集団扱協定が解除されたとき
2. 本条1. によってこの特約が消滅したときは、個人扱いの取扱いに変更し、保険料率を将来に向けて改めます。この場合、この特約消滅後の保険期間は、この特約消滅前の保険期間と同一とします。ただし、個人扱いの取扱いへの変更が、当社所定の範囲をこえる場合は、変更の取扱いはしません。この場合、保険契約は最終の保険料払込みに対応する保険料期間満了の日をもって消滅するものとします。
3. 本条2. の個人扱いの取扱いへの変更後の保険期間満了の日が、当社の定める範囲をこえる場合は、同一の保険期間への変更は行わず、短期の保険期間とする個人扱いの取扱いに変更します。^{*1}
4. 本条2. ならびに3. に定める個人扱いの取扱いへの変更の場合、この特約消滅後の保険料の払込方法（回数）が年払または半年払でその保険年度の保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。
5. 本条4. の未払込分の保険料の払込みについては、主約款の「保険契約が消滅した場合等の保険料の取扱い」の定めに従います。

第11条 （この特約を付加した保険契約の更新）

この特約を付加した保険契約が更新される場合は、主約款の「保険契約の更新」の定めに従います。ただし、保険期間を変更して更新する取扱いはしません。

第12条 （この特約を付加した保険契約の自動変更）

この特約を付加した保険契約が自動変更される場合は、主約款の「保険契約の自動変更」の定めに従います。ただし、保険期間を変更して自動変更する取扱いはしません。

備 考

第10条 備考

- ^{*1} この場合、当社の定めた方法で計算した差額金を授受します。

第13条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)等に付加した場合の特則）

1. 本特則は、この特約の主契約が、次の表に該当する場合に適用します。

主契約	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017) 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014） 無解約返戻金型がん療養保険（10） がん保険
-----	---

2. この特約を本条1. の主契約に付加した場合、次の表のとおり読み替えます。

読み替える対象	読み替え前の語句	読み替え後の語句
第2条（契約日の特則）	当社の責任開始日	主約款に定める保険期間の始期

保険料クレジットカード払特約条項 目次

第1条	特約の締結	102
第2条	責任開始期および契約日の特則	102
第3条	保険料率	102
第4条	保険料の払込み	102
第5条	他の保険料の払込方法（経路）への変更	103
第6条	特約の消滅	103
第7条	主約款の定め為準用	103

保険料クレジットカード払特約条項

(平成29年4月2日改正)

第1条 (特約の締結)

1. この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間中において、保険契約者から、当社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当社がこれを承諾した場合に締結します。
2. 本条1. のクレジットカードは、保険契約者が、当社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限りします。
3. 当社は、この特約の締結に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとしします。
4. 当社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合に限り、この特約に定める取扱いを行います。

第2条 (責任開始期および契約日の特則)

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、主約款^{*1} の定めにかかわらず、当社の責任開始日^{*2} ^{*3} の属する月の翌月1日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。
- (2) 当社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当社が主約款および特約の定めに基づく保険金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、本条(1)にかかわらず、当社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社はこれを保険契約者に払い戻し、不足分があるときは、保険契約者は当社にこれを払い込んでください。^{*4}
- (3) 保険契約者から申出があり、かつ当社がこれを承諾した場合、本条(1)および(2)にかかわらず、契約日は当社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第3条 (保険料率)

1. この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。
2. 本条1. にかかわらず、当月分以後の保険料が3か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当社所定の割引率で保険料を割引します。

第4条 (保険料の払込み)

1. 第1回保険料^{*1} をクレジットカードにより払い込む場合は、当社がクレジットカードの有効性等

備 考

第2条 備考

- *1 主契約の普通保険約款をいいます。以下同じ。
- *2 無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）、無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合は、保険期間の始期。以下同じ。
- *3 責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。
- *4 保険金、給付金等の支払いがあるときは、過不足分を支払金額と精算します。

第4条 備考

- *1 第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。

の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時*² に、当社が第1回保険料を受け取ったものとしします。

2. 本条1. の場合、当社が、保険契約の申込みを承諾したときは、当社の責任開始日を保険契約者に通知します。
3. 第2回以降の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の定めにかかわらず、当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当社の定めた日に、当社に払い込まれるものとしします。
4. 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたいがい、保険料相当額をカード会社に支払うものとしします。
5. 当社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料*³ については、本条3.（第1回保険料の場合は本条1.）の取扱いは適用しません。
 - （1）当社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと
 - （2）保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと
6. 本条5. の場合、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとしします。

第5条 （他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ当社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第6条 （特約の消滅）

1. 次のいずれかの場合には、この特約は消滅します。
 - （1）保険契約が消滅または失効したとき
 - （2）保険料が前納されたとき
 - （3）保険料が一括払込みされたとき
 - （4）保険料の払込みが不要となったとき
 - （5）他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき
 - （6）当社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき
 - （7）当社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき
 - （8）カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき
2. 本条1.（3）にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。
3. 本条1.（6）から（8）までの場合、当社はそれぞれの事由によりこの特約が消滅することを保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）に変更してください。

第7条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

備 考

第4条 備考

- *² 当社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当社がクレジットカード利用票を作成した時としします。
- *³ 第1回保険料を含みます。

責任開始期に関する特約条項 目次

第1条	特約の適用	105
第2条	責任開始期および契約日	105
第3条	第1回保険料の払込および猶予期間	105
第4条	第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合	105
第5条	第1回保険料が払い込まれないことによる無効	105
第6条	特約の解約	106
第7条	第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金	106
第8条	主約款の規定の準用	106
第9条	無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則	106
第10条	5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則	106
第11条	無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則	106

責任開始期に関する特約条項

(平成29年4月2日改正)

第1条 (特約の適用)

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際、保険契約者から申出があり、かつ、会社がこれを承諾した場合に主契約に付加して適用します。

2. この特約を付加した主契約が更新された場合、更新後の主契約には、この特約は付加されません。

第2条 (責任開始期および契約日)

主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、つぎの（１）～（３）のとおり取り扱います。

（１）保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月１日とします。

（２）契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前号に定める契約日を基準として計算します。ただし、責任開始日から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険金、給付金もしくは年金等（以下「保険金等」といいます。）の支払事由または保険料払込の免除事由が発生したときは、責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。

（３）前号ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。ただし、支払うべき保険金等があるときは、保険料の不足分をその保険金等から差し引きます。

第3条 (第1回保険料の払込および猶予期間)

第1回保険料の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとします。

2. 第1回保険料の払込については、第1回保険料の払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌月末日までの猶予期間があります。

3. 保険契約者は、第1回保険料を払込期間内に会社に払い込んでください。払込期間内に払込ができなかった場合は、猶予期間内に会社に払い込んでください。

第4条 (第1回保険料の払込前に保険事故が発生した場合)

第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険金等の支払事由が生じたときは、第1回保険料を支払うべき保険金等から差し引きます。ただし、第2回以後の保険料について、主約款または特約条項の規定に基づいて差し引くべき未払込保険料がある場合は、第1回保険料と合わせて支払うべき保険金等から差し引きます。

2. 前項の場合、支払うべき保険金等が第1回保険料（前項ただし書きの規定により、第1回保険料と合わせて差し引くべき第2回以後の未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）に不足するときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、支払事由の発生により支払うべき保険金等を支払いません。

3. 第1回保険料の払込がないまま、第1回保険料の猶予期間満了日までに主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が生じたときは、保険契約者は、第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料（主約款または特約条項の規定に基づいて払い込むべき第2回以後の未払込保険料がある場合は、その未払込保険料を含みます。以下、本項において同じ。）を払い込んでください。第1回保険料の払込がない場合には、会社は、保険料の払込を免除しません。

第5条 (第1回保険料が払い込まれないことによる無効)

第1回保険料の猶予期間満了日までに第1回保険料の払込がないときは、主契約およびこれに付加された特約を無効とします。ただし、前条第1項に該当し、かつ、前条第2項に該当しない場合を除きます。

2. 本条の規定によって主契約およびこれに付加された特約を無効とした場合、責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

第6条 （特約の解約）

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

第7条 （第1回保険料の払込前の保険契約の解約返戻金）

第1回保険料の払込前の主契約およびこれに付加された特約には解約返戻金はありません。

第8条 （主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第9条 （無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）等に付加した場合の特則）

この特約を無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2017）、無解約返戻金型悪性新生物療養保険（2014）、無解約返戻金型がん療養保険（10）またはがん保険に付加した場合には、主約款の規定にかかわらず、次の（1）～（5）の取扱をし、第2条（責任開始期および契約日）の規定は適用しません。

- （1）保険契約の申込を受けた時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時を主契約の保険期間の始期とし、その日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月1日とします。
- （2）主契約の責任開始期は、前号に定める保険期間の始期に属する日から起算して90日を経過した日の翌日とします。
- （3）契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、第1号に定める契約日を基準として計算します。ただし、保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款または特約条項の規定に基づいて保険料払込の免除事由が発生したときは、保険期間の始期を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。
- （4）前号ただし書きに定める再計算の結果、保険料に超過分があるときは、会社はその超過分を保険契約者に払い戻します。また、保険料に不足分があるときは、保険契約者はその不足分を会社に払い込んでください。
- （5）第3条（第1回保険料の払込および猶予期間）第1項中、「責任開始日」とあるのは「保険期間の始期」と読み替えます。

第10条 （5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）中、「被保険者」とあるのは「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第11条 （無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合の特則）

この特約を無選択加入特則を付加した5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合、または無選択型終身保険（低解約返戻金型）（2012）に付加した場合には、第2条（責任開始期および契約日）第1号は、つぎのとおり読み替えます。

「保険契約の申込を受けた時を主契約の責任開始期（会社の保険契約上の責任が開始する時をいいます。以下同じ。）とし、その時の属する日（以下「責任開始日」といいます。）を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、責任開始日の属する月の翌月1日とします。」

電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項 目次

第1条	特約の締結	108
第2条	保険契約の申込手続き	108
第3条	告知の手続き	108
第4条	契約年齢および性別の誤りの処理	108
第5条	主約款の定め of 準用	109
第6条	電磁的方法	109

電子情報処理機器による保険契約申込に関する特約条項

(平成28年5月2日改正)

第1条 (特約の締結)

保険契約者*1 から、電子情報処理機器（パーソナルコンピュータおよびインターネット等に接続可能で情報処理ができる携帯電話端末機等の双方向において連絡および確認等ができ、電磁的方法による記録が可能な機器をいいます。以下同じ。）を用いて、当社所定の方法により、保険契約の申込みがあり、かつ、当社がこれを承諾した場合には、この特約を締結します。

第2条 (保険契約の申込手続き)

電子情報処理機器による保険契約の申込みは、次の手続きにより取り扱うものとします。

- (1) 当社は、電子情報処理機器を用いたインターネット等を媒介とした電磁的方法により、保険契約の申込みの際に確認いただく契約情報に関する電子書面と保険契約の申込内容を入力する画面を保険契約者へ表示します。
- (2) 保険契約者は、電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に申込みに係る必要な情報を入力し、当社へ送信するものとします。
- (3) 当社は、本条(2)で保険契約者より送信されたものの受信をもって、保険契約の申込みの意思があったものとして取り扱います。この場合、当社は、電磁的方法により、保険契約の申込みを受け付けた旨を保険契約者へ送信します。
- (4) 当社は、保険契約の申込みの諾否については、電磁的方法によって通知します。ただし、電磁的方法が不可能な場合にはその他の方法を用いる場合があります。また、保険契約の申込みを承諾した場合には、保険証券を発行して承諾の通知に代えることがあります。
- (5) 携帯電話端末機を用いた保険契約の申込みを行う場合、保険契約者より当社所定の書面を提出いただく場合があります。

第3条 (告知の手続き)

電子情報処理機器による保険契約の申込みを行う場合には、主約款等*1 の定めにかかわらず、告知について、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険契約*2 の締結の際、当社は保険金等の支払事由および保険料の払込免除事由が生じる可能性に関する重要な事項のうち告知事項*3 を電磁的方法によって表示します。
- (2) 保険契約者または被保険者（以下、「保険契約者等」といいます。）は、電磁的方法により、告知事項を入力する画面に告知に係る必要な情報を入力し、当社へ送信するものとします。
- (3) 当社は、本条(2)で保険契約者等より送信されたものの受信をもって、告知があったものとして取り扱います。

第4条 (契約年齢および性別の誤りの処理)

この特約の適用に際しては、主約款等に定める「契約年齢および性別の誤りの処理」の条項において次のとおり読み替えます。

備 考

第1条 備考

- *1 保険契約者となる者を含みます。以下同じ。

第3条 備考

- *1 主契約の普通保険約款および特約条項をいいます。以下同じ。
*2 特約を含みます。
*3 被保険者に告知を求める事項をいいます。以下同じ。

読み替え前の語句	読み替え後の語句
保険契約申込書に記載された	電磁的方法により、保険契約の申込内容を入力する画面に入力された

第5条 （主約款の定め準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款に準じて取り扱います。

第6条 （電磁的方法）

この特約における「電磁的方法」とは、次に掲げる場合に依りて、それぞれに定める方法を指します。

- （1）当社から保険契約者等に対して通知、表示または意思表示（以下、「通知等」といいます。）を行う場合
 - ① 当社の使用に係る電子情報処理機器と保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器とを接続する電気通信回線を通じて通知等を行うべき事項を送信し、受信者の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録する方法
 - ② 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供し、保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器に備えられた記憶装置に当該事項を記録する方法
 - ③ 保険契約者等ファイル*¹ に記録された通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
 - ④ 当社の閲覧ファイル*² に記録された内容中、通知等を行うべき事項を電気通信回線を通じて保険契約者等の閲覧に供する方法
- （2）保険契約者等から当社に対して通知等を行う場合
 - ① 保険契約者等ファイル*¹ に、保険契約者等が通知等を行うべき事項を記録する方法
 - ② 保険契約者等の使用に係る電子情報処理機器の映像面に表示する手続きにしたがって、保険契約者等がその使用に係る電子情報処理機器を用いて送信する方法

備 考

第6条 備考

- *1 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、もっぱら当該保険契約者等の用に供せられるファイルをいいます。
- *2 当社の使用に係る電子情報処理機器に備えられたファイルで、同時に複数の保険契約者等の閲覧に供するため通知等を行うべき事項を記録させるファイルをいいます。

別表 1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とします（急激・偶発・外来の定義は表 1 によるものとし、備考に事故を例示します。）。ただし、表 2 の事故は除外します。

表 1 急激・偶発・外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 （慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 （被保険者の故意に基づくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 （身体の内部的原因によるものは該当しません。）

備考 急激かつ偶発的な外来の事故の例

該当例	非該当例
次のような事故は、表 1 の定義をすべて満たす場合は、急激かつ偶発的な外来の事故に該当します。 ・交通事故 ・不慮の転落、転倒 ・不慮の溺水 ・窒息	次のような事故は、表 1 の定義のいずれかを満たさないため、急激かつ偶発的な外来の事故に該当しません。 ・高山病、潜水病、乗物酔いにおける原因 ・飢餓、渇 ・過度の運動 ・騒音、振動、無重力環境への長期滞在 ・処刑

表 2 除外する事故

項目	除外する事故
1. 疾病の発症等における軽微な外因	疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な外因となった事故
2. 疾病の診断・治療上の事故	疾病の診断または治療を目的とした医療行為、医薬品等の使用および処置における事故
3. 疾病による障害の状態にある者の窒息等	疾病による呼吸障害、嚥下障害または精神神経障害の状態にある者の、食物その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 気象条件による過度の高温	気象条件による過度の高温にさらされる事故（熱中症（日射病・熱射病）の原因となったものをいいます。）
5. 接触皮膚炎、食中毒などの原因となった事故	次の症状の原因となった事故 （1）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎 （2）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎など （3）細菌性食中毒ならびにアレルギー性、食餌性または中毒性の胃腸炎および大腸炎

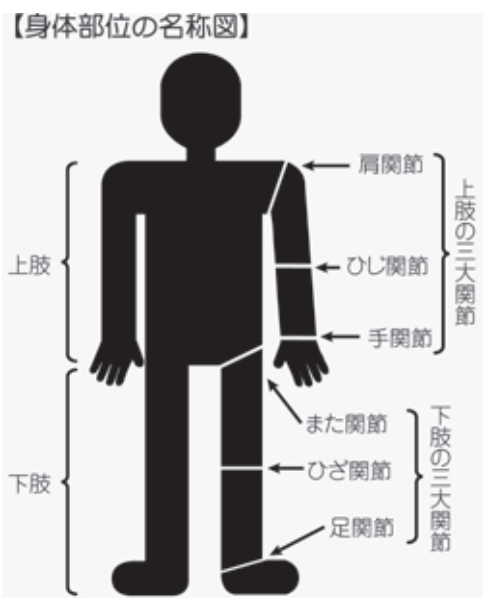
別表２ 対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (１) 両眼の視力を全く永久に失ったもの*¹
- (２) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの*² *³
- (３) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*⁴
- (４) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの*⁵
- (５) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの*⁵
- (６) １上肢を手関節以上で失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの*⁵
- (７) １上肢の用を全く永久に失い、かつ、１下肢を足関節以上で失ったもの*⁵

備 考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
 1. 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の３つの場合をいいます。
 1. 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の４種のうち、３種以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 2. 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込みがない場合
 3. 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- *3 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。



る別
高度2
障害
状態
(対象とな

別表3 対象となる身体障害の状態

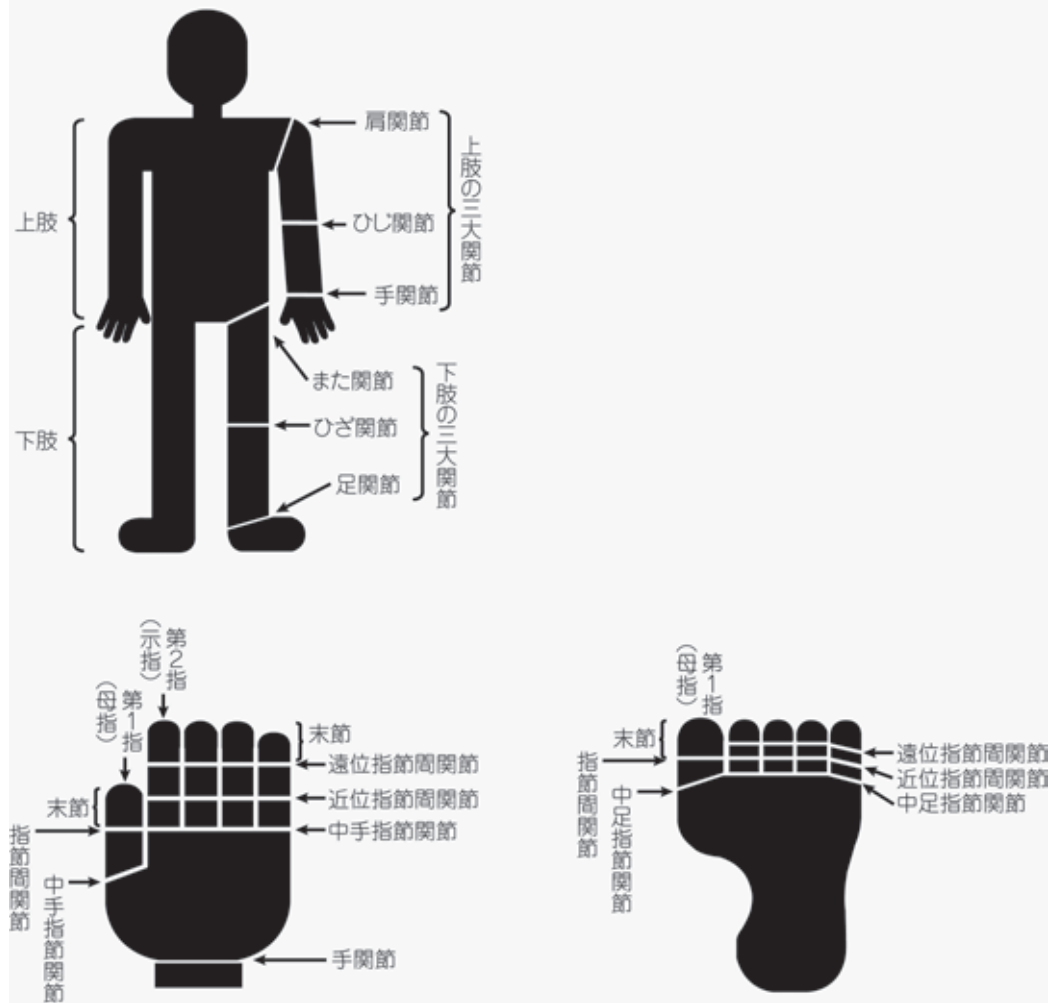
対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの*¹
- (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの*²
- (3) 脊柱に著しい奇形*³ または著しい運動障害を永久に残すもの*⁴
- (4) 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの*⁵ *⁶
- (5) 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの*⁵ *⁶
- (6) 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの*⁷
- (7) 10手指の用を全く永久に失ったもの*⁸
- (8) 10足指を失ったもの*⁹

備 考

- *1 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
1. 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
2. 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。
- *2 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・cデシベルとしたとき、 $1/4(a + 2b + c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。
聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行います。
- *3 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。
- *4 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。
- *5 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。
- *6 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。
- *7 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
- *8 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。
- *9 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

【身体部位の名称図】



別表4 対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS] (ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。)	U04

別表5 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、表2の基本分類表番号に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1.悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病（ただし、上皮内癌、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌を除く）
2.急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 （1）典型的な胸部痛の病歴 （2）新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 （3）心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3.脳卒中	脳血管の異常（脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる）により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

表2 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の基本分類表番号

疾病名	分類項目	基本分類表番号
1.悪性新生物	口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	140～149
	消化器および腹膜の悪性新生物	150～159
	呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	160～165
	骨、結合組織、皮膚および乳房の悪性新生物（170～175）のうち、	
	・骨および関節軟骨の悪性新生物	170
	・結合組織およびその他の軟部組織の悪性新生物	171
	・皮膚の悪性黒色腫	172
	・女性乳房の悪性新生物	174
	・男性乳房の悪性新生物	175
	泌尿生殖器の悪性新生物	179～189
2.急性心筋梗塞	虚血性心疾患（410～414）のうち、	
	・急性心筋梗塞	410
3.脳卒中	脳血管疾患（430～438）のうち、	
	・くも膜下出血	430
	・脳内出血	431
	・脳動脈の狭塞	434

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

身体部位および特定疾病の名称	
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺、および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睪丸、副睪丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限りま。
21	頸椎部（当該神経を含みます。）
22	胸椎部（当該神経を含みます。）
23	腰椎部（当該神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（当該神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限りま。
36	脊椎（当該神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）
38	異常妊娠、異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	外傷に伴う合併症、後遺症

別表6 特定部位・特定疾病不担保法により不担保とする部位および特定疾病

別表11 薬物依存

「薬物依存」とは、平成21年3月23日総務省告示第176号に定められた分類項目中のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。なお、薬物には、アヘン、大麻、モルヒネ、コカイン、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

分類項目	細分類項目	基本分類コード
アヘン類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F11.2
大麻類使用による精神および行動の障害	依存症候群	F12.2
鎮静薬または催眠薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F13.2
コカイン使用による精神または行動の障害	依存症候群	F14.2
カフェインを含むその他の精神刺激薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F15.2
幻覚薬使用による精神および行動の障害	依存症候群	F16.2
揮発性溶剤使用による精神および行動の障害	依存症候群	F18.2
多剤使用およびその他の精神作用物質使用による精神および行動の障害	依存症候群	F19.2

別表14 対象となる要介護状態

次のいずれかに該当したとき

- (1) 常時寝たきり状態で、下表のa.に該当し、かつ、下表のb.～e.のうち2項目以上に該当して他人の介護を要する状態
- (2) 器質性認知症と診断確定され*1、意識障害*2のない状態において見当識障害*3があり、かつ、他人の介護を要する状態

a. ベッド周辺の歩行が自分ではできない。
b. 衣服の着脱が自分ではできない。
c. 入浴が自分ではできない。
d. 食物の摂取が自分ではできない。
e. 大小便の排泄後の拭き取り始末が自分ではできない。

備考

- *1 1. 「器質性認知症と診断確定されている」とは、次の(1)および(2)のすべてに該当する「器質性認知症」であることを、医師の資格をもつ者により診断確定された場合をいいます。
- (1) 脳内に後天的におこった器質的な病変あるいは損傷を有すること
 - (2) 正常に成熟した脳が、(1)による器質的障害により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下したものであること
2. 前1. の「器質性認知症」、「器質的な病変あるいは損傷」および「器質的障害」とは、次のとおりとします。
- (1) 「器質性認知症」

「器質性認知症」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」（昭和54年版）に記載された分類項目中、次の基本分類番号に規定される内容によるものをいいます。

分類項目	基本分類番号
老年痴呆、単純型	290.0
初老期痴呆	290.1
老年痴呆、抑うつ型および妄想型	290.2
急性錯乱状態を伴う老年痴呆	290.3
動脈硬化性痴呆	290.4
他に分類された状態における痴呆	294.1

昭和54年版以後の厚生省（平成13年1月6日以後は厚生労働省）大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、上記疾病以外に該当する疾病がある場合は、その疾病を含むものとします。

- (2) 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」
- 「器質的な病変あるいは損傷」、「器質的障害」とは、各種の病因または傷害によって引き起こされた組織学的に認められる病変あるいは損傷、障害のことをいいます。

- *2 「意識障害」とは、次のようなものをいいます。
- 通常、対象を認知し、周囲に注意を払い、外からの刺激を的確にうけとって反応することのできる状態を意識がはっきりしているといいますが、この意識が障害された状態を意識障害といいます。
- 意識障害は、通常大きくわけて意識混濁と意識変容とにわけられます。
- 意識混濁とは意識が曇っている状態で、その障害の程度により、軽度の場合、傾眠（うとうとしているが、刺激により覚醒する状態）、中度の場合、昏眠（覚醒させることはできないが、かなり強い刺激には、一時的に反応する状態）、高度の場合、昏睡（精神活動は停止し、全ての刺激に反応性を失った状態）にわけられます。

別表14
（対象となる要介護状態）

意識変容は、特殊な意識障害であり、これにはアメンチア（意識混濁は軽いが、応答は支離滅裂で、自分でも困惑した状態）、せん妄（比較的高度の意識混濁－意識の程度は動揺しやすい－に加えて、錯覚・幻覚を伴い不安、不穏、興奮などを示す状態）およびもうろう状態（意識混濁の程度は軽いが、意識の範囲が狭まり、外界を全般的に把握することができない状態）などがあります。

*3 「見当識障害」とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

1. 時間の見当識障害
：季節または朝・真昼・夜いずれかの認識ができない。
2. 場所の見当識障害
：今住んでいる自分の家または今いる場所の認識ができない。
3. 人物の見当識障害
：日頃接している周囲の人の認識ができない。

別表15 保険料払込みの免除の対象となる身体障害の状態

保険料払込みの免除の対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

耳の障害	(1) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの*1
上・下肢の障害	(2) 1上肢または1下肢の用を全く永久に失ったもの*2
内臓の障害	(3) 呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し*3、酸素療法を受けたもの*4 (4) 恒久的心臓ペースメーカーを装着したもの*5 (5) 心臓に人工弁を置換したもの*6 (6) 肝臓の機能に著しい障害を永久に残したもの*7または肝移植を受けたもの (7) 腎臓の機能を全く永久に失い*8、人工透析療法*9または腎移植*10を受けたもの (8) ぼうこうを全摘出し、かつ、人工ぼうこう*11を造設したもの (9) 直腸を切断し*12、かつ、人工肛門*13を造設したもの

備 考

- *1 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa・b・c デシベルとしたとき、 $1/4(a+2b+c)$ の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、器質性難聴に限ります。聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオメータで行ないます。
- *2 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、次の場合をいいます。
1. 上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）中2関節以上の完全強直で、回復の見込みのない場合をいいます。この場合は、上・下肢を手・足関節以上で失った場合を含みます。
 2. 関節の完全強直には、人工骨頭または人工関節をそう入置換した場合を含みます。
- *3 「呼吸器の機能に著しい障害を永久に残し」とは、予測肺活量1秒率が20%以下または動脈血酸素分圧が50Torr以下で、歩行動作が著しく制限され、回復の見込みのない場合をいいます。
- *4 「酸素療法を受けたもの」とは、日常的かつ継続的に行うことが必要と医師が認める酸素療法を、その開始日から起算して180日間継続して受けたものをいいます。
- *5 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合は含みません。また、すでに装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合を除きます。
- *6 「人工弁を置換したもの」には、生体弁の移植を含みます。人工弁を再置換する場合およびすでに人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合を除きます。
- *7 「肝臓の機能に著しい障害を永久に残し」とは、表1のいずれかの臨床所見が得られ、かつ、表2の検査所見の判定基準をすべて満たす、回復の見込みのない肝臓の機能低下をいいます。

表1 臨床所見

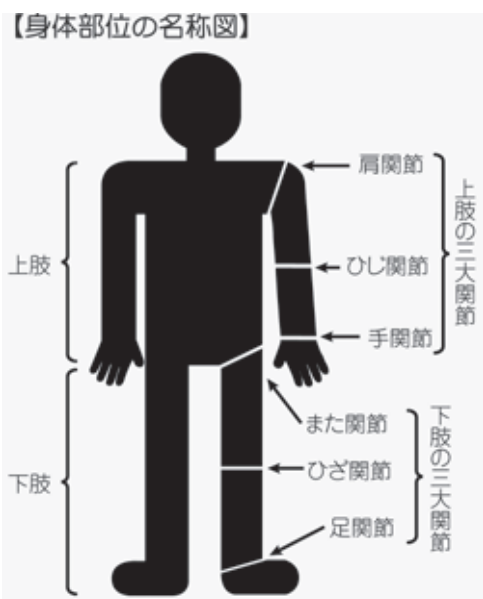
・腹水貯留 ・食道静脈瘤

表2 検査所見

検査項目	判定基準
1. 血清アルブミン	3.5/dl以下
2. 血小板	10万/ μ l以下
3. ICG試験15分血中停滞率	20%以上

- *8 「腎臓の機能を全く永久に失い」とは、腎機能検査において内因性クレアチンクリアランス値が30ml/分未満または血清クレアチン濃度が3.0mg/dl以上で回復の見込みのない場合をいいます。この場合、腎機能検査の結果は、人工透析療法または腎移植の実施前のものによります。
- *9 「人工透析療法」とは、血液透析法または腹膜灌流法により血液浄化を行う療法をいいます。ただし、一時的な人工透析療法および腎移植後の人工透析療法を除きます。
- *10 自家腎移植および再移植を除きます。

- *11 「人工ぼうこう」とは空置した腸管に尿管を吻合し、その腸管を体外に開放し、ぼうこうの蓄尿および排尿の機能を代行するものをいいます。
- *12 「直腸を切断し」とは、直腸および肛門を一塊として摘出した場合をいいます。
- *13 「人工肛門」とは、腸管を体外に開放し、その腸管より腸内容を体外に排出するものをいいます。



FWD富士生命からのお願い

たとえばこんなときは総合サービスセンターへご連絡を！

(ご照会の際は、必ず証券番号、ご契約者名、被保険者名、契約年月日をお知らせください。)

- 改姓・改名、受取人変更
- 保険料の払込方法の変更
- 年金・保険金等のご請求
- 保険証券の再発行
- 住所変更、町名変更
- 保険料払込口座の変更
- 保険期間・保険料払込期間の変更
- 本人確認事項等(※)の変更
- その他、お手続き方法等

(※)「犯罪収益移転防止法」に基づき取引時に確認させていただいた事項。

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては

総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月～金9:00～18:00
(祝日、年末年始を除く)

FWD富士生命のホームページからもお問い合わせいただけます。
www.fwdfujilife.co.jp

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことから記載したものです。必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

クーリング・オフ制度について	しおり - 11
健康状態や職業等の告知義務について	しおり - 15
保障の責任開始期について	しおり - 18
保険料の払込方法(回数)について	しおり - 41
保険料の払込方法(経路)について	しおり - 41
払込猶予期間とご契約の失効について	しおり - 44
効力を失ったご契約の復活について	しおり - 47
年金・保険金等のご請求について	しおり - 52
年金・保険金等をお支払いできない場合	しおり - 55
ご契約の解約と解約返戻金	しおり - 60

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことですので、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保管し、ご活用ください。

生命保険に関するご相談・ご照会・苦情につきましては

総合サービスセンター 0120-211-901 (通話料無料)

受付時間：月～金9:00～18:00
(祝日、年末年始を除く)

FWD富士生命のホームページからもお問い合わせいただけます。

www.fwdfujilife.co.jp

FWD富士生命保険株式会社

本社 〒105-8633 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

募集代理店